自己点檢 • 評価報告書

平成24年3月30日

國學院大學大学院法務研究科法務職専攻

法科大学院長 署名欄

j	第1 法科	∤大学院の基本情報······	1
ĵ	第2 自己	L点 検・評価報告書作 成のプロセス · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
j	第3 自己	L点検・評価の内容と結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	第1分野	予 運営と自己改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1 - 1	法曹像の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	1 - 2	特徴の追求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	1 - 3	自己改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 1
	1 - 4	法科大学院の自主性・独立性・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	.5
	1 - 5	情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	.7
	1 - 6	学生への約束の履行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	第2分野	予 入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	22
	2 - 1	入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉・・・・・・・・・・ 2	22
	2 - 2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	2 - 3	入学者の多様性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第3分野	予 教育体制······ 4	ŀO
	3 - 1	教員体制・教員組織(1)〈専任教員の必要数及び適格性〉・・・・・・・ 4	ŀO
	3 - 2	教員体制・教員組織(2)〈教員の確保・維持・向上〉・・・・・・・・・・・・ 4	Ι4
	3 - 3	教員体制・教員組織(3)〈専任教員の構成〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3 - 4	教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Į9
	3 - 5	教員のジェンダーバランス・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3 - 6	担当授業時間数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3 - 7	研究支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第4分野	F 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み·····	
	4 - 1	*****	
		学生評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第5分野	予 カリキュラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	5 - 1		
	5 - 2	科目構成 (2) 〈科目の体系性・適切性〉・・・・・・・・・ 7	
	5 - 3	科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉・・・・・・・・・・・・・ 7	
	5 - 4	履修(1)〈履修選択指導等〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5 - 5	履修(2)〈履修登録の上限〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第6分野	予 授業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
	6 - 1	授業	
	6 - 2	理論と実務の架橋(1)〈理論と実務の架橋〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6 - 3	臨床教育(2)〈臨床科目〉・・・・・・・・・・・・・・・・・10	
	第7分野	予 学習環境······ 1()6

7 - 1	学生数 (1) クラス人数	06
7 - 2	学生数 (2) 入学者数 · · · · · · 1	.08
7 - 3	学生数 (3) 在籍者数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
7 - 4	施設・設備の確保・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・1	11
7 - 5	図書・情報源の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	16
7 - 6	教育•学習支援体制····· 1	19
7 - 7	学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉1	22
7 - 8	学生支援体制 (2) 〈学生へのアドバイス〉	25
第8分	野 成績評価・修了認定····································	28
8 - 1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	28
8 - 2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	33
8 - 3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉・・・・・・ 1	36
第9分	野 法曹に必要なマインド・スキルの養成······ 1	39
9 - 1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉・・・・・・・1	39
第4 その	D他······· 1	47
別紙 学生	E数及び教員に関するデータ 1	48
別紙 教員	員個人調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	49

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学(院)名 國學院大學大学院

2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 法務研究科法務職専攻

3. 開設年月 平成16年4月

4. 当該大学院課程の教学責任者

氏名 武田 誠 所属・職名 法務研究科

教授 (法科大学院長)

連絡先 03-5466-0559 (研究室)

5. 認証評価対応教員・スタッフ

① 氏名 福岡 英明

所属・職名 法務研究科・教授(副院長)役割 自己点検・評価実施委員

教務委員長

連絡先 03-5466-0549 (研究室)

② 氏名 高内 *寿*夫

所属・職名 法務研究科・教授

役割 自己点検・評価実施委員長

ブラッシュアップ委員長

連絡先 03-5466-0543 (研究室)

③ 氏名 中川 徹也

所属・職名 法務研究科・教授

役割 自己点検・評価実施委員

連絡先 03-5466-0546 (研究室)

④ 氏名 中山 一郎

所属・職名 法務研究科・教授

役割 自己点検・評価実施委員

入試委員長

連絡先 03-5466-0562 (研究室)

⑤ 氏名 小林 博毅

所属・職名 法科大学院事務課・課長

役割 自己点検・評価実施委員会

幹事

連絡先 03-5466-0273 (直通)

lsoffice@kokugakuin.ac.jp

〒150-8440 東京都渋谷区東四丁目 10 番 28 号

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

本法科大学院は、自己点検・評価を担当する組織として、法科大学院自己点検・評価実施委員会¹(以下、「自己点検・評価実施委員会」という。)を設置している。当該実施委員会は、法科大学院教授会及び大学全体の自己点検・評価委員会(以下、「全学自己点検・評価委員会」という。)、法科大学院ブラッシュアップ委員会と連携し、法科大学院の教学並びに管理運営に関わる事項について、自ら点検、分析及び評価を行い、それらを公表するものである。また、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受ける場合に、その実務を担当するものである。

自己点検・評価実施委員会では、前回認証評価で指摘を受けた部分をあらためる作業を継続しており、その結果は毎年、公益財団法人日弁連法務研究財団 (以下、「貴財団」という。)に提出してきた「年次報告書」において報告した とおりである、

次回認証評価に向けては、2010年3月31日に貴財団が開催した「法科大学院 認証評価新評価説明会~第2期認証評価に向けて~」に出席した高内委員長から、2011年4月14日(水)に開催した第1回自己点検・評価実施委員会において、説明がなされた箇所及び質疑応答の際に説明がなされた箇所等、今回の改定の重点項目・注意を要する点について説明を行った後、自己点検・評価報告書作成のための各委員の分担を次のとおり決定した²。

第1分野 武田 誠 法科大学院長

高内 寿夫 自己点検・評価実施委員長

第2分野 中山 一郎 自己点検・評価実施委員,入試委員長

第3分野 吉井 啓子 自己点檢·評価実施委員,教務委員長(当時)

第4分野 高内 寿夫 自己点検・評価実施委員長

第5分野 吉井 啓子 自己点検・評価実施委員,教務委員長(当時)

第6分野 高内 寿夫 自己点検・評価実施委員長、ブラッシュアップ委員長

第7分野 中川 徹也 自己点検・評価実施委員

第8分野 中川 徹也 自己点検・評価実施委員

第9分野 武田 誠 法科大学院長

高内 寿夫 自己点検・評価実施委員長, ブラッシュアップ委員長

以上の担当箇所について,2012年2月末日を目処に各担当者が原案を作成することを目標とした。以降,2011年度後期「学生による授業評価アンケート」の集計,「法科大学院生が最低限修得すべき内容」,「授業における点検・評価」

¹ 法科大学院自己点検・評価実施委員会規程【A5 参照】

² 平成 22 年度第 1 回法科大学院自己点検・評価実施委員会議事録【A6 参照】

等を実施した。

本法科大学院は、2011年3月7日(月)の第13回法科大学院教授会において、平林勝政法科大学院長(当時)から、あらためて認証評価制度の趣旨についての説明及び全体の手順・スケジュールの説明が行われた後、2012年度上期に貴財団が行う認証評価を受けることが、全会一致で了承された³。また、その際、全専任教員の共通認識のもとに、自己点検・評価報告書を作成することとした。

自己点検・評価実施委員会では、各分野担当教員が原案を作成し、第1分野から第9分野までの原案を、2012年1月25日(水)法科大学院教授会に提示し、教授会構成員からの意見を募った。さらに、2月15日(水)法科大学院教授会に第2案を提示し、続く、3月5日教授会において、自己点検・評価実施委員会作成の第3案を提示し、自己点検・評価報告書原案を全専任教員に配布し、最終的な意見を求めるとともに、骨子について、その了承を得た。そして、院長・副院長と自己点検・評価実施委員会とで、3月23日(金)に最終的な詰めの作業を行った。

そして最終的な調整の結果,ここに 2012 年 3 月 30 日付で自己点検・評価報告書を提出するものである。

-

³ 平成 22 年度第 13 回法科大学院教授会議事録【A6 参照 ※当日閲覧資料】

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準)養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1)養成しようとする法曹像

本法科大学院は、地域社会に奉仕することができる資質を備えた法曹、すなわち、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と事件を冷静に処理できる理性とを有して、「地域」とともに生き「地域」に寄与し貢献できる法曹(ホームロイヤー)の養成を目指すものである⁴。

なお,本法科大学院の目的について,國學院大學法科大学院学則第3条は,「法理論と法実務の有機的結合を図る教育を行い,法務職に関する高度の専門性と深い学識及び卓越した能力を培った法曹を養成することを目的とする。」と規定している⁵。

司法制度改革審議会意見書は、制度を生かすものは人であり、法曹の人的基盤を強化しなければならないという観点から、法科大学院の役割について、

「国民の社会生活上の医師」としての専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図るという点を挙げている。この法曹像を、國學院大學の建学の精神に照らして述べると次のようになる。國學院大學が輩出してきた人材に

「神職」があるが、彼らは、「地域」に開かれ「地域」の一部分である「神社」という場を通して、いわば「地域の知恵者」として地域の人々が抱える社会生活上の諸問題の解決に貢献してきた。「神職」の役割と「国民の社会生活上の医師」としての法曹に求められている役割とは相通じるものがある。しかし、現代社会において人々が抱えている社会生活上の諸問題に有効な解決方法を提供するためには、旧来の伝統や慣習に頼るだけでは不十分で、地域社会に生きる人々の思いを受け止める感性を持ちながら、各人の置かれた具体的な生活状況に即した法的サービスの提供が求められるのである。

すなわち、上述した本法科大学院が養成しようとする法曹像は、司法制度改革審議会で示された法科大学院の理念を、國學院大學が 130 年の伝統の中で育んできた建学の精神を踏まえて実現しようとするものであるといえよう。

⁴ 國學院大學法科大学院ホームページ〔<u>http://www.kokugakuin.ac.jp/lawschool/index.html〕,平成24</u>年度版「ガイドブック」【A2 参照】,2012 年度版「学生便覧」(履修要項)【A3 参照】

⁵ 國學院大學法科大学院学則【A5 参照】

法科大学院の使命は、司法試験に合格できる人物の養成であるが、良き法曹には、社会に根ざした高度の倫理観が要求される。法曹倫理教育の充実は、本 法科大学院のひとつの特徴である⁶。

つぎに、まちに生きる人々の思いを受け止めるためには、多様な人々の思いを受け止めることのできる、多様な人材を受け入れる必要がある。この点は、社会人特別入試の実施も含め、入学試験の実施において可能な限り配慮している。さらに、多様な法曹を養成するため、授業においても、展開・先端科目として多くの科目を開設している⁷。

地域に寄与・貢献できるホームロイヤーの養成を目的とする本法科大学院の アドミッションポリシーを体現する者として,少数ではあるが,司法試験合格 者のうち地方出身者を中心に,地方で弁護士活動を行っている者もいる⁸。

(2) 法曹像の周知

ア 教員への周知,理解 本法科大学院の養成しようとする法曹像は,専任教員に対しては,教授会等において,FDの検討,カリキュラムの検討の際など機会あるごとに確認されている。また,兼任講師および兼任教員に対しては,上記の「法曹像」が明示されたガイドブックおよび学生便覧を配付するとともに,年に一度,非常勤教員と専任教員との懇談会を開催し,その場で理解を得るように努めている。

イ 学生への周知,理解 在学生に対しては、学生便覧の冒頭にその趣旨を記載しており、また、ホームページの「理念・概要」のページ、学生募集要項で明示するとともに、入学式の院長祝辞、学生との懇談会における院長挨拶、個別履修相談など機会あるごとに確認し、周知を図っている。

ウ 社会への周知 社会に対しては、主として、ホームページ、ガイドブックによって公表しているほか、学内外の進学相談会、公開模擬裁判員裁判の場など様々な機会を捉えて説明を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、目指すべき法曹像について、その理念を学生や社会に明示するとともに、その法曹像に従って進められている教育内容およびその成果を示すことも重要であると考えている。この点で、本法科大学院では、公開模擬裁判を年2回実施し、学生の学修の成果を披露している。なお、そのうち1回の公開模擬「裁判員裁判」については、地元自治会の方々に裁判員として参加してもらい、地域の方々に、本法科大学院が目指す法曹像を理解してもらう場としている。この模様については、村和男教授が監修をつとめる小学生高学年を対象とした書籍においても使用されており、子供たちにわかりやすく裁判

⁷ 「自己点検・評価報告書」第5分野 5-4 履修(1) <履修選択指導等>参照。

⁶ 第9分野で再度触れている。

⁸ 平成24年3月時点で、静岡1名、群馬1名、広島1名、高知1名。

^{9 「}公開模擬裁判員裁判」チラシ(平成 21~23 年度)【資料 1】

員制度を教えることに寄与している10。

また、2011年度から、法科大学院共同研究として、一般社団法人リーガルパ ークと連携し、実務家である今井教授指導のもと、中学校での法教育を実施し ている"。学習指導要領から小・中学校における法教育のより一層の充実が求め られていることに対応し、学校関係者と法曹関係者との連携が求められている。 これに対して、弁護士会等の法曹関係者が学校現場を支援しようとしているも のの、法教育の意義自体が確立しておらず、また法教育の担い手も不足してい ることなどから、十分な支援がなし得ていない現状がある。この支援が法科大 学院学生にも担えるものとするのであれば、全国的な法教育の普及・発展にと って大きな契機となる。また、可塑性豊かな小・中学生に対し、法と社会との 接点に目を向けさせることは将来の主権者を育てると言う点においても重要な 意義を持つ。他方で,法科大学院学生にとっては,法を知らないひとに法を伝 え導くという、将来、法律実務家になったときに必要とされる能力を養成する 機会が与えられることになり、法曹になることの社会的意義を体感するととも に、新たな法曹像を自分なりに構築するきっかけとなりうる。法科大学院学生 による法教育授業は、法科大学院で学んだことを市民にリーガルサービスとし て提供する「リーガルクリニック」と同様の教育的効果をもたらすと考えてい る。

(4) その他

2010年6月に、法学部との共催により、講演会「弁護士、検察官、裁判官が語る、事件現場の裏側~法律実務の魅力とは」を開催した。本講演会では、弁護士、検察官、裁判官経験者がパネルディスカッション形式により、法曹という仕事の魅力を説明した¹²。

また、2011 年 6 月には、本法科大学院実務家教員 1 名および本法科大学院を修了した弁護士 2 名が、学習院女子大学において、「実務法曹への道―法科大学院と新司法試験―」と題した特別講義を行い、法科大学院で学び法曹となることの魅力について学部学生に伝えた¹³。2012 年 1 月 19 日 (木)には、共立女子大学においても、「法学概論 I」の授業時に特別講義を行った。

2 点検・評価

本法科大学院が養成を目指す「法曹像」は非常に明確であり、十分に周知されていると思われる。

3 自己評定

Α

^{10 「}裁判のしくみ絵事典」(株式会社 P H P 研究所発行)平成 24 年年 6 月刊行予定。

¹¹ 國學院大學法科大学院共同研究の報告(平成23年度法科大学院共同研究費報告書)【資料2】

¹² 法学会講演会 (ホームページ掲載及びチラシ)【資料3】

¹³ 今井教授による「特別講義@学習院女子大学」(ホームページ掲載)【資料 4】

[理由]

養成しようとする法曹像は非常に明確であり、関係者等によく周知されているものと考える。

4 改善計画

これまでどおり、在学生に対しては、入学式、個別履修指導、学生との懇談会、通常の講義などを通じて、繰り返し本法科大学院が養成を目指す法曹像についてのメッセージを発信していくとともに、社会に対しては、ホームページ、公開模擬裁判などを通じて、さらなる周知徹底を図っていきたい。

1-2 特徴の追求

(評価基準)特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

本法科大学院は、本法科大学院棟内に、東京弁護士会が主体となって設置された「渋谷パブリック法律事務所」があり、これを活用したリーガルクリニックを行うことを特徴としている。これは、実際に渋谷パブリック法律事務所に依頼のあった案件について、依頼者の抱える問題を理解し共感しながら、実務の現場において法律問題の解決の方法を学ぶことによって、地域に寄与・貢献できるホームロイヤーの養成という本法科大学院の教育理念を実現することができると確信するためである。リーガルクリニックには、本法科大学院教授である所長をはじめとする本法科大学院専任教員3名および所属弁護士8名の計11名が、学生の教育に直接参画している。なお、渋谷パブリック法律事務所には、本法科大学院を含む4法科大学院(國學院大學、東海大学、独協大学、明治学院大学)が、臨床法学教育を委託している。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

本法科大学院のアドミッションポリシーにあるとおり、地域に寄与・貢献できるホームロイヤーを養成するために、社会人特別入試を実施している。特に地方公共団体職員を主たるターゲットのひとつとしており、積極的な広報活動を行っている。各団体の研修制度等を活用し、退職することなく本法科大学院で学んだことを、復職後に、地域で生かしてもらうためのものである。2009年度に1名が入学し、2012年3月に修了した。なお、社会人特別入試による入学者の授業料は通常の半額としている。

本法科大学院では、標準コース1年次(短縮コース1年次)に、「プレリーガルクリニック」を選択1単位科目(夏季集中)として、標準コース2年次(短縮コース1年次)に「リーガルクリニック(初級)」を必修2単位科目として、「リーガルクリニック(上級・刑事)」を選択2単位科目(春季集中)として開講し、標準コース3年次(短縮コース2年次)に「リーガルクリニック(上級)」を選択4単位科目として開講している 14 。

「リーガルクリニック(初級)」は、「刑事裁判」「民事裁判」の各「現場」の シミュレーションを行い、生の事実から法的問題を析出し、整理するとともに、 法律関係文書の起案能力や尋問技術について学ぶものである。

「リーガルクリニック(上級)」は、実際に渋谷パブリック法律事務所に依頼 のあった案件を通して、具体的事案に沿った法的思考力、論述力および表現力 の獲得、並びに法曹倫理の修得を目的とするものである。本法科大学院の専任

8

¹⁴ リーガルクリニック受講状況については、6-3を参照。

実務家教員および渋谷パブリック法律事務所弁護士が、それぞれ 2~4 人の学生を担当し、直接指導にあたる。学生は、依頼人との面談の立会い、当該依頼案件の解決のために必要とされる法文書の作成、口頭弁論の傍聴などを行う。

また、カリキュラムにおいては、展開・先端科目群を3つの副科目群(「まちづくり」、「生活者」、「法人活動」) に区分し、地域に寄与・貢献できる法曹として必要な知識が得られるよう配慮したものとしている¹⁵。

(3) 取り組みの効果の検証

プレリーガルクリニックの履修者数は,2010年度は16名,2011年度は13名, リーガルクリニック(上級・刑事)の履修者数は,2010年度は7名(春季実施 のため,2011年度は未定),リーガルクリニック(上級)の履修者数は,2010年度は12名,2011年度は9名であった。なお,リーガルクリニック(初級)は 必修科目であるので全学生が履修している。

リーガルクリニックの運営は、渋谷パブリック法律事務所所属弁護士とリーガルクリニック運営委員(実務家教員2名、研究者教員3名)とで構成されるリーガルクリニック運営委員会(月1回)において検証がなされているほか、この他に、共同して実施している他の3校と合同リーガルクリニック運営委員会(隔月1回)を開催している。

リーガルクリニック(上級)の活動内容およびその評価については,各担当 教員により「クリニックの到達目標と達成プランと評価」としてまとめられ, 当該資料は,リーガルクリニック運営委員会および合同リーガルクリニック運 営委員会において報告され,委員会での質疑応答を受ける。

また,リーガルクリニックの中間報告会と最終報告会が開催され,取り上げた事件の概要,争点,解決案などが学生によって報告される¹⁶。とくに,最終報告会は,渋谷パブリック法律事務所を共同利用する3法科大学院と共同で開催され,ここには多数の研究者教員が参加し、学生との質疑応答を行っている。

また、リーガルクリニック(初級)の授業内容として刑事模擬裁判を実施しているが、その授業をもとにして、公開模擬「裁判員裁判」を開催している。2010年度は1月に、2011年度は11月に開催した。傍聴した地域の方々や高校生・大学生等にはアンケートを実施しており、そこに回答された感想・意見¹⁷をもとに検証し、次回実施する際に生かすものとしている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

¹⁵ 平成 24 年度版「ガイドブック」 14 ページ「履修モデル」【 A2 参照】

^{16 4} 大学合同リーガルクリニック最終報告会(ホームページ掲載)【資料 5】

¹⁷ 公開模擬裁判員裁判結果報告及びアンケート回答【資料 6】

2 点検・評価

リーガルクリニックの内容については、リーガルクリニック運営委員会において常に検証されているが、充実した取り組みがなされていると認めることができる。また、リーガルクリニックについては、広く、ホームページ、ガイドブック、進学相談会等を通じて公表しているため、受験生、在学生の多くに本法科大学院の特徴として認識されている。

カリキュラムにおける展開・先端科目群においては,2009 年度から明治学院 大学との2大学間で導入した単位互換制度を,2012年度から4大学間(東海大学・獨協大学・明治学院大学)に拡充し,本法科大学院カリキュラムに配置することで,より選択できる科目の幅を広げている。

3 自己評定

Α

「理由〕

特徴を追求する取り組みはたいへん適切になされているものと考える。

4 改善計画

社会人特別入試については、志願者がごく少数である現状にはあるが、本法 科大学院特有の試みであり、今後も継続して取り組んでいく。

リーガルクリニックなどの本法科大学院の特色は明確であり、また、本法科 大学院の特徴として広く認識されているところから、現在の取り組みを一層充 実させていきたい。

1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

1 現状

(1)組織・体制の整備

本法科大学院は、「國學院大學法科大学院学則」第6条3項および「國學院大學自己点検・評価規定」第3条2項に基づき、「法科大学院自己点検・評価実施委員会規程」が定められ、自己改革を目的とする組織として、「法科大学院自己点検・評価実施委員会」を設けている。2012年度において、委員長を含めて4名の委員が選任されている。内訳は、委員長が研究者教員(刑事訴訟法)、委員は、実務家教員(民事訴訟法)、研究者教員(憲法)、研究者教員(知的財産法)である。

また,「國學院大學自己点検・評価規程」第5条に基づき「全学自己点検・評価委員会」が設置されており,法科大学院から教員1名(研究者教員,刑事訴訟法)が選任され,全学自己点検・評価委員会と法科大学院自己点検・評価実施委員会との連携・調整を図っている。

(2)組織・体制の活動状況

自己点検・評価実施委員会は、毎月 1 回開催されており、毎回、委員会議事録が作成されている¹⁸。自己点検・評価実施委員会では、主として、法科大学院の養成すべき法曹像の明確化、そのための教育内容の見直し、期末試験のあり方、成績評価のあり方、入学者選抜や修了認定の方法・内容、学習環境などについて検討している。なお、投書箱に入れられた学生の要望・意見などの対応も自己点検・評価実施委員会の責務となっていることから、具体的な学生の要望に対する対応も行っている。

また、國學院大學として大学基準協会の認証評価を受けており、2010 年度には、2008 年度から 2010 年度を評価対象として、全学的な自己点検・評価が実施された。法科大学院自己点検・評価実施委員会は、該当する法科大学院の事項について自己点検・評価を実施し、本法科大学院の自己点検・評価の原案を作成した後、運営委員会および教授会の審議の後、國學院大學自己点検・評価実施委員会に提出した。

(3)組織・体制の機能状況

自己点検・評価実施委員会では,2010年度および2011年度において,以下の 論点を検討し,具体的な改善策を提案し,実施している。

ア 教育内容 教育のあり方については,2011年に「法科大学院評価基準」 が一部改正されたことを受け、本法科大学院が考える法曹に必要なマイン

_

¹⁸ 法科大学院自己点検・評価実施委員会議事録【A6参照】

ド・スキルおよび「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を検討し、本法科大学院の考え方をまとめた。この点は、第2回ブラッシュアップ授業検討会における討議により修正を加え、2011年9月の教授会において承認を得た¹⁹。

授業の充実に向けた改革として、2010 年 10 月に、修了生への授業アンケートを実施した 20 。アンケート結果は、全専任教員の参加するブラッシュアップ授業検討会で検討した。2011 年も同様に修了生アンケートを実施し、ブラッシュアップ授業検討会で検討した 21 。

また,自己点検・評価委員会では,2010年度の期末試験問題を総点検し 22 , ブラッシュアップ授業検討会において,期末試験のあり方に向けたいくつかの提言をし、了承された 23 。

成績評価については、前期および後期の成績が出そろった段階で、事務課によって成績評価分布状況一覧が作成される²⁴。自己点検・評価実施委員会では、2010年度より開始された「基礎演習」の成績評価のばらつきについて検討し、教授会に問題提起をした²⁵。

また、成績評価における資料の管理の徹底を図るために、成績評価に関する答案等の保管手続を明確化し、非常勤教員を含む全教員に、成績評価資料の法科大学院事務課への提出を再確認した²⁶。

カリキュラムについては、カリキュラムが設置基準を満たしているか検 討し、教務委員会に検討を依頼した²⁷。

イ 入試・広報 入試・広報のあり方について、國學院法科大学院の特色の周知、社会人特別選抜入試制度の周知、ホームページの改善、入学試験の厳格・適正な合否判定を方針として掲げ、入試委員会と連携を取りながら改善を進めているところである。2012 年度入学試験 (2011 年実施) から、従来の I 期入試 (秋季入試)、Ⅲ期入試 (春季入試)に加え、Ⅲ期入試 (適性試験第 4 部活用型)を新たに実施することとした。この入試は、本学独自の小論文試験に代えて、「法科大学院全国統一適性試験第 4 部 (表現力を測る問題)」を最大限活用することにより、多様な形で入学者を選抜しようとするものである。また、2011 年 9 月に、入学者に入学後の学修にスムーズに取り組んでもらうために、入学試験合格者および入学を希望する者を対象として、法科大学院授業見学会と新司法試験合格者との懇談会を

 $^{^{19}}$ 平成 23 年度第 2 回ブラッシュアップ授業検討会議事録【 6 参照 8 半日閲覧資料】

²⁰ 新司法試験合格者へのアンケートについて (ご依頼)【資料7】

²¹ 新司法試験合格者アンケート回答結果【資料 8】

²² 平成 23 年度自己点検・評価実施委員会第3回,第4回議事録【A6参照】

²³ 平成 23 年度第 2 回ブラッシュアップ授業検討会議事録【A6 参照】

²⁴ 平成 22·23 年度成績評価分布状況【A27 参照】

²⁵ 平成23年度自己点検・評価実施委員会第1回議事録【A6参照】

²⁶ 成績評価に関する答案等の保管手続について【資料9】

²⁷ 平成 23 年度第 1 回度自己点検・評価実施委員会議事録【A6 参照】

開催した²⁸。

ウ 修了生への対応 修了生の進路を把握するために、修了時において、 今後の連絡先を把握するようにしている。これまで修了生の支援について 十分でなかったことを反省し、いくつかの施策を始めることとした。まず、 修了生向けのメーリングリストを開始し、修了生との情報交換の場を確保 した。また、ホームページ上に、法曹実務家として活躍する修了生のコラム欄を新設した²⁹。また、新司法試験に臨む修了生に対する教員の学習指導・支援として「修了生学習指導会」を行うこととした³⁰。また、修了生の 就職相談、進路相談に関して、就職支援委員会と連携を取りながら進める こととした。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

2010年10月に、各授業の内容が法曹に必要な資質・能力の養成にふさわしい内容となっているかを検証するために、自己点検・評価実施委員会とは別に、法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループ(院長、副院長、教務委員長、入試委員長、自己点検・評価実施委員長、渋谷パブリック法律事務所長などで構成)を立ち上げ、法曹養成教育のあり方全体を再検討するとともに、「リーガルクリニック(初級)」で学生の指導を担当している渋谷パブリック法律事務所弁護士から、授業の問題点、改善の方策などを伺う機会を設けた。この検討の結果、教員は、演習科目も含めて、基本的な法的思考を繰り返し、徹底的に教え込む授業をすべきである点、教員は、予習の負担を軽くし、学生が復習を十分に行うことができるように、授業の進め方などを工夫すべきである点などが確認された31。

2 点検・評価

本法科大学院では、自己点検・評価実施委員会を中心として、授業のあり方、情報の公開、成績評価、カリキュラム、学生の修学環境の整備など、様々な観点について具体的に改革を進めている。修了生に対する対応など、いまだ十分な成果を上げているとは言えない部分もあるが、おおむね自己改革は積極的に進められている。

3 自己評定

Α

 28 法科大学院授業見学会&新司法試験合格者との懇談会のお知らせ(ホームページ掲載)【資料 10】 なお, 1回目(9月 23日)には, 4名(平成 24年度 I 期入試合格者 2名及び本学法学部学生 2名), 2回目(9月 29日)には, 3名(平成 24年度 I 期入試合格者 2名及び本学法学部学生 1名)の出席があった。

²⁹ 本学修了生弁護士コラム (ホームページ掲載)【資料 11】

³⁰ 修了生学習指導会の実施について【資料 12】

^{31 「}法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループ」【資料 13】

[理由]

自己改革を目的とした組織・体制は適切に整備されたいへんよく機能しているものと考える。

4 改善計画

今日,新司法試験の合格率が低下するなど,法科大学院を取り巻く内外の状況は厳しさを増しており,入学定員を確保することが難しくなってきている。こうした中で,本法科大学院では,状況の変化に対応した不断の自己改革を進めていかなければならないものと考えている。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が, 法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

法科大学院教授会の権限としては、以下の7つを挙げることができる。

- ①教員の採用など人事に関する事項 専任教員および兼任講師の採用審査手続および採用審査基準については、國學院大學法科大学院教員資格審査委員会規程及び法科大学院教員資格審査実施細則(同細則第3条,4条,6条に基づいて実施されている。具体的には、法科大学院の教員定員16名をもとに、年度毎に常務理事会に新任教員採用計画を提示し、その承認を得た上で、教授会が具体的な採用手続に入り、その採否は、教授会が審議・決定し(学則第14条第2号)、最終的には理事会の承認を得る。専任教員の昇格についても同様である。
- ②入学者選抜に関する事項 入学者選抜に関する合否の判定は,「國學院大學 法科大学院教授会運営規程」第6条に基づき,法科大学院教授会が行って いる。
- ③カリキュラムに関する事項 カリキュラムの改定については、法科大学院教授会が審議・決定し(学則第14条第5号)、最終的には、「法科大学院学則の一部変更の件」として理事会の承認を得ることとしている。
- ④成績評価に関する事項 成績評価については、「國學院大學法科大学院履修 規程」第19条に基づき、成績評価・進級履修制度としてGPA(Grade Point Average)制度を導入し、これを基にして、教授会が決定する。
- ⑤修了認定に関する事項 修了認定については、学則 48 条に基づき、各教員 の評価結果提出および教務員会における検討の後、教授会において審議、 決定する。
- ⑥施設管理に関する事項 学則に基づき,自習室,図書室(ローライブラリー)の開室期間・時間帯等の運用について,決定する。
- ⑦予算に関する事項 予算については、法科大学院の予算要求は、全学的な「予算会議」の審議に付される。事務局レベルではあるが、内容については、ヒアリングを受けており、説明の場は設けられている。

(2) 理事会等との関係

上記のとおり、専任教員の採用および専任教員の昇格については、最終的に は理事会の承認が必要であるが、これまで本法科大学院の決定が覆ったことは ない。

カリキュラムについても, 最終的には, 「法科大学院学則の一部変更の件」と

して理事会の承認を得る。これまで、本法科大学院の決定が理事会で覆ったことはない。

(3) 他学部との関係

法科大学院は、学校法人國學院大學寄附行為第4条第1号及び同学則第2条第2項、第5項及び第9項から明らかなように、法学部とは別の組織であり、 法科大学院として独立の意思決定機関である法科大学院教授会を有している。

なお,法学部との連携の観点から,法科大学院教授会には,毎回,法学部教員1名(学部長または副学部長)がオブザーバーとして参加している。

2 点検・評価

法科大学院の運営の自主性・独立性について、とくに問題となる点は存在しない。

3 自己評定

合

「理由〕

法科大学院の教育活動に関する重要事項が法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている点は、非常によく実現できていると考える。

4 改善計画

特になし。

1-5 情報公開

(評価基準)教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本法科大学院が公開している情報は以下のとおりである。

- ①本法科大学院が養成しようとする法曹像。
- ②入学者選抜に関する事項(入学者選抜の基準・方法,社会人特別入試について,志願者数,志願倍率,受験者数,合格者数,入学者数,適性試験の平均点,過去の入試問題,過去の入試結果,入学試験成績開示請求について)。
- ③教育内容に関する事項(教育の特色,リーガルクリニックについて,カリキュラムの内容,シラバス,到達目標)。
- ④教員に関する事項(専任教員の経歴,担当科目,研究業績)。
- ⑤学生に関する情報(入学者数,在学者数)
- ⑥成績評価に関する事項(成績評価、進級・修了要件)。
- ⑦法科大学院の施設・設備に関する事項。
- ⑧学習支援に関する事項(オフィスアワー,学習アドバイザー)。
- ⑨学費・奨学金に関する事項。
- ⑩修了生に関する事項(修了者数,修了率,新司法合格者数,学習支援,特別研究生)。
- ①自己改革の取り組みについて(2007 年度の自己点検・評価報告書および年 次報告書。なお、日弁連法務研究財団のホームページにリンクされ、2007 年度の法務研究財団の本法科大学院の評価報告書全文を閲覧することがで きる)。

(2) 公開の方法

- ①本法科大学院が養成しようとする法曹像は、ホームページ(理念・概要のページ)、ガイドブック、学生便覧で公開されている。
- ②入学者選抜に関する事項(入学者選抜の基準・方法,社会人特別入試について,志願者数,志願倍率,受験者数,合格者数,入学者数,適性試験の平均点,過去の入試問題,過去の入試結果,入学試験成績開示請求について)はすべてホームページに掲載されている。また,入学者選抜の基準・方法,社会人特別入試などの情報はガイドブック,学生募集要項においても公開されている。
- ③教育内容に関する事項(教育の特色, リーガルクリニックについて, カリキュラムの内容, シラバス, 到達目標)はすべてホームページ, 学生便覧, シラバスで公開されている。また, 一部情報は, ガイドブックにおいても

公開されている。

- ④教員に関する事項(専任教員の経歴,担当科目,研究業績)はホームページにおいて公開されている。一部情報はガイドブックにおいても公開されている。
- ⑤学生に関する情報(入学者数,在学者数)はホームページで公開されている。
- ⑥成績評価に関する事項(成績評価,進級・修了要件)は、ホームページおよび学生便覧で公開されている。
- ⑦法科大学院の施設・設備に関する事項は、ホームページおよびガイドブックで公開されている。
- ⑧学習支援に関する事項(オフィスアワー,学習アドバイザー)は、ホームページおよびガイドブックで公開されている。
- ⑨学費・奨学金に関する事項はホームページおよびガイドブックで公開されている。
- ⑩修了生に関する事項(修了者数,修了率,新司法合格者数,学習支援,特別研究生)はホームページで公開されている。
- ①自己改革の取り組みについて(2007年度の自己点検・評価報告書および年 次報告書)は、ホームページで公開されている。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

学外からの質問などについては、法科大学院事務課を窓口としている。授業期間中の電話受付は、平日9時~20時、土曜日9時~17時である。また、ホームページ上から、メールによる問い合わせが可能である。ホームページには、項目ごとに、末尾に問い合わせ先(法科大学院事務課)を明示し、そこをクリックすると問い合わせのフォーマットがあらわれる仕組みになっている。また、ホームページでは、法科大学院 Q&A の項目を置き、あらかじめ想定される質問に対しては分かりやすく説明している。

なお、法科大学院事務課に寄せられた質問や提案は、事務課が処理しうるものについては事務課員が迅速に対応しているが、教員を含めた対応が必要なものについては、事柄に応じて院長、副院長、教務委員長、入試委員長等に報告される。その報告を受けて、法科大学院全体に関するものについては院長を中心とする運営委員会で、教務に関するものについては教務委員会で、学生生活に関するものについては学習委員会で、また、入試に関するものについては入試委員会でそれぞれ協議し対応している。また、より慎重な対応が必要と思われるものについては、運営委員会ないしは教授会に諮り、慎重かつ迅速に対応している。

2 点検・評価

教育活動等に関する情報は適切に公開され、学内外からの質問や提案に対す

る対応についても適切に行われている。

3 自己評定

Α

「理由〕

教育活動等に関する情報はたいへん適切に公開されているものと考える。

4 改善計画

情報公開については、新たな情報について随時進めて行くべきものであることから、各担当委員による定期的なチェック体制をとりながら、情報公開を進めていきたい。また、自己点検・評価実施委員会を中心に進められている自己改革の取り組みについても、一層具体的に公開していく予定である。

1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したこと を実施していること,実施していない場合には合理的理由があり, かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本法科大学院が、ホームページ、ガイドブック、学生募集要項、学生便覧などにおいて学生に約束した教育活動等の重要事項としては、①教員スタッフの配置、②学習アドバイザースタッフの配置、③ローライブラリースタッフの配置、④キャンパス内に設置された渋谷パブリック法律事務所を活用したリーガルクリニックの実施、⑤授業の内容、到達目標、講義計画およびその実施、⑥成績評価の方法および GPA 制度に基づくその実施、⑦オフィスアワー、学習アドバイザー等の学習支援の実施、⑧専用キャレルと個人ロッカーを備えた 24 時間利用可能な自習室、ローライブラリー、法科大学院の専用教室、法廷教室、自主ゼミ室の設置とその利用、⑨学費、國學院大學法科大学院奨学金、⑩修了後の特別研究員制度などを挙げることができる。

(2) 約束の履行状況

①教員スタッフは適正に配置されている。②学習アドバイザースタッフは十分に配置されている。③ローライブラリースタッフはローライブラリアン 2 名および補助員 2 名が配置されている。④キャンパス内に設置された弁護士法人渋谷パブリック法律事務所を活用したリーガルクリニックは適切に実施されている。⑤授業の内容,到達目標,講義計画は適切に示され実施されている。⑥成績評価は適切に実施されている。⑦オフィスアワー,学習アドバイザー等の学習支援は適切に実施されている。⑧専用キャレルと個人ロッカーを備えた 24時間利用可能な自習室、ローライブラリー,法科大学院の専用教室,法廷教室,自主ゼミ室の設置とその利用は、おおむね適切に実施されている。⑨学費、國學院大學法科大学院奨学金などはホームページ、ガイドブックに示した通り実施している。⑩特別研究員制度はホームページ、ガイドブックに示した通り実施されている。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

自習室の24時間利用は、2011年3月に発生した東日本大震災とその後の節電要請に伴い、3月12日から制限され、その利用は8時~22時となった。また、夏季の電力使用制限に伴い、自習室は8月6日~8月21日までの間、閉鎖されることになった。しかし、学生の要望を受け、法科大学院教授会は、自習室の利用について、特例措置を決定し、夏季一斉休暇中(8月12日から17日を除く)も7時から24時の間、その使用を認めることとした。また、自習室の24時間

利用については、2011年9月21日から再開された。

(4) その他

本法科大学院では、学生に対する約束事項を誠実に履行しているところであるが、同時に、学生からの重要事項の履行に関する意見を聴く場として、学生 懇談会の開催、投書箱の設置、個別履修相談、学生による授業評価アンケート、 オフィスアワー、法科大学院事務課への要望の受付など様々なツールを用意している。

2 点検・評価

本法科大学院は,以上 10 点の学生に約束した教育活動等について,誠実に履行している。

3 自己評定

合

「理由〕

法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことはたいへん 適切に実施されていると考える。

4 改善計画

本法科大学院は、これまで通り、ホームページ、ガイドブック、学生募集要項、学生便覧などにおいて学生に約束した教育活動等の重要事項を忠実に実施し、また、その点検に努めていきたい。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉

(評価基準) 入学者選抜において,適切な学生受入方針,選抜基準及び選抜手続が明確に規定され,適切に公開された上で,選抜が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 学生受入方針について

國學院大學法科大学院では、「地域」とともに生き、「地域」に寄与・貢献できる法曹(ホームロイヤー)の養成を目指している。この観点から、本法科大学院が求める人材は、地域社会に生起する諸問題に対して興味と関心をもち、こうした問題に主体的に関わってゆくことのできる人材であり、とくに、自らの社会経験のなかで培ったさまざまな経験や知識を基礎として、法を地域の諸問題の解決に役立てようとする気概と熱意のある人材である³²。

(2) 選抜基準と選抜手続

従来,入学者選抜は,2回(秋季・春季)実施してきたが,2012 年度入試から,実施回数を3回としている(I期・Ⅲ期・Ⅲ期)。このうち,I期が従前の秋季,Ⅲ期が従前の春季に対応するものであるが,I期・Ⅲ期とⅡ期とは選抜基準が異なるため、分けて説明する。

なお、従前は、第1次選抜(適性試験成績による書類審査)、第2次選抜(小論文、適性試験成績、面接、〔法律科目試験〕)と2段階の入学者選抜を実施してきたが、2011年度入学試験から、第1次選抜を廃止した。第1次選抜は、受験者が多数に上る場合に、人的・物理的事情の制約から受験者を適正人数とすることを主眼としてきたが、これまでのところ、実際にそのような必要性が生じることはなかったことから、これを廃止することとした。

ア I期・Ⅲ期について

小論文,グループディスカッション,志望理由確認,適性試験の総合点 100 点によって判定される。配点の割合は,小論文:グループディスカッション:志望理由確認:適性試験=4:1.5:1.5:3 である。2010 年度入試までは,この割合が4:2:2:2:2 であったが,法曹に必要とされる基礎的な能力を測るという適性試験の趣旨を踏まえ,2010 年度入試より適性試験の比重を高めている。

グループディスカッションは、受験生 6~8 名前後を一組にし、担当教員 2 名がコミュニケーション能力について判定するものである。実施にあたっては、まず、教員がコミュニケーション能力の判定というグループディス

-

^{32「}平成 24 年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」1 頁【A7 参照】

カッションの趣旨を簡潔に説明した後、その場で誰でも議論できるようなテーマ³³、たとえば、「インターネットの功罪について」「携帯電話は日本人を幸せにするか」「賃金の成果主義をどう思うか」などのようなテーマを発表し、5分ほど自分の意見をまとめる時間を与える(メモと筆記用具も貸与する)。ディスカッションの時間は約30分であり、その間、担当教員は一切口を挟まないで、進行を含めてすべて受験生の自発性に委ね、担当教員は各人のコミュニケーション能力について判定する。ただし、このグループディスカッションは、2013年度入試から廃止する予定であり、この点は、「4. 改善計画」において述べる。

また、志望理由確認において、面接担当教員が、社会人・他学部優遇を認めるべきと判断した場合、10点を上限に加点することができる。10点の加点はあくまで上限であって、志望理由確認では、社会人経験や他学部での知見と法曹志望理由との関連性が説得的に展開できているかを厳しく評価することとしている³⁴。

なお、小論文試験については、それまでの考えるヒント付き小論文試験 を 2012 年度入試から見直し、考えるヒントを廃止した。考えるヒント付き 小論文試験とは、3、4 つ程度のキーワードを事前に受験生に示した上で、 受験者が考えるヒントに関わる資料を集めるなどして得られた事前調査結 果を試験会場に持ち込むことを認める小論文試験であり、必要な情報を調 査する能力も、法曹に必要な資質の一つであるとの理由から、実施してき たものである。しかしながら、昨今の受験者数の減少傾向の中で、考える ヒント付き小論文が、受験者に過大な負担と受け止められ、本学の受験を 敬遠させる一因となっている可能性があり、そのために受験者確保に悪影 響が生じ、ひいては入試における選抜機能が制約を受けるおそれがある。 一方、調査能力に関しては、入学後に必修科目としてリーガル・リサーチ の履修が義務づけられていることにくわえて、その他の科目におけるレポ ートの作成等を通じて, 法曹に必要な調査能力を修得することが可能であ る。そこで、小論文試験については、事前の予備知識がなくとも、試験場 で課題文を初めて読み、その論理を理解できれば回答できる出題内容とす ることにより、法曹に必要な資質である柔軟な論理的思考力を測ることに 主眼を置くこととし、考えるヒントを廃止することとした。

イ Ⅱ期について

2012 年度入試から新たに導入した入学者選抜制度であり,小論文,面接, 適性試験の総合点 100 点によって判定される。配点の割合は,小論文:面接:適性試験=4:3:3である。これは,適性試験が統合され,適性試験の 全受験者が第4部「表現力を測る問題」を受験することになったことを踏

23

³³ 平成 24 年度法科大学院入試グループディスカッションのテーマ一覧【資料 14】

³⁴ 志望理由確認の採点について【A10参照】

まえ、本学独自の小論文を第 4 部「表現力を測る問題」に代替させたものである。入学試験を多様化させ、多様な受験者を確保するとともに、適性試験を最大限活用することを意図した入学者選抜制度である。

なお、グループディスカッションは実施していないが、面接時間は I・Ⅲ期 (10分) の倍 (20分) としており、コミュニケーション能力を重視していることに変わりはない。また、社会人・他学部優遇について、10点を上限に志望理由確認の点数に加点することは、I期・Ⅲ期と同様である。

ウ 適性試験の扱い

これまで適性試験 (第 1~3 部) の得点に基づく本学独自の合格基準点 (いわゆる足切り点) は設定していないが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」(平成 21 年 4 月 17 日)において「統一的な入学最低基準点については…適性試験実施機関において…当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである」と記載されていることを踏まえ、2011 年度入試から、「適性試験実施機関において入学最低基準点が設定された場合には、それに準じて合格基準点を設定する」こととして、その旨を学生募集要項にも記載してきた35。

2011年度及び2012年度入試においては、適性試験実施機関において入学最低基準点が設定されていなかったことから、本法科大学院としては合格基準点を設定しなかった。もっとも、合格基準点を設定しない場合でも、適性試験の成績が著しく低い者(おおむね下位15%以下)は、不合格とすることがある旨を学生募集要項にも記載し³⁶、これらの者については厳格に合否判定を行い、適性試験の著しく低い成績を上回るだけの潜在的能力・資質を有しているかを個別に検討してきたところである³⁷。その後、平成24年3月7日の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において示された適性試験の最低基準点の設定に関する今後の考え方を踏まえた対応については、現在検討中である。

また、イにおいて述べたとおり、 2010 年度入試から、配点割合を適性試験の比重を高める形で見直すとともに、2012 年度入試から、適性試験第4部を本学独自の小論文に代替させるⅡ期を導入しており、入学者選抜における適性試験の位置づけを高めてきている。

エ 既修者認定について

既修者認定については、2-2で説明する。

オ 選抜基準の公平性・公正性について

法曹養成と合理的関係のないこと(寄付金の有無,本法科大学院関係者 との縁故関係など)は,入学者選抜において一切考慮していない。

^{35 「}平成 24 年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」2 頁【A7 参照】

³⁶ 「平成 24 年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」3 頁【A7 参照】

³⁷ 志望理由確認の採点について【A10参照】

カ 選抜手続について

選抜手続は別紙・学生募集要項のとおりである³⁸。合否判定は、判定のための教授会(判定教授会)を開催して行われる。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開について

学生受入方針,選抜基準及び選抜手続の内容は,当該年度のなるべく早い時期(概ね5月末目途)以降配布する学生募集要項と,随時更新するホームページに記載して,公開している。

また,ホームページでは,常時,入学試験の概要,学生募集要項,過去の 入試結果,過去の入試問題,「よくある質問」などを掲載するとともに,,入 学者選抜に関する新しい情報を適宜告知している。

さらに、入学者選抜に関する情報は、学生募集要項と同時期に配布するパンフレットにも記載しているほか、入試説明会(学内外の進学相談会)においても説明している。入試説明会(進学相談会)は 2011 年度においては学内で 5 回開催し、学外で他法科大学院と合同で開催される相談会企画に 4 回参加している³⁹。入試説明会(学内外の進学相談会)には原則的に教員が参加し、受験生に直接説明している。

(4) 選抜の実施

ア 試験問題作成・採点・合否判定について

小論文試験は、問題作成にあたり特定の受験生に有利になることがないように複数の教員で構成する作問委員会が、何度も討議を重ねた上で作成している。採点にあたっては、統一的な採点基準に基づいて、1つの答案を必ず複数の教員がそれぞれ独立して採点し、その点数を平均する形で得点を出すこととしている。なお、採点の際には、解答用紙の受験番号と氏名を伏せた状態で採点している。

グループディスカッションは、試験実施前に、担当教員に採点の基準について周知徹底を図るために実施要領に基づいて説明し、採点表の項目ごとに評価し点数化している。評価は必ず複数の教員が独立して行い、最終得点はそれらの平均をとる形で行っている⁴⁰。

志望理由確認は、2名の教員が事前に志望理由書を読み込み、面接の際には、事前に入試委員が採点要領に関して説明をし、採点表⁴¹の項目ごとに採点することとしている。採点は必ず複数の教員が独立して行い、最終得点はそれらの平均をとる形で行っている。

グループディスカッション及び志望理由確認に際しては,事前に,教え 子や知人の子弟等がいないかを担当教員に確認し,公正さが疑われること

_

³⁸ 「平成 24 年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」4 頁【 A 7 参照】

³⁹ 平成 23 年度進学相談会日程【資料 15】

⁴⁰ グループディスカション採点表【A10参照】

⁴¹ 志望理由確認採点表【A10参照】

のないよう配慮している。

合否判定は判定教授会を開催して行われる。小論文:グループディスカッション:志望理由確認:適性試験の点数を4:1.5:1.5:3の割合に換算した一覧表をもとに、成績上位者から合格と判定している⁴²。また、当然ながら、合否判定にあたり、先に掲げた選抜基準以外の要素、例えば、國學院大學の出身者であること、法科大学院関係者と縁故関係があることなどは一切考慮していない。

なお、本法科大学院では、コミュニケーション能力に著しい問題があり、 法曹として相応しくないと判断される場合(具体的には、面接担当教員が 採点表に5点以下(15点満点)の点数を付けた場合)、判定教授会において その者の法曹としての適格性を個別的に検討し、不合格とする場合がある。 また、適性試験の成績が著しく低い者(おおむね下位 15%以下)について は、前述したとおり、その合否判定を厳格に行うこととしており、判定教 授会においてその者が適性試験の著しく低い成績を上回るだけの潜在的能 力・資質を有しているかを個別に検討し、不合格とする場合がある。

イ 競争倍率

	2010 4	年度		2011 4	年度	2012 年度		
受験	合格	競争倍率	受験	合格	競争倍率	受験	合格	競争倍率
者数	者数	(%)	者数	者数	(%)	者数	者数	(%)
49	36	136	60	30	200	39	19	205

2010 年度は、競争倍率が 2 倍未満であったが、法曹養成という目的に照らして、本法科大学院への入学を認めることが相当な者を選抜する観点からは、競争倍率を少なくとも 2 倍とすることが重要である。このため、2011年度及び 2012 年度は競争倍率 2 倍の確保に努めている。

ウ 入学者選抜の公平さ・公正さに対するクレーム及びその対応方法

これまで、入学者選抜の公正さに関する投書や口頭でのクレームなどはない。

なお,2008 年度入試から,不合格者を対象に,受験生の請求に基づき入 学試験の成績を開示することにしている。開示内容は,総合点順位,総合 点,配点換算後の各試験科目点数,法律科目試験点数である。これまで開 示請求はあるが,入学者選抜の公正さに関するクレームなどはない。

(5) 特に力を入れている取り組み

Ⅱ期入試は、入試回数の増加による受験者増加を図る試みであるとともに、適性試験第4部を本学独自の小論文試験に代替させることによって適性試験を最大限に活用しようとするものであって、法曹に必要な基礎的な能力を測るという適性試験の趣旨を最大限に尊重しつつ、受験者の増加を

_

⁴² 入学試験選抜判定の一覧表フォーマット【資料 16】

図る取り組みである。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

(1) 学生受入方針が当該法科大学院の基本方針に適合し,明確に規定されて いることについて

本法科大学院の学生受入方針は、本法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて設定されたものであって、学生受入方針は本法科大学院の基本方針に適合しているとともに、明確に規定されている。

(2) 選抜基準・手続が学生受入方針に適合し、かつ公平・公正であって、明確に規定されていることについて

法曹を志望する理由を中心にした志望理由確認,柔軟な論理的思考力を測る 小論文や社会人・非法学部優遇制度は,人とのコミュニケーション能力を有し, 相手の立場を論理的に理解し,自らの社会経験を生かして,地域社会の諸問題 の解決に貢献しようとする気概と情熱を持った人材を受け入れるという本法科 大学院の学生受入方針に適合している。

また、合否判定はすべて教授会において行われるが⁴³、法曹養成と合理的関係のないこと(寄付金の有無、本法科大学院関係者との縁故関係など)は、入学者選抜において一切考慮しておらず、選抜基準・手続は公平・公正であるとともに、明確である。

(3) 選抜基準・手続が、当該法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルを身に付け得る者を選抜できる仕組みになっていることについて

法曹を志望する理由を中心にした志望理由確認(Ⅱ期においては20分間の面接)によって、法曹に必要とされるマインドを身に付け得る者を選抜できる仕組みとなっている。また、適性試験や小論文試験を通じて法曹に必要とされるスキルを身に付け得る者を選抜できる仕組みとなっている。

(4) 学生受入方針,選抜基準,選抜手続が適切な時期に適切な方法で公開されていることについて

学生受入方針,選抜基準,選抜手続など入学試験に関連する事項は,ホームページ,学生募集要項,パンフレット,入学説明会(学外の進学相談会)といった様々な媒体によって,適時かつ適切に公開している。学生募集要項やパンフレットは,当該年度のなるべく早い時期(概ね5月末目途)以降に配布するように努めており,また,ホームページについては,内容を随時更新し,その時点での最新の情報を常に閲覧できるように努めている。さらに,入学説明会(学外の進学相談会)にはできる限り教員が参加し,入学希望者に対して直接

-

⁴³ 國學院大學法科大学院学則第 14 条【A5 参照】

説明し、質問に答える機会を設けている。

(5) 選考結果の検証について

入学者選抜の選考結果は、適宜検証しているが、これまでのところ、入学後の成績との関係においてそれほど明確な相関関係は見られない⁴⁴。同様に、司法試験の合否との関係についても、それほど明確な相関関係は見られない。なお、本法科大学院修了生の司法試験の合格率が決して高くないことは、必ずしも基礎的学力が十分ではない者が選抜されている可能性が否定できない。もっとも、入学時点で潜在的能力・資質を有すると思われる者であっても、司法試験の合否は、入学後の各自の学修への取り組みなどにも左右されるので、司法試験結果をもって入学者選抜の結果を検証することには困難を伴うところである。

他方で、本法科大学院の司法試験の合格率は、修了直後の未修者についてみると、全国平均との差は縮小し⁴⁵、また、その中には、優秀な成績で合格した者も含まれている。このことは、法曹としての適性・資質を有する者を選抜できていなかったわけではないことを示している。

(6) 未修者選抜において、法律知識の有無・多寡等を考慮要素としていない ことについて

グループディスカッションはコミュニケーション能力を測るものであり、また、受験者との個別の面接は志望理由を中心に確認するものである。さらに、 小論文は一般的な論理的思考力を問う内容となっており、いずれも法律知識の 有無・多寡等を考慮要素としていない。

(7) 適性試験の結果につき、選抜において適切に使用されていることについて

前述したとおり、適性試験第 $1\sim3$ 部の配点割合を増加させるとともに(I 期・III期)、適性試験第4 部を本学独自の小論文に代替させており(II期)、適性試験の結果を選抜においてより重視して用いている。

3. 自己評定

В

[理由]

入学者選抜において,学生受入方針,選抜基準及び選抜手続は明確に規定され,適切に公開された上で,選抜は適切に実施されているものと考える。

4. 改善計画

昨今の適性試験の受験者数の減少傾向を背景に、本法科大学院の受験者数も 近年減少しており、質の高い入学者の確保は、大きな課題である。

⁴⁴ 入試成績とその後の成績の関係【資料 17】

⁴⁵ 平成 23 年度司法試験において,平成 22 年 3 月修了者は 18 名受験しており,そのうち 3 名が合格している (合格率 16.6%)。既修了生も含めた本法科大学院の平成 23 年度司法試験合格率等のデータは,平成 23 年度新司法試験結果ランキング【資料 18】のとおりである。

このため、前述したとおり、適性試験の趣旨を尊重しつつ、受験者増加を図るためにⅡ期入試を新設したり、受験負担を軽減するために考えるヒント付き小論文試験の考えるヒントを廃止したりしてきたが、さらに、2013 年度入試から、以下の入試制度の見直しを予定している。

まず,グループディスカッションを廃止する。グループディスカッションは,コミュニケーション能力を判定するために実施してきたが、より基本的なコミュニケーション能力は、志望理由確認を 10 分から 20 分へと伸ばし、より時間をかけて面接することによって判定可能と考えられること(現に Π 期はそのようにしている)や、入学後は演習やロークリニックへの参加を通じてコミュニケーション能力の向上を図ることが可能であることを考慮し、受験負担軽減等の観点も踏まえて、これを廃止することとした。この結果、配点割合は、小論文:志望理由確認(面接):適性試験($1\sim3$ 部)= 4:3:3 となる。

また、II 期の配点について、適性試験(第 4 部):適性試験(第 $1\sim3$ 部):面接の比率を現行の 4:3:3 から 1:3:1 に見直す。現行の比率は、本学独自の小論文試験を用いる I 期やIII 期の配点比率と同じであるが、適性試験実施機関による第 4 部採点基準は裁量的な要素が大きく、点差がつきやすいことや、適性試験自体は第 $1\sim3$ 部の配点が 300 点であるのに対して第 4 部の配点は 100 点であることなどを考慮して、第 $1\sim3$ 部と第 4 部の比率を適性試験と同様に 3:1 にすることとした。

さらに、推薦状を加点事由とする。これまで推薦状は任意に提出可能であったが、加点事由ではなかったところ、社会人・非法学部出身者については後述の優遇措置が設けられていることとのバランスを考慮して推薦状を加点事由とすることとした。対象は、社会人・非法学部優遇措置を受けられない者、つまり社会人ではない法学部出身者である。ただし、加点上限は、入学者の多様性確保の要請から社会人・非法学部の加点上限が10点と設定されていることを考慮して、それより低い5点とすることとした。なお、推薦状は、法律知識の有無・多寡等を考慮要素とするものではなく、一般的な学修能力、法曹への熱意・情熱、法曹に相応しい人間性を考慮するものである。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において,適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され,適切に公開された上で,選抜・認定が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 既修者選抜, 既修単位認定の基準及び手続について

ア 法学既修者の選抜手続

本法科大学院は、法学既修者選抜について、法学既修者を希望する者も、標準(未修者)コース希望者と同様に、小論文、面接などによる選抜試験(以下「標準コース選抜試験」という)を受け、標準(未修者)コース希望者及び短縮(既修者)コース希望者の区別なく一元的に合格基準が決定される。この合格基準に達した者のうち、さらに法律科目試験の合格基準に達した者が既修者認定される⁴⁶。

法学既修者は、Ⅰ期入学試験及びⅢ期入学試験の際に、標準(未修者)コースとは別に短縮(既修者)コースとして募集している。受験生は、短縮(既修者)コースと標準(未修者)コースとを併願することも可能である。また、Ⅰ期入試標準コース合格者であって、入学手続きを完了した者は、Ⅲ期入試と同時に実施される既修者認定試験(試験内容は、以下に述べる短縮〔既修者〕コース向け法律科目試験と同一)を受けて、合格すれば、短縮(既修者)コースに入学することができる。同様に、標準(未修者)コースのみを募集するⅡ期入試の合格者であって、入学手続きを完了した者も、Ⅲ期入試と同時に実施される既修者認定試験を受けて合格すれば、短縮(既修者)コースに入学することができる。

例外的に、本学・他大学を問わず法科大学院修了者が、短縮(既修者) コースのみを志願する場合においては、標準コース選抜試験のうち小論文 試験が免除される。これは、法科大学院修了者であれば、一定以上の論理 的思考力及び文書作成能力を有していると考えられることから、小論文試 験を課す必要はないと判断したためである。その場合でも、小論文以外の グループディスカッションや志望理由確認は免除されない。また、当然の ことながら以下に述べる法律科目試験は受験する必要がある。

短縮(既修者) コース希望者には、標準コース選抜試験に加えて、法律科目試験が実施される。法律科目試験は、公法部門(憲法)、民事法部門(民法[家族法を除く]・民事訴訟法[民事執行・保全法を除く])及び刑事法部門(刑法[刑罰論を除く]・刑事訴訟法)の論述試験からなる。なお、民

^{46 「}平成 24 年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」1 頁【A7 参照】

法については,2012年度から家族法が1年次の必修科目の民法VI(家族法) として配置変更されることに伴い,2013年度入試の法律科目試験からは試 験範囲に含める予定である。

また、既修者認定のための法律科目試験として、憲法・民法・刑法に加えて民事訴訟法及び刑事訴訟法を課しているが、これは、本法科大学院標準コース 1 年次で履修する法律基本科目を修得した者と同等以上の学力があるか否かを判定するためには、訴訟法をも含めた主要科目についての基本的知識が必要であると考えるためである。

イ 選抜基準

先述したように、法学既修者の選抜は、標準コース選抜試験の合格基準に達していることが前提となる。したがって、標準コース選抜試験の総合点数がこの基準に達していない者は、仮に法律科目試験の成績が基準に達していたとしても不合格となる。この際、法律科目試験の点数が一般選抜試験の点数に加算されることはない。

法律科目試験に関しては、①公法部門 150 点、②民事法部門 200 点、③ 刑事法部門 200 点満点で採点し、概ね 60%の水準を満たした者に対して既 修者認定を行うこととしている⁴⁷。

ウ 既修単位の認定基準

法学既修(短縮コース)合格者は、標準(未修者)コースの1年次配当 必修科目のうち、「法曹倫理」及び「リーガル・リサーチ」を除いた32単 位を修得済みとみなされる(2012年度)。修得済みとみなされる単位は、憲 法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法についてであり、それら全科 目が既修者認定試験の対象科目である。

(2) 基準・手続の公開について

既修者選抜(既修単位認定)の基準・手続は、ホームページで常時公開している⁴⁸。また、入試説明会(学内外の進学相談会)においても丁寧に説明するように心がけているほか、法学既修者の選抜基準・手続は、当該年度のなるべく早い時期(概ね 5 月末目途)以降配布する学生募集要項にも記載している。

(3) 既修者選抜の実施

ア 試験問題作成・採点・合否判定について

法律科目試験の問題作成の段階においては、各科目とも複数の教員によって問題の公平性などをチェックしている。

また,採点にあたっては,2名の教員が独立して採点・評価を行い,それを合算したうえで平均点をとる形で得点を算出している。なお,法律科目試験の答案は,受験番号と氏名を伏せた状態で採点している。

7

⁴⁷ 「平成 24 年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」7 頁【 A 7 参照】

⁴⁸ 平成24年度入試概要(ホームページ掲載)【資料19】

最終的な合否判定は教授会において行う。先述したように、まず、小論 文、グループディスッカッション、志望理由確認及び適性試験の総合点数 が合格基準ンに到達していることが判定される。この基準に達していない 者は、法律科目試験の成績が基準に達していたとしても不合格としている。 そのうえで、法律科目試験がおおむね 60%に達している場合に合格と判定 している。

イ 競争倍率(受験者には既修者認定試験受験者を含む)

本法科大学院では、法学未修者とは別に法学既修者の定員を設けておらず、両者あわせて40名という全体の定員の中で、法律科目試験の結果により、10名程度を目途として入学者を判定することとしているが、法律科目試験における厳格な合否判定の結果として、以下のとおり、合格者は10名を大きく下回っている。

	2010 4	年度	2011 年度			2012 年度		
受験	合格	競争倍率	受験	合格	競争倍率	受験	合格	競争倍率
者数	者数	(%)	者数	者数	(%)	者数	者数	(%)
17	1	1700	11	2	550	6	1	600

	2010	年度	2011	年度	2012年度		
	入学者数	法学既修 者数 (内数)	入学者数	法学既修 者数 (内数)	入学者数	法学既修 者数 (内数)	
学生数	25	1	16	1	11	1	
学生数に 対する割合	100%	4. 00%	100%	6. 25%	100%	8. 33%	

なお, 既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに関して, 電話, メール, 口頭及び投書などによるクレームを受けたことはない。

(4) 特に力を入れている取り組み

既修者選抜を厳格に実施している結果として,前述のとおり,合格者(入学者)は僅かであるものの,これまでに短縮(既修者)コースを修了した7名のうち5名が司法試験に合格しており,合格率は70%を超えている。このように,本法科大学院の既修者選抜では,数は少ないが,質の高い学生の選抜に力を入れている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

(1) 既修者選抜, 既修単位認定の基準及び手続が, 当該法科大学院の教育を

経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルを身に付け得る者を 選抜できる仕組みになっており、また、公平・公正になっていることについ て

法曹を志望する理由を中心にした志望理由確認(II 期においては20分間の面接)によって、法曹に必要とされるマインドを身に付け得る者を選抜できる仕組みとなっている。また、適性試験や法律科目試験を通じて、本法科大学院の法曹に必要とされるスキルを身に付け得る者を選抜できる仕組みとなっている。とくに、法律科目試験において、憲法・民法・刑法に加えて民事訴訟法及び刑事訴訟法を試験科目とすることによって、本法科大学院標準コース1年次で履修する法律基本科目を修得した者と同等以上の学力を有する既修者のみを受け入れることが確保されており、その結果、当法科大学院において2年間の教育を経ることによって法曹に必要とされるスキルを身に付け得る者を選抜することが可能である。

また、既修単位認定は、法律科目試験の対象科目に対応しており、法律科目試験において本法科大学院標準コース 1 年次で履修する法律基本科目を修得した者と同等以上の学力を有すると認められた者について、標準コース 1 年次で履修する法律基本科目の範囲でのみ既修単位認定を受けられる仕組みとなっている。

さらに、合否判定はすべて教授会において行われ、法曹養成と合理的関係のないこと(寄付金の有無、本法科大学院関係者との縁故関係など)は、既修者選抜において一切考慮しておらず、既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続は公平・公正である。

(2) 上記の基準・手続が明確に規定され、適切な時期に適切な方法で公開されていることについて

既修者選抜(既修単位認定)の基準及び手続は、ホームページや学生募集 要項に記載されており、ホームページは随時更新して最新の情報を常時閲覧 できるようにするとともに、学生募集要項は、当該年度のなるべく早い時期 (概ね5月末を目途)以降に配布できるように努めている。

- (3) 既修単位を認定する科目について論文試験が行われていることについて 既修単位を認定する法律科目試験の全科目において論文試験を実施している。
- (4) 試験を実施しない科目について、単位認定がされていないことについて 法律科目試験は、憲法・民法・刑法の他に民事訴訟法及び刑事訴訟法を含 んでおり、試験を実施しない科目について、単位認定がされることはない。
- (5) 既修者選抜, 既修単位認定が所定の基準及び手続に従って公正・公平に 実施されていることについて

合否判定はすべて教授会において行われ、法曹養成と合理的関係のないこと(寄付金の有無、本法科大学院関係者との縁故関係など)は、既修者選抜

や既修単位認定において一切考慮しておらず、既修者選抜、既修単位認定は所定の基準及び手続に従って公正・公平に実施されている。

(6) 選考結果の検証について

入学者選抜の選考結果は、適宜検証しているが、既修者の入学者が僅かであり、サンプルが少ない点に留意すべきであると考えている。とはいえ、前述したとおり、これまでに短縮(既修者)コースを修了した7名のうち5名が司法試験に合格しており、合格率は70%を超えている。このことは、本法科大学院の既修者選抜においては、絶対数は少ないものの、法曹としての適性・資質を有する者を高い確率で選抜できていることを示すものである。

(7) その他、本評価基準に関係のある取り組みや工夫があるか特になし。

3. 自己評定

Α

「理由〕

法学既修者選抜・既修単位認定において、法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続は明確に規定され、適切に公開された上で、 選抜・認定は非常に適切に実施されているものと考える。

4. 改善計画

- (1) 前述のとおり、本法科大学院は全体定員 40 名のうち既修者数 10 名程度を目途としているが、実際の入学者は 1 名の状態が続いており、未修者中心の原則は維持しつつも、質の高い既修者の入学者を増やすため、既修者の合格水準を下げることなく、2013 年度入試から以下の見直しを実施する予定である。
- (2)まず、短縮(既修者)コース志望者には小論文試験を課さないこととする。これまでは短縮コースのみの志望者も、標準コース志望者と同様に小論文試験を受験し、標準・短縮を問わず一元的に決定される合格基準に達している必要があった。しかし、実際に短縮コース不合格の要因は専ら法律科目試験が合格基準に達しない点にあり(過去5年間)、法律科目試験の合格基準に達する者であれば基本的には標準コースの合格基準に達しているものと考えられる。他方、他校の既修者向け入試においては、法律科目試験のみを課す法科大学院も少なくないところ、本法科大学院が短縮コース志望者に小論文試験の受験を課すことは、受験生にとって過大な負担と受け止められている虞があり、受験者確保ひいては質の高い既修者の確保に悪影響が生じかねない。以上の諸点を考慮の結果、短縮コースの小論文試験を廃止することとする。なお、面接と適性試験(1~3 部)が考慮されることに変更はない。また、短縮コースと標準コースを併願する場合には、当然ながら標準コースの小論文試験を受験する必要がある。

- (3) 次に、法律科目試験 5 科目を対象に、次のような「一部法律科目試験免除制度」を導入する。従来、 I 期の短縮コース不合格者は改めてⅢ期の短縮コースを受験できるが、その場合は、全法律科目を受験する必要があった。しかし、本法科大学院標準コース 1 年次修了者は、前期と後期に分けて単位を履修しており、標準コース 1 年次修了者と同等の学力を有しているべき既修者も、最終的に入学直前の時点(3月)までに同等の能力以上を有していればよく、全法律科目試験について同時に合格基準に達していなければならない必要はない。そこで、 I 期の短縮コース不合格者であっても一部法律科目について合格基準に達していれば、Ⅲ期受験時には当該法律科目の試験を免除することとする。
- (4) また、法律科目試験の配点と試験時間を以下のとおり見直す。従来の配点と試験時間は、憲法 150点(90分)、民事系(民法 100点,民事訴訟法 100点,計 120分)、刑事系(刑法 100点,刑事訴訟法 100点,計 120分)であるが、これを憲法 100点(60分)、民法 100点(60分)、刑法 100点(60分)、民事訴訟法 50点(45分)、刑事訴訟法 50点(45分)に見直す。見直しの趣旨は、民法及び刑法の 100点(60分)を基本とした上で、憲法・民法・刑法の比重を等しくするとともに、訴訟法の比重を下げることにある。訴訟法については、標準コース 1年次で履修すべき単位が民法(12単位)や刑法(6単位)に比べて少ない(民事訴訟法・刑事訴訟法ともに4単位である)ことを踏まえ、配点及び試験時間の比重を下げることとする。また、試験時間については、これまで実体法と手続法を併せた120分で実施してきたが、実際の時間配分は受験生に委ねられており、実体法により多くの時間を費やしたと推測される答案も散見された。そこで今後は、5科目それぞれに独立して試験を実施し、当該科目の制限時間内にその科目の答案を作成させることとする。
- (5) さらに、法律科目試験の合格基準については、これまでおおむね 60% という基準を設定し、合否判定においては、総合点を基本としつつも、各科目についても入学を認めても支障がないかを判断してきたところであるが、各科目毎に明確な合格最低基準を定めていたわけではない。そこで、今後は、総合点においておおむね 60%という基準とあわせて、各科目が 50%未満でないことという科目毎の合格最低基準を設定する。
- (6)加えて、これまで標準(未修者)コース選抜試験のみであったⅡ期においても、受験機会増加の観点から既修者向け短縮コース選抜試験を実施する。

2-3 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の 経験のある者」の割合が3割以上であること,これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本法科大学院における「他学部出身者」とは、ア 法学部または法学を主要な専門科目とする学部以外の出身者(例:商学部、文学部)、イ 法学部または法学を主要な専門科目とする学部の出身者で、専門科目の要卒単位の 60%以上を実定法以外の分野から修得した者(例:法学部政治学科)をいう49。

(2) 実務等の経験のある者の定義

本法科大学院における「実務等経験者(社会人)」とは、出願時までに連続して3年以上の社会人経験がある者をいう。「出願時までに連続して3年以上の社会人経験」とは、勤務先が同一の会社であるか否かは問わない。また、ここでいう「実務等経験者(社会人)」とは「被雇用者(常勤・非常勤を問わない。NPO・NGO等の勤務を含む)」のみならず、「自営業」、「専業主婦・主夫」等を含む50。

(3)入学者全体に対する法学部以外の学部出身者又は実務等の経験のある者の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者 を除く)	実務等経験者又 は他学部出身者
入学者数 10 年度	25 名	6名	2名	8名
合計に対する 割合	100.00%	24. 00%	8.00%	32.00%
入学者数 11 年度	16名	4名	1名	5名
合計に対する 割合	100.00%	25. 00%	6. 25%	31. 25%
入学者数 12 年度	11名	5名	0名	5名
合計に対する 割合	100.0%	45. 45%	0.00%	45. 45%
3年間の入学 者数	52 名	15 名	3名	18名
3年間の合計 に対する割合	100.0%	28. 85%	5. 77%	34. 62%

⁴⁹「平成 24 年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」8 頁【 A 7 参照】

_

^{50「}平成24年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」8頁【A7参照】

(4) 多様性を確保する取り組み

本法科大学院では、多様性を確保するために、前述したとおり、社会人・非法学部優遇措置を設けている。これは、選抜試験における志望理由確認(II 期では面接)において、社会人・非法学部出身者については、10点を上限に加点することができる優遇措置であるが、「非法学部出身者」及び「社会人」についての上述の定義に該当しさえすれば自動的に加点されるものではない。優遇措置の適用を希望する受験生は、「志望理由書」において、非法学部における学問で得た知見又は社会人経験と法曹を志望する理由を関連づけて論じることが求められており、その上で志望理由確認(面接)において、両者が明確に関連づけられて論じられているか否かを担当教員が確認することにより、実際の加点点数が決定される。

また、2008 年度入試から社会人特別入試(企業・官公庁推薦型)制度を導入 している51。この入試制度は、これまでよりも受験者の実務経験を重視し、実務 経験が「確実に定着」し、しかも実務経験から得た「広い視野と切実な関心」 を持つ者を積極的に受け入れ、その者が本法科大学院の教育を経て法曹資格を 得た後に、職場に復帰し、新たな活躍の場を開拓していくことを期待するもの である。このため、受験資格として、通算 7 年以上の勤務期間、出願時に在職 していること、入学時に満50歳以下であることを求めるとともに、志願者本人 による志望理由書とあわせて、職場の直属の長、またはそれに準ずる者による 推薦書の提出を義務づけている。本特別入試の合否は,適性試験第 4 部,適性 試験第 1~3 部及び面接試験の総合点 100 点によって判定され,配点割合は,適 性試験第4部:適性試験第1~3部:面接試験=3:1:6である。本特別入試の 定員は、全体定員40名のうち5名以内であるが、実際の入学者は、2008年度0 名,2009年度2名,2010年度1名,2011年度0名,2012年度0名である。な お、社会人特別入試(企業・官公庁推薦型)は、これまでI期のみに実施して きたが、受験機会拡大の観点から、2012年度入試よりⅠ期に加えてⅢ期にも実 施することとした。

(5) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は、法科大学院制度の趣旨に照らして入学者の多様化を図ることが極めて重要であるとの認識から、前述した社会人・非法学部優遇措置に加えて、社会人特別入試(企業・官公庁推薦型)を新設して、入学者の多様性確保に力を入れている。とりわけ社会人特別入試(企業・官公庁推薦型)は、実社会のより多方面で活躍する法曹を送り出すことによって、「地域」に開かれた法科大学院としての本法科大学院が目指す「地域」とともに生き、「地域」に貢献できる法曹の養成に資する重要な入試制度であると考えている。

(6) その他

特になし。

⁵¹「平成 24 年度國學院大學法科大学院学生募集要項 社会人特別入試 (企業・官公庁推薦型)」【A7 参照】

2. 点検・評価

(1) 法学部以外の学部出身者の定義の適切性について

本法科大学院における「他学部出身者」の定義について、法学部または法学を主要な専門科目とする学部の出身(在学)者で、専門科目の要卒単位の60%以上を実定法以外の分野から修得(修得見込)した者を含めているが、これは、大学の法学部では、従来から法学部の中に「政治学科」を置くところが多く、また最近では「国際関係法学科」「公共政策学科」などの学科を置くところも多いからである。このような「他学部出身者」の定義は適切であると考える。

(2)「実務等の経験のある者(社会人)」の定義の適切性について

「実務等経験者(社会人)」の定義に関して常勤・非常勤を問わないとしているのは、現在の我が国の雇用形態が多様化する中で、常勤であるか非常勤であるかにこだわるのは適切ではないからである。

また,「実務等経験者(社会人)」の中に「専業主婦・主夫」を含めている点に関しては,「地域に対して寄与・貢献すべき人材」という本法科大学院が養成する法曹像を考えた場合,「専業主婦・主夫」としての経験は大いに地域の諸問題の解決に役立ちうるものであり妥当と考える。

(3)入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合について

上記一覧表のとおり、「法学部以外の学部出身者」または「実務等経験者(社会人)」の割合は各年度ともに3割を超えている。

(4)3割未満の場合の努力

該当しない。

(5) 特色ある学歴・職歴・社会経験等を有している者など, 実質的にも多様な人材を選抜しているか。

本法科大学院を修了後,司法試験にも合格した社会人・非法学部出身者の中には,特色ある学歴を有する者として,大学院で化学生命工学を専攻した者や建築学を専攻した者,芸術学部やメディア学部の出身者などがいる。また,特色ある職歴・社会経験を有する者としては,工学部出身で会社役員であった者,25年の国家公務員勤務経験者,5年間の特別養護老人ホーム勤務経験を有する介護福祉士,報道・出版関係者(記者経験者,番組制作会社勤務経験者,出版社勤務経験者など)がいる。その他,専業主婦であった者(複数),生命保険会社勤務経験者(複数),金融機関勤務経験者(複数)などがいる。

また、社会人特別入試の下での入学者には、静岡市役所から本法科大学院に 入学し、修了後は静岡市役所に復帰することが予定されている者などが含まれている。

3. 自己評定

Α

「理由〕

入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は3割以上であり、入学生の多様性はたいへん適切に確保されているものと考える。

4. 改善計画

適性試験受験者が全般的に減少する中で、法科大学院を目指す社会人や非法学部出身者もそれ以上に減少している。そのような状況の中で、社会人や非法学部出身者の割合を3割以上確保することは今後一段と厳しくなっていくことが予想されるが、本法科大学院では、法科大学院制度の趣旨に照らして入学者の多様性の確保を図ることが肝要と考えており、これまで以上に、社会人や非法学部出身者に向けて、様々な機会を設けて本法科大学院についての周知広報を図っていく。くわえて、社会人特別入試(企業・官公庁推薦型)は、受験者数が少なく、制度が必ずしも十分に認知されていないおそれもあるため、認知度向上のための方策を検討しているところである。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織(1)〈専任教員の必要数及び適格性〉

(評価基準) 法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員 がいること。

1 現状

(1) 専任教員の数と教員適格

本法科大学院の2012年度収容定員数は120名である。2012年5月1日時点での専任教員数は16名であり、10名以上の基準を充足している。専任教員16名のうち、16名が教授である。各教員の担当科目は、「自己点検・評価報告書」末尾「教員一覧」のとおりである52。

研究者教員は 40~60 歳代で構成されており、法学部等での十分な教育歴を有している。また、単著も含めた法学教育用の教材(教科書・演習書・注釈書など)から学術書・学術論文までの執筆の経験をもつ。したがって、初学者に対する導入的教育から高度の法学専門教育まで行う教育経験を有していると考える。多くの研究者教員は、法科大学院教育の多忙を極めるなか、精力的に教育用図書や学術論文を執筆している。

実務家教員は50·60歳代であり、すべて5年以上の実務経験を有する。また、 多くの実務家教員が修習生や後輩法曹の指導経験をもつ。したがって、担当科 目を教授するに十分な知識と実務経験を有するものと考える。実務家教員は、 法科大学院教育の繁忙のなか、実務を継続し、研鑽に励んでいる。

専任教員の適格性は、法科大学院開設申請時の審査により基本的には担保されており、その後採用した教員についても、「法科大学院教員資格審査実施細則」 ⁵³に基づく論文審査、資格審査において、適格性は確認されている。

また、法科大学院専任教員の研究業績は、毎年 3 月に集約され、大学のホームページ上で公開されている⁵⁴。全学で受ける自己点検・評価において大学基準協会に提出している自己点検・評価報告書別冊「教育・研究活動報告書」、法科大学院認証評価時に作成する自己点検・評価報告書別冊「教員個人調書」をもとに、点検・評価を実施している。

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

各分野の教員は,次のとおりである。

^{52 「}自己点檢·評価報告書」末尾「教員一覧」参照。

⁵³ 法科大学院教員資格審査実施細則【A5 参照】

⁵⁴ 國學院大學 研究者データベース (K-ReaD)【資料 20】

	憲	法	行 政	法	民	法	商	法	民事訴訟	法	刑	法	刑事訴訟法
必要 教員数	1 :	名	1名	7	1	名	1	名	1名		1	名	1名
実員数	1名	<u></u>	1名	ı	4:	名	1:	名	3名		1:	名	3名

上表の内訳は,次のとおりである。

- ·憲法1名…福岡英明教授
- ·行政法1名…磯部力教授
- ・民法4名…花立文子教授・平林勝政教授・廣瀬美佳教授・村和男教授
- ·商法1名…中曽根玲子教授
- · 民事訴訟法3名…佐藤彰一教授・中川徹也教授・若林諒教授
- •刑法1名…武田誠教授
- ・刑事訴訟法3名…今井秀智教授・四宮啓教授・高内寿夫教授 科目毎の各教員の適切性については、別冊「教員個人調書」を参照されたい。

(3) 実務家教員の割合

本学に法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員は3名であるが、本学では6名配置している。基準の2倍の実務家教員が所属しており、 実務家教員は充実している。

実務家教員の実務経験及びその根拠については、次のとおりである55。

今井秀智は、検察官及び弁護士としての21年間の実務経験と学術論文を有する。

四宮啓は、弁護士として31年間の実務経験を有し、多数の学術論文及び多数 の学会発表・講演を有する。

中川徹也は、司法研修所教官、司法試験委員及び弁護士としての35年間の実務経験を有する。

蛭田孝雪は、弁護士として25年間の実務経験を有し、司法研修所刑事弁護教 官の経験を有する。

村和男は、弁護士として34年間の実務経験を有し、そのうち約5年間は、整理回収機構常務取締役としての実務経験を有する。

若林諒は、判事としての37年間の実務経験を有する。

(4) 教授の数

本法科大学院における「教授」の資格要件は、「法科大学院教員資格審査実施細則」(以下、「細則」という。) 56において規定している。その第4条において、審査は、教育歴、研究業績及び実務経験について行う(細則第4条)ものとし、昇格審査基準においては、教授昇格のための審査を受けることのできる基準を、研究者教員・実務家教員について、次のとおりとしている(細則第5条)。

· 教授(研究者教員)

^{55 「}自己点検·評価報告書」別冊「教員個人調書」参照。

⁵⁶ 法科大学院教員資格審査実施細則【A5参照】

- イ 大学において 7 年以上の准教授又はこれに準ずる経歴があり、かつ 大学卒業後 13 年以上経過していること。
- ロ 准教授在任中に 5 点以上の研究業績を有すること。ただし、そのうち1点は、最近2年以内に発表したものであることを要する。

• 教授(実務家教員)

専攻分野におけるおおむね 15 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度 の実務の能力を有する者とする。

また、採用審査基準としては、研究者教員及び実務家教員の別に応じ、それ ぞれ前条第1号及び第2号を準用するものとしている(細則第6条)。

また、本法科大学院における「教授」の認定手続については、「國學院大學法 科大学院教員資格審査委員会規程」⁵⁷に基づき、「法科大学院教員資格審査実施 細則」にしたがって適切に行われている。

なお,専任教員全員の数と,そのうちの教授の数については,次表のとおりである。

	専任教員							
	<u>]</u>	専任教員総数	ζ	うち実務家教員(実員)				
	教授	その他	計	教授	その他	計		
専任教員数	16名	0名	16名	6名	0名	6名		
計に対する割合	100. 0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100%		

(5) 特に力を入れている取り組み

2010年度入学者より入学定員を50名から40名としたが、専任教員数を減ずることなく、これまで以上に、少人数教育による教育指導の充実に努めている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

担当分野について適格性を有する専任教員は、必要教員数を置きく上回る 16 名が確保されていることから、本法科大学院の特色である少人数による教育指 導が実施することができる状況にある。

なお,2012年3月をもって,民法担当の研究者教員1名が退職するが,2012年4月より,民事訴訟法担当の研究者教員1名を新規に採用した。このことにより、専任教員数は16名で変わらない。

.

⁵⁷ 法科大学院教員資格審査委員会規程【A5 参照】

3 自己評定

合

[理由]

法科大学院の規模に応じた教育に必要な能力を有する専任教員は確保されている。

4 改善計画

本法科大学院では、今後も、教育に必要な能力を有する専任教員の確保、維持に努めていきたいと考える。

3-2 教員体制・教員組織(2) 〈教員の確保・維持・向上〉

(評価基準)継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

(1) 専任教員確保のための工夫

民事訴訟法を担当する研究者教員を 2010 年度に公募したものの, 論文審査の結果, 採用にはいたらなかったが, 2012 年度, 新たに民事訴訟法の研究者教員を採用することができた。 2007 年度上期に受けた第1回認証評価以降, 2008 年度着任の中山一郎教授(知的財産法), 四宮啓教授(刑事訴訟法, リーガルクリニック), 2009 年度着任の磯部力教授(行政法), 若林諒教授(民事訴訟法), 2012 年着任の佐藤彰一教授(民事訴訟法) を新たに採用している。

なお、法学研究科の授業を担当している専任教員が 1 名存在しており、これについては 2013 年度をもって法学研究科の授業担当を終了することとなっている。2012 年度においても、他の専任教員と講義負担がほぼ同じになるよう配慮している。

専任教員 16 名については、全員が教授であり、すでに法科大学院で教育指導にあたるために必要な能力を有していることもあり、特別な取り組み・工夫を講じることはしていない。

(2) 継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

研究者を志す法科大学院生のために,國學院大學大学院法学研究科では,法 科大学院修了者入試制度を設置している⁵⁸。

筆記試験(専門科目試験=専攻しようとする専門科目担当の教員の指定する専門科目1科目,外国語試験=英語・独語・仏語のうちから1科目選択)と口述試験により入試を行っている。

なお、本法科大学院を修了した者、または修了見込みの者は、専攻しようとする科目の担当教員が指定している場合、修了年次前期終了時の成績に基づき、履修科目の GPA, および当該教員の指定する「関連科目」の GPA が、以下の成績基準を超えることを証明することをもって専門科目試験の受験に代えることができるものとしている。この場合の成績基準は、次のとおりである。

- a. 法科大学院の修了者は修了時までの, 修了見込みの者は修了年度の前期終了までの履修科目全体の GPA が 2.7 以上であること。
- b. 専攻しようとする科目の担当教員の指定する履修科目すべてを受講し、かつ、それらの科目の GPA が 3.0 以上であること。

58 「法科大学院修了者入学試験」チラシ,「大学院法学研究科 [博士課程後期] 選考方法(大学院ホームページ)【資料 21】

(3) 教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用及び昇進に際して、教員の教育に必要な能力を評価する制度は存在しない。しかし、教員採用及び昇進にあたり、専攻分野における教育歴は審査基準として重視されている。

教員の教育能力を向上させるための取り組みとしては、1年に2度、教員相互の授業参観を実施しており、ここで教員は他の教員のアドバイスを受けることができる。また、年 4 回開催されているブラッシュアップ授業検討会、不定期に開催される民事法FD小委員会、刑事法FD小委員会などにおいて、教育能力の向上について議論がなされており、教員はこうした機会を通じて得た知見を参考にして教育能力の向上に努めている59。

なお,刑事法分野については,法学部との共同で定期的に,國學院刑事法研究会を開催し,教員の教育および研究能力の維持,向上に努めている⁶⁰。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

法科大学院修了者入試については、本法科大学院修了者 1 名が 2011 年度入試 を受験し合格したが、入学には至らなかった。ただし、他大学の研究科に進学している。

2 点検・評価

継続的な教員確保に向けた取り組みはなされており、2012 年においても民事 訴訟法担当の研究者教員を確保している。

教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上の仕組みについては、組織的な取り組みが整備されているとまでは言えないが、ブラッシュアップ授業検討会、不定期に開催される民事法FD小委員会、刑事法FD小委員会を通じて、各専任教員は教育能力の向上に努めている。

法科大学院修了者で、将来、研究者志望である者への制度は整備されているが、未だこれに該当する者はいない。

3 自己評定

В

「理由〕

継続的な教員確保に向けた取り組みがなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し維持・向上するための体制は整備され、また、有効に機能しているものと考える。

⁵⁹ ブラッシュアップ授業検討議事録,民事法FD小委員会議案書,刑事法FD小委員会記録【A5 参照】

⁶⁰ 國學院刑事法研究会の最近の開催日程【資料 22】

4 改善計画

本学の研究科大学院が実施している法科大学院修了者入試については、本法科大学院修了者1名が2011年度入試を受験し合格したが、入学には至らなかった。ただし、この1名は他大学の研究科に進学している。今後も研究者を目指す学生のために、この制度の活用を促進したいと考えている。

3-3 教員体制・教員組織(3)〈専任教員の構成〉

(評価基準) 教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法 曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮され ていること。

1 現状

(1) 専任教員の配置バランス

本法科大学院における,法律基本科目,法律実務基礎科目,基礎法学・隣接科目,展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数及び担当専任教員数並びに各科目群毎の,専任教員とそれ以外についての,1クラスの履修登録者数の平均値は,次表のとおりである。

※2011 年度

_	クラ	ス数		数員数 、数。みな		クラス毎の履修登録者数平均			
				し専任含む)		任	専任以外		
		前期		前期		前期		前期	
法律基本科目	58	30	48	25	10.92	12.44	4. 40	2.60	
広伴基本 件目	96	後期	40	後期	10.92	後期	4. 40	後期	
		28		23		9. 26		6. 20	
	前期 7 目 14 後期 4		前期 7		前期		前期		
计争字数其 7#41 日		削捌(1.4	削捌(9. 79	8.88	0.00	0.00	
法律実務基礎科目		公 #H 4		後期 4	9. 19	後期		後期	
		1友别 4		饭朔 4		11.00		0.00	
		前期 2		前期 0		前期	11 75	前期	
甘7株江兴,『米拉利日	5	削粉 2	1	削捌∪	2, 00	0.00		15.00	
基礎法学・隣接科目	Э	公量 9	1	公廿1	2.00	後期	11. 75	後期	
		後期 3		後期 1		2.00		8.50	
		前期		前期 4		前期		前期	
展開・先端科目	32	14		刊券 4	3. 00	4. 00	6. 13	7. 20	
	32	後期	9	松田 F	3.00	後期		後期	
		18		後期 5		2. 20		5. 31	

- ※単位互換科目(明治学院大学提供科目)は含めていない。
- ※履修登録の結果、受講者ゼロであった科目も含めている。
- ※専任教員と非常勤教員とが複数で担当している授業は、専任教員のクラスとしてカウントしている。

(2) 教育体制の充実

教育体制の充実については、ブラッシュアップ委員会を中心として推進して おり、さらに教授会及び専任教員が全員参加するブラッシュアップ授業検討会 において全体で検討している。また、民事法については、民事法FD小委員会を 開催している。

詳細は、第4分野4-1FD活動を参照されたい。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院開設時は、渋谷パブリック法律事務所に在籍する弁護士で本法科大学院専任教員が、リーガルクリニック担当教員を担当していたが、リーガルクリニックで扱う事件の種類を増やし、様々な実務活動を学ばせるために、2007年度から村和男教授が「リーガルクリニック(上級)」を1コマ担当し、2009年度に着任した四宮啓教授が、刑事の担当として「リーガルクリニック(初級)」1コマと、「リーガルクリニック(上級)」1コマを担当している。また、2012年4月着任の佐藤彰一教授も新たに「リーガルクリニック(上級)」担当者としている。

なお、隔月で開催するリーガルクリニック運営委員会で、各教員の担当する 案件や学生指導も含めた授業内容等については、渋谷パブリック法律事務所弁 護士と合同で報告・検討をしている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目については、原則として専任教員が担当するものとしている。 演習科目については、全科目とも2コマ開講しており、いずれも2名体制としたうえで、うち1名は専任教員が担当している。

法律実務基礎科目については、全開講科目を専任教員が担当しており、特に本法科大学院が法曹養成教育の中核と位置付けているリーガルクリニックのうち、「リーガルクリニック(上級))については、2012年度より4名の専任教員が担当しており、充実の度合いは高い。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を担当する専任教員は6名である。 いずれも、少人数によるきめの細かい指導が行われており、教員の科目別構成等が適切かつバランスが取れているため、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されているといえる。

3 自己評定

Α

「理由〕

教員の科目別構成等は適切であり、法曹養成機関として充実した教育体制を 確保できるように配慮されているものと考える。

4 改善計画

専任教員の構成は適切であることから、今後も、充実した教育体制を確保できる専任教員の維持に努めていきたい。

3-4 教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は、以下のとおりである。

※2012年5月1日時点

		39 歳以下	40~49 歳	50~59 歳	60~69 歳	70 歳以上	計
	研究者教員	0名	2名	4名	4名	0名	10 名
専任教員	切 九 在 教 貝	0.00%	20.0%	40.0%	40.0%	0.00%	100.0%
等任 教 貝	実務家教員	0名	0名	2名	4名	0名	6名
		0.00%	0.00%	33. 33%	66.67%	0.00%	100.0%
Δ⊒.		0名	2名	6名	8名	0名	16 名
合計		0.00%	12.5%	37.5%	50.0%	0.00%	100.0%

(2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

研究者教員は $40\sim60$ 歳代であり、実務家教員は $50\cdot60$ 歳代である。それぞれ各年齢層の偏りがなく、バランスがとれている。

専任教員全体で見ると、60歳代が中心であるが、やはり各年齢層に大きな偏りはなく、バランスがとれているといえる。

法科大学院の教員にふさわしい教育歴・研究歴・実務経験を考慮すると,30 歳代の教員がいないことはやむをえない。

全体としてみると、法科大学院に相応しい年齢構成になっているといえよう。

3 自己評定

Α

[理由]

教員の科目別構成等は適切であり、法曹養成機関として充実した教育体制 を確保できるように配慮されていると考える。

4 改善計画

2008年度に40歳代1名,2009年度に60歳代2名,2012年度に50歳代1名

を新規に採用している。教育研究能力を重視した採用方針をとっているが、結果的に年齢構成においてバランスのとれた採用となっている。今後も、法科大学院の継続的活動のために、専任教員の年齢バランスに配慮したい。

3-5 教員のジェンダーバランス

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

専任教員,兼担・非常勤教員それぞれについての,男性,女性別の人数は,以下の表のとおりである。

3 2012	左	_	H	1	\Box	吽	片
•X• ZUTZ	平-	ภ	Н	- 1		莊	思

教員区分	専任	教員	兼担・非	常勤教員	≅L
性別	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	計
男	7名	6名	17名	16名	46 名
7	15. 22%	13.04%	36.96%	34. 78%	100.0%
-t	3名	0名	6名	2名	11 名
女	27. 27%	0.00%	54. 55%	18. 18%	100.0%
全体における		10 750/		10 510/	10. 200/
女性の割合		18. 75%		19.51%	19. 30%

(2) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院では、教員の男女のバランスを特に考慮して採用を行ったというよりも、個人としての教育能力・研究能力を考慮して採用した結果である。女性教員だから優先して採用したとすると、反対に劣性の烙印を押しかねない。やはり、個人としての能力に着目して採用したところ、結果として、男女のバランスがとれていたというのが理想であろう。しかし、純粋に真理を探究する自然科学とは異なり、生活に根ざした価値観が相対的に重要な働きをする法律学の場合、教育の多様性確保の観点から、教員のジェンダー構成に配慮する必要性と合理性は大きいといえる。本学のジェンダー構成は教育の多様性を害するものではないと考えるが、今後は、ジェンダー構成をより意識した人事を行っていく必要があると考える。

3 自己評定

В

「理由〕

教員のジェンダーバランスに対する配慮は十分になされているものと考える。

4 改善計画

専任教員のうち実務家教員に女性が含まれていないので、将来、実務家教員の入れ替えが必要になった場合には、積極的に女性を採用したい。また、今後は、兼担・非常勤教員についても、とくに女性の研究者教員を増やしたいと考えている。

3-6 担当授業時間数

(評価基準) 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる 程度の適正なものであること。

1 現状

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

本法科大学院での授業における,過去3年(2010年度から2012年度)分の教員の担当コマ数(時間単位)の最長(最高),最短(最低),平均値の各学期毎の状況については,以下の表のとおりである。

【2010年度前期】

教	対員区分	専任教員		みなし専任教員	兼担	教員	/ ** 士
授業時間数		研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	備考
最	高	5. 0	3. 0	3. 0	0.0	0.0	1
最	低	1.0	1. 0	1.0	0.0	0.0	120八
平	均	2. 6	2. 25	2.0	0.0	0.0	120分

【2010年度後期】

教員区分	専任教員		専任教員 みなし専任教員 兼担教員		教員	
授業時間数	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	備考
最高	4.0	4.0	2. 0	0.0	0.0	1
最 低	1. 0	2.0	1.0	0.0	0.0	120八
平 均	2.6	2. 75	1.5	0.0	0.0	120分

【2011年度前期】

教員区分	専任教員		専任教員 みなし専任教員 兼担教員		教員	
授業時間数	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	備考
最高	5. 0	4. 0	3.0	0.0	0.0	1
最 低	1.0	2. 0	1.0	0.0	0.0	127
平均	2.6	3. 0	2.0	0.0	0.0	120分

【2011年度後期】

教員区分	専任	教員	みなし専任教員	兼担	教員	
授業時間数	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	備考
最 高	5. 0	3. 0	2. 0	0.0	0.0	1
最 低	1. 0	2. 0	0. 0	0.0	0.0	120八
平均	2. 8	2. 25	1. 0	0.0	0.0	120分

【2012年度前期】

教員区分	専任教員		みなし専任教員	兼担	教員	
授業時間数	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	備考
最高	5. 0	4. 0	3. 0	1. 0	0.0	1
最 低	1.0	2. 0	1.0	0.0	0.0	120八
平均	2. 6	2. 75	2.0	1. 0	0.0	120分

【2012年度後期】

教員区分	専任	教員	みなし専任教員 兼担教員			
授業時間数	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	備考
最 高	5. 0	3. 0	2.0	0.0	0.0	1 7 7
最 低	2. 0	2. 0	0.0	0.0	0.0	120公
平 均	2. 8	2. 25	1.0	0.0	0.0	120分

※基礎資料「専任教員授業時間数(コマ数)一覧」61

※2011年度以前に、法律基本科目担当者のなかに兼担教員はいない。

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

他大学・他学部の授業数も含めた,過去3年(2010度から2012年度)分の教員の担当コマ数(時間単位)の最長(最高),最短(最低),平均値の各学期毎の状況については、以下の表のとおりである。

【2010年度】

	専任教員				7. よ、1. 古げ 44.日		
教員区分	研究者	全教員	実務家教員		みなし専任教員		ttte de
授業時間数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	備考
最高	5. 0	4. 0	3.0	4.0	3. 0	2. 0	法科1コマ
最 低	2.0	2. 0	1.0	2.0	1.0	1.0	120分 大学院・学部 1コマ90分
平 均	2.8	3. 1	2. 25	2.75	2. 0	1.5	

【2011年度】

		専任	教員		みなし専任教員		
教員区分	研究者	宇務家教員		かなし寺江教貝		(445 day	
授業時間数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	備考
最 高	5. 0	5. 0	4. 0	3.0	3. 0	2. 0	法科1コマ 120分
最 低	2. 0	1.0	2.0	2.0	1.0	0.0	大学院・学部
平均	2. 9	3. 3	3.0	2. 25	2. 0	1.0	1コマ90分

⁶¹ 専任教員授業時間数(コマ数)一覧【資料 23】

【2012 年度】

		専任	専任教員 みなし専任教員				
教員区分	研究者教員 実務家教員		かなし守江牧貝		/+tt-r		
授業時間数	前期	後期	前期	後期	前期	後期	備考
最 高	5. 0	5. 0	4. 0	3.0	3. 0	2. 0	法科1コマ 120分
最 低	1. 0	1.0	2.0	2.0	1.0	0.0	大学院・学部
平 均	2.8	3. 2	2. 75	2.5	2. 0	1.0	1コマ90分

本学では、専任教員の責任授業時間数は、週あたり6時間(360分,120分授業3.0コマ)である。ただし、専任教員には、雇用形態の違いにより、責任授業時間数が軽減された特別専任教員が含まれる。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院における各専任教員の担当コマ数は、半期でみると 5.0 コマを担当する教員もいるが、通年合計では 6.0 コマを超える授業負担を負っている教員はいない。すなわち、各専任教員の責任授業時間数は、通年平均でみると、週あたり 6 時間=360 分に収まっている。

また、本学の専任教員が他大学の非常勤講師を委嘱されることは禁じられてはいないが、非常勤講師としての委嘱コマ数に関する制限については、本務に支障がない範囲で最大通年2コマまでとされている⁶²。出講先とコマ数については、就業規則上、届出義務があり、毎年5月に大学に兼務届を提出している。

審議会への出席など学外の社会的・公益活動を行っている教員は半数ほどである (9人)。これに関するルールは特になく、今回、調査をして実態を把握したが、授業に影響を及ぼすほどの負担を負う教員はいないことを確認した。

また、すべての専任教員は、法科大学院内の委員会の委員になっている。一部の教員はこれを複数兼務し、あるいは全学の委員会の委員を兼務している。 どの委員会も、月1回程度で1回1~2時間程度である。

以上のとおり、本法科大学院の専任教員の担当する授業時間数などは、十分な授業準備をすることが可能な適正な範囲であるといえる。

55

⁶² 平成23年度専任教員の兼務について(申し合わせ)【資料24】

3 自己評定

Α

[理由]

教員の担当する授業時間数は、十分な授業準備をすることができる適正なものである。

4 改善計画

教員の担当する授業時間数は適正であることから,今後も専任教員の責任授 業時間は厳格に遵守していきたい。

3-7 研究支援体制

(評価基準) 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

(1) 経済的支援体制

個人研究費は年間 30 万円 (特別専任は 15 万円), 図書費が 15 万円程度 (法科大学院専任教員全体に割り当てられた図書購入費を専任教員数で割った額)で、計 45 万円程度である。

個人研究費は、図書購入だけでなく、定期刊行物、旅費・宿泊費、文具など の消耗品、パソコンなどの設備・備品など自由に使用できる。額について大き な不満は見られないが、立て替え払いであって、30万円使い切ったら大学に請 求するという方式がとられている。

図書費では研究室に備えることができる図書を購入できる。ローライブラリー経由で図書を注文・購入することになるので、立て替え払いではない。

法科大学院共同研究費として 50 万円がある。そのほか、法科大学院研究調査旅費(予算額 50 万円)、学外指導補助費(予算額 30 万円)、国際交流旅費補助(予算額 100 万円)がある。

(2) 施設・設備面での体制

研究室は1人1部屋である。防音が不完全であることや、研究室に備えることができる本棚の数が限定されている点に問題があるが、これは建物の構造的な問題であるから、当面解決は期待できない。

(3) 人的支援体制

ローライブラリーを研究施設として位置づけるため、2009 年度から法科大学院図書室として位置付け、規程を改正した。このため、ローライブラリアンの任用換えを行い、法科大学院図書室専任教員として、1名を専任講師、1名を助教とした。このうち専任講師については、2012年3月をもって定年退職となったが、同年4月からは、准教授(特別専任)として再任用している63。

准教授(特別専任)となった1名については、従来どおり本法科大学院の「リーガル・リサーチ」を兼担教員として担当し、助教1名は、従来と同様に同科目の補助者として授業に携わるとともに、2012年度後期から、「リーガル・ライティング」を兼担教員として担当することとした。なお、この助教1名は、本学法学部において演習4単位も兼担教員として担当している。

(4) 在外研究制度

研究休暇は、制度としてはある。しかしながら、現状を考えると、申請しにくい。学部と違って、研究休暇中の代替教員を確保することが難しいというの

⁶³ 法科大学院図書室に勤務する専任教員に関する規程【A5 参照】

が大きな理由である。ただし、本学の授業は半期のものが一般であるから、半年間の研究休暇なら、実現可能性がないわけではない。積み上げ型のカリキュラム、前期と後期の授業科目数のバランスなどを考えると、難しい面はある。

開設年度である 2004 年度に吉井啓子教授が行使して以来, 在外研究を行った 教員はいない。

(5) 紀要の発行

研究成果の発表の場として、法科大学院として独自の紀要を発行していないが、本法科大学院専任教員は國學院大學法学会の特別会員となっており、同会が発行する「國學院法學」に研究成果の発表の場を確保している。これまで 6名の法科大学院教員が論文を掲載している⁶⁴。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の研究活動を支援するための研究費、研究室、研究発表媒体、データベース、ローライブラリーなどについては配慮がなされている。とりわけデータベースは充実している。研究休暇制度については、学部との併任教員が1回(2004年10月~2006年3月)取得している。

3 自己評定

В

「理由〕

支援の仕組み等は充実しているが、研究休暇制度が活用しにくい状況については改善の余地があり、支援の仕組み等が非常に充実しているとまでは言えない。

4 改善計画

在外研究制度は存在するが、法科大学院の教育との関係で、実際上、その活用が難しいところがある。半年の利用などを含め、在外研究の取得が容易になるように検討していきたい。

⁶⁴ 法科大学院専任教員の「國學院法學」発表論文一覧【資料 25】

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 FD活動

(評価基準)教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施 されていること。

1 現状

(1) 組織体制の整備

國學院大學法科大学院学則第 34 条は、「本法科大学院は、法理論と法実務を架橋する高度な法学専門教育の充実をはかるため、教員の研修及び研究会を定期的に実施するものとする」と規定し、これに基づき、「法科大学院ブラッシュアップ委員会規程」が制定されている。本委員会の目的は、「法理論と法実務を架橋する高度な法学専門教育の充実と、法科大学院教員の教育能力並びに資質の維持向上」である(第 1 条)。法科大学院長は、法科大学院専任教員の中からブラッシュアップ委員会委員として 4 名の委員を指名する(第 3 条)。委員の任期は 2 年である(第 4 条)。

2011年現在,4名の委員の内訳は、民法の教員1名,刑事訴訟法の教員1名,知的財産権の教員1名,実務家教員(民事訴訟法担当)1名である。委員長は刑事訴訟法の研究者教員である。ブラッシュアップ委員会は、毎月定期的に開催されている。ブラッシュアップ委員会は、法理論と法実務を架橋する教育のあり方,法科大学院教員の教育能力の向上に向けた方策などを検討し、具体的な提言をまとめ、それを法科大学院教授会に提示し、法科大学院教授会における議論を経て、内容に応じて、法科大学院教授会の決定を得るか、法科大学院教授会の総意とすることとしている。

さらに、ブラッシュアップ委員会は、1年に4回、実務家教員も含む全専任教員が参加するブラッシュアップ授業検討会を開催し、重要な検討事項については、全専任教員の討議を経た上で、全専任教員の共通認識とすることを確認した上で、全教員がその内容を実施することとしている。

また、民事系分野および刑事系分野については、FD 小委員会が設けられている。民事法 FD 小委員会は実務家教員3名を含む9名の専任教員によって、刑事法 FD 小委員会は、実務家教員2名を含む4名の専任教員によって構成されている。

(2) FD活動の内容

ブラッシュアップ委員会では、教育内容・教育方法の改善に向けて、①相互 授業見学、②学生による授業アンケート(中間アンケートおよび最終授業時の アンケート)、③修了生による授業アンケート、④学生との懇談会、⑤ブラッシ ュアップ授業検討会などを実施するとともに、そこから浮かび上がってきた問 題点について検討し、具体的な教育方法の改善案などをまとめ、教授会およびブラッシュアップ授業検討会に改善案を提示し、教授会およびブラッシュアップ授業検討会の議論を踏まえて、具体的な改善策が法科大学院全体で実施されるように配慮している。毎月 1 回開催されているブラッシュアップ委員会の内容については別紙議事録を参照していただきたい⁶⁵。

①相互授業見学は、前期と後期の2回実施され、すべての授業を対象とし、かつ全専任教員が1つ以上の授業を見学期間内に見学するものである。教員は、当日、事務課で当日のレジュメ・教材を受け取った後、見学し、見学後は必ず授業見学アンケートを提出することとしている。ほぼ全専任教員が授業見学に参加してアンケートを提出しており、アンケート結果は集約され全教員に配付されている⁶⁶。ブラッシュアップ委員会は、相互授業見学後に、委員会においてアンケート結果を検討し、そこから浮かび上がる問題点を抽出した上で、ブラッシュアップ授業検討会を開催し、授業見学の感想を踏まえて、授業改善への方向性について議論している。

なお,リーガルクリニックを共同利用している東海大学法科大学院,獨協大学法科大学院,明治学院大学法科大学院との間においても相互授業見学を実施している⁶⁷。

- ②学生による授業アンケートは、授業が4,5回程度実施された時点で行われる中間アンケートと最終授業時に実施される授業アンケートとがある。それぞれ、前期、後期計2回実施されている。中間アンケートの目的は、学生が授業の進め方を理解した時点で、学生から授業の進め方ついての要望を聞き、授業の改善につなげることである。最終授業時の授業アンケートは、学期末の最終授業終了時に実施されるものであり、各授業の学生評価を踏まえ、教員各自および教授会全体として、今後の教育内容および教育方向の改善につなげていくものである。
- ③修了生による授業アンケートは、2010年度から始められたもので、主として、新司法試験に合格した修了生を中心として、授業の進め方、期末試験の適否などについて、科目毎に、匿名で聞くものである⁶⁸。修了生アンケートを実施することになった理由は、法科大学院を修了し新司法試験を受験した段階において、法科大学院の授業を評価してもらうことによって、一層、客観的で適切な授業評価が可能であり、教育内容の改革に有用であると考えたからである。
- ④学生との懇談会は、学生に対して、本法科大学院の目指す法曹像や教育についての考え方、学生の学修のあり方などについて、法科大学院長およびブラッシュアップ委員長が説明をした後、学生からの質問、要望を聞くも

•

⁶⁵ ブラッシュアップ委員会議事録【A6参照】

⁶⁶ 相互授業見学感想一覧【A13参照】

^{67 4} 法科大学院相互授業見学実施状況【A13 参照】

⁶⁸ 新司法試験合格者アンケート用紙及び回答結果(平成22・23年度)【資料7及び8】

のである。懇談会は、前期2回、後期2回の計4回実施している。学生との懇談会の目的は、本法科大学院の教育方針を学生に伝えることによって学生に本法科大学院の教育方針を理解してもらうとともに、学生の質問および要望を聞くことによって、教育方法および学修支援のあり方などを具体的に改善することである。

⑤ブラッシュアップ授業検討会は、上記、相互授業見学、学生による授業アンケート、学生との懇談会などの結果を踏まえて、全専任教員が参加して、教育内容および教育方法の改善に向けた議論を行うものである。ブラッシュアップ授業検討会は、前期2回、後期2回の計4回実施されている。

また、学生の学修状況および成績状況を全専任教員が把握するために、修学状況連絡協議会および成績情報交換連絡会を、各学期 1 回、年 2 回開催している。修学状況連絡協議会は、個々の学生の学修状況を専任教員全体が把握することで、各授業における指導に役立てることを主眼とするものである。成績情報交換連絡会は、修学状況連絡協議会以降の学生の学修状況を確認するとともに、各学生の成績評価について事前に確認、検討するためのものである。

この他,非常勤教員と専任教員との意思疎通を図り,法科大学院の教育理念,教育方法を共通認識とするために,毎年,非常勤教員と専任教員との懇談会を開催している⁶⁹。また,学習アドバイザーとの懇談会を年1回開催し,学生アドバイザーの感想や意見を聞くことによって,学習アドバイザー制度の今後の運営に役立てるとともに,教育方法の改善のための参考としている⁷⁰。

科目毎のFD小委員会については、民事系分野および刑事系分野に設けられている。民事法FD小委員会および刑事法FD小委員会の活動については、別紙資料をご覧いただきたい⁷¹。

(3) 教員の参加度合い

FD活動の対象となるのは、講義を担当するすべての専任教員、非常勤教員である。

相互授業見学は、非常勤教員による授業を含めて、本法科大学院で開講されるすべての授業を対象としている。授業見学を行うのは、本学専任教員、渋谷パブリック法律事務所の弁護士教員である。また、東海大学法科大学院、獨協大学法科大学院、明治学院大学法科大学院との間においても相互授業見学を実施していることから、各法科大学院の専任教員は相互に授業見学をすることができる。2010年度および2011年度における教員の参加は別紙のとおりである72。

学生による授業評価アンケート(中間アンケートおよび最終授業時のアンケート)の対象となるのは、すべての授業科目である。

学生との懇談会に参加するのは、院長、副院長およびブラッシュアップ委員、

⁶⁹ 非常勤教員との懇談会記録(平成23年度前期・後期)【資料26】

⁷⁰ 学習アドバイザーとの懇談会記録(平成23年度前期・後期)【資料27】

⁷¹ 民事法FD小委員会議案書及び覚書,刑事法FD小委員会議事録【A6参照】

⁷² 平成 23 年度前期 相互授業見学対象科目一覧【A13 参照】

専任教員および渋谷パブリックに所属する弁護士教員である。2010年度および 2011年度の参加は別紙のとおりである 73 。

ブラッシュアップ授業検討会への参加は全専任教員である。2010年度および 2011年度の参加状況は別紙のとおりである 74 。

非常勤教員との懇談会への参加は,院長,副院長,教務委員会委員などであ る。2010年度および2011年度の参加者については別紙のとおりである⁷⁵。

学習アドバイザーとの懇談会への参加は、院長、副院長、教務委員会委員な どである。2010年度および2011年度の参加者については別紙のとおりである 76 。

民事法FD小委員会のメンバーは、実務家教員を含む民事系専任教員9名である。 2010年度および2011年度の小委員会の参加者については別紙のとおりである"。 刑事系FD小委員会のメンバーは、実務家教員を含む刑事系専任教員4名である。 2011年度の参加者については別紙のとおりである78。

(4)外部研修等への参加

2011年7月26日、教員1名が、東京弁護士会で開催された「第6回新司法試験 に関する意見交換会-いわゆる「起案演習科目」の在り方について-」に参加 し、教授会でその内容を報告した。

(5) 相互の授業参観

2011年度についてみれば、教員の相互授業見学は、前期では6月12日から 24 日までの間に、後期には11 月9日から24日までの間に実施されている。授 業見学は、見学期間中のすべての授業を対象とし、かつ全専任教員が1つ以上 の授業を見学することとしており、実際上、ほぼ全教員が授業見学に参加して いる。また、参加した教員は授業に関する感想を提出することとしており、感 想を集約した結果については、教授会において全教員に配付されている79。

相互授業参観時のアンケート回答は、ブラッシュアップ授業検討会で検討さ れ、教授会全体の問題に関しては、教授会およびブラッシュアップ授業検討会 で討議し、また、教員個別の問題は、教員に伝達することとしている。

(6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

ブラッシュアップ委員会では、2010年9月から10月にかけて、授業の一層の 充実を図ることにより、本学修了生の質を高めるために、授業改革に向けて関 係者の意見を聴く機会を集中的に設けた。すなわち、①修了生への授業アンケ ートの実施、②在学生への授業アンケートの実施、③改革プロジェクト・ワー キング・グループにおける議論、④渋谷パブリック法律事務所所属弁護士によ る授業見学,⑤学生懇談会の開催,⑥非常勤教員,学習アドバイザーとの懇談

⁷³ 学生との懇談会記録(平成23年度前期・後期)【資料28】

⁷⁴ ブラッシュアップ授業検討会記録(平成23年度前期・後期)【A6参照】

⁷⁵ 非常勤教員との懇談会記録(平成23年度前期・後期)【資料26】

⁷⁶ 学習アドバイザーとの懇談会記録(平成23年度前期・後期)【資料27】

⁷⁷ 民事法 FD 小委員会議案書及び覚書【A6 参照】

⁷⁸ 刑事法FD小委員会議事録【A6 参照】

⁷⁹ 平成23年度前期 授業見学アンケート【A13参照】

会の開催などを実施した。以上から得られた意見を整理した上で,ブラッシュアップ委員会では,全専任教員が集うブラッシュアップ授業検討会において,授業の進め方について議論を行い,授業改革の方向性について,意見の集約を行った。そこから,①教員は,講義科目,演習科目を通じて,法的論理の筋道について繰り返し徹底的に教え込む授業をするべきであること,②教員は,予習の負担を軽くし,学生が復習を十分に行うことができるように,授業の進め方などを工夫すべきであること,③未修1年次の授業は,全体の体系を理解させることに主眼を置き,判例の細かい分析は控えるべきであること,などの申し合わせを行った 80 。

次に、2011 年度第 1 回ブラッシュアップ授業検討会(5 月 25 日実施)では、 主として 1 年次の講義科目について、効果的な授業の進め方を検討した⁸¹。この 検討を踏まえ、学生との懇談会の場において、学生に対して、授業の方針を伝 え、学修の仕方についてアドバイスを行った。

第2回ブラッシュアップ授業検討会(7月27日実施)では、認証評価基準の改正を受け、本法科大学院における、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」について議論し、専任教員の共通認識とすることとした。また、自己点検評価実施委員会で2010年度の期末試験問題を検討した資料を提示し、期末試験問題が当該科目に関する学生の実力を適切に診断するものとなっているかどうかを検討した⁸²。

第3回ブラッシュアップ授業検討会(10月26日実施)では、学生の文書作成能力の向上という観点からいわゆる「起案演習」のあり方を取り上げ、2年次の演習科目における起案演習のあり方、事例として新司法試験の論述問題を用いることの可否、いわゆる即日起案を行うことの可否、3年次の統合演習のあり方などについて検討した83。

第4回ブラッシュアップ授業検討会(2012年1月25日)では、事案分析の重要性に鑑み、3年次の統合演習において、課題提出の一環として、学生に真剣に起案をさせるための工夫をしていくこと、2年次の演習科目の期末試験について、やり方を工夫しながら、3年次生の受験を認めること(成績評価と関係するものではない)などを取り決めた。

(7) その他

2010年10月,ブラッシュアップ委員会の活動とは別に、法科大学院長の指示により、各授業の内容が法曹に必要な資質・能力の養成にふさわしい内容となっているかを検証するために、法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループ(院長、副院長、教務委員長、入試委員長、自己点検評価実施委員長、渋谷パブリック法律事務所長などで構成)を立ち上げ、法曹養成教育のあり方全

63

⁸⁰ 平成23年度第3回ブラッシュアップ授業検討会記録【A6参照】

⁸¹ 平成 23 年度第 1 回ブラッシュアップ授業検討会記録【A6 参照】

⁸² 平成23年度第2回ブラッシュアップ授業検討会記録【A6参照】

⁸³ 平成 23 年度第 4 回ブラッシュアップ授業検討会記録【A6 参照】

体を再検討するとともに、「リーガルクリニック(初級)」で学生の指導を担当している渋谷パブリック法律事務所弁護士から、授業の問題点、改善の方策などを伺う機会を設けた。法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループは、検討の結果、①基本的な法的思考の鍛錬が重要であることから、これをファイブステップスという形で提示し、授業では、基本的な法的思考を繰り返し、徹底的に教え込むべきである点、②教員は、予習の負担を軽くし、学生が復習を十分に行うことができるように、授業の進め方を工夫すべきである点を確認した 84 。

2 点検・評価

現状の中で述べたとおり、FD 活動については、ブラッシュアップ委員会を中心として、相互授業見学、学生による授業アンケート(中間アンケートおよび最終授業時のアンケート)、修了生に対する授業アンケート、学生との懇談会などを着実に実施している。また、そこから浮かび上がった課題についてはブラッシュアップ委員会において検討し、一定の提言をまとめ、全専任教員で構成されるブラッシュアップ授業検討会で討論し、具体的な改善に結び付けるように努力している。また、改善の方向性や学生に対するメッセージについては、学生との懇談会などにおいて学生に伝えるようにしている。

3 自己評価

Α

「理由〕

教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みはたいへん適切に実施されているものと考える。

4 改善計画

本法科大学院の教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みは着実に実施されている。しかしながら、司法試験の全体の合格率(受験者数に対する合格者数)が低下の一途を辿っている現状において、教育内容・教育方法の改善は、司法試験に対する対応を念頭に置きながら進めていかざるを得ない。本法科大学院では、法曹としてのマインド・スキルの養成という教育の本旨を堅持しながら、司法試験において結果を出すことができる教育のあり方について、一層の検討を進めていかなければならないと考えている。

_

⁸⁴ 法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループ第1回資料「授業内容について」【資料29】

4-2 学生評価

(評価基準)教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果 を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施さ れていること。

1 現状

(1) 学生による授業等の評価の把握

学生の意見を取り入れた教育内容・教育方法の改善に向けた取り組みとしては、上述した通り、①学生による授業評価アンケートの実施、②学生懇談会の開催、③投書箱の設置、④修了生アンケートの実施などを行っている。学生による授業評価アンケートは、すべての授業科目を対象として、学期ごとに、中間アンケートと最終授業時のアンケートを実施している。

ア 授業評価中間アンケート 中間アンケートは、授業が 5,6 回実施された時点で行われるもので、前期、後期計 2 回実施している⁸⁵。従来、最終授業時のアンケートのみが実施されていたが、それでは、現に学生が履修している授業の改善にはならないことから、学生が授業の進め方を理解した時点においても実施することとしたものである。アンケートは、授業終了時に用紙を配付し、学生は無記名で回答し、事務局に置かれた回収箱に提出させる方法により回収している。前期は 5 月はじめに、後期は 11 月はじめに実施している。良い点、悪い点についての学生からの指摘を踏まえ、その後の授業に生かすことを目的としている。

イ 学生による授業評価アンケート 学生による授業評価アンケートは, 学期末の最終授業時に実施されるものであり,前期,後期計 2 回実施している。質問は,14 の質問を 4 段階で評価する部分と自由記載欄とがある⁸⁶。 回答は無記名でなされる。教員はアンケートを配付した時点で教室を離れ, 代表学生が回収し事務課に提出する。アンケートの回収率は次のとおりである。

年度	前期(%)	後期 (%)
2007年	87. 4	83. 5
2008年	82.8	82. 7
2009年	77. 5	79. 5
2010年	95. 2	71. 7
2011年	78. 9	74. 9

ウ **学生との懇談会** 学生との懇談会は,前期と後期に 2 回ずつ計 4 回実

86 「学生による授業評価」アンケート回答【A14参照】

^{85 「}授業評価中間アンケート」用紙【A14参照】

施され,ブラッシュアップ委員会委員長が,ブラッシュアップ委員会の検 討事項や授業の方向性についての方針を学生に伝えるとともに,学生から の授業等に対する要望を受け入れている⁸⁷。

エ 投書箱 原則として、匿名性を確保した形における学生の評価、意見 収集の方法として、投書箱を設置している⁸⁸。投書箱は、法科大学院事務室 のある 1 階およびローライブラリーがある 2 階に 1 箱ずつ計 2 箱を設置され、匿名性を担保したうえでの要望・意見の収集に努めている。投書数は 2010 年度 19 通、2011 年度 5 通である。

オ メールによる意見 また、教員のメールアドレスを全学生に知らせて おり、メールによる意見、要望も受け付けている。

(2) 評価結果の活用

ア 授業評価中間アンケート 授業評価中間アンケートの結果は、専任教員に対しては、法科大学院事務課で全専任教員分が一覧表にされ、法科大学院教授会の場で配付され、非常勤教員に対しては、当該教員のもののみが、事務課を通じて配付されている⁸⁹。教授会で配付する際、ブラッシュアップ委員長は、ブラッシュアップ委員会で検討された教員全体に関わる点について指摘し注意を喚起している。また、中間アンケートは自由記載欄のみで構成されるものなので、一覧表は学生には公表されていないが、各教員は、アンケートで指摘があった点については、必ず授業時にコメントすることとしている。

また,ブラッシュアップ委員会では,集計結果について検討し,そこから浮かび上がる問題点について議論し,法科大学院全体に関わる問題については,ブラッシュアップ授業検討会で問題提起をし,全専任教員による議論をしている。

イ 学生による授業評価アンケート 学期末に実施される授業評価アンケートの結果は、専任教員に対しては、法科大学院事務課で全専任教員分が一覧表にされ、法科大学院教授会の場で配付され、非常勤教員に対しては、当該教員のもののみが、事務課を通じて配付されている⁹⁰。授業を担当するすべての専任教員、非常勤教員は、自由記載欄に記載された学生の要望などに対するコメントをまとめ、教員のコメントを付したアンケートの集計結果は、学生に対して配付されている。

ブラッシュアップ委員会では、集計結果について検討し、そこから浮かび上がる問題点について検討し、法科大学院全体に関わる問題についてはブラッシュアップ授業検討会において議論をしている。教員個人に関わる問題については、法科大学院長が個別に対応している。

_

⁸⁷ 学生との懇談会記録(平成 23 年度前期・後期)【資料 28】

^{88 「}投書箱への投書について (要請)」【資料 30】

⁸⁹ 出講時に直接配付又は郵便で送付。

⁹⁰ 平成23年度前期開講科目「学生による授業評価」集計結果【A14参照】

(3) アンケート調査以外の方法

ア 投書箱 匿名性を確保した形における学生の評価,意見収集の方法として,投書箱を設置している。投書箱は,法科大学院事務室のある 1 階及びローライブラリーがある 2 階に 1 箱ずつ計 2 箱を設置され,匿名性を担保したうえでの要望・意見の収集に努めている。投書数は 2010 年度 19 通,2011 年度 5 通である。投書された内容については,出来る限り迅速に,自己点検・評価実施委員会で検討し,投書内容により,事実確認,対応,掲示板への公示など,効果的かつ遺漏のない手段により学生の要望・意見が反映されるよう運用している。なお,投書の中には,事実関係が明確でないもの,単に他の学生に対する個人攻撃と思われるものなどがあったことから,投書の対象および趣旨などを明示して投書するよう学生に注意を促した。また,2011 年前期には,夏季休暇中の自習室開室についての投書があり,自習室の閉室期間についてはすでに教授会決定がなされた事項であったが,自己点検・評価実施委員会が教授会での再度の検討を求めたところ,教授会において学生の要望に沿った変更がなされた。

イ 学生との懇談会 学生との懇談会は、前期と後期に実施され、ブラッシュアップ委員会委員長が、ブラッシュアップ委員会の検討事項や授業の方向性についての方針を学生に伝えるとともに、学生からの授業に対する要望を受け入れている⁹¹。要望に対してはできるだけ迅速に対応、学生への伝達に努めている。たとえば、2010年度は、学生が夏休み・冬休みなどに教員に対して質問できるように要望があったことから、休暇中のオフィスアワーの一覧表を作成し配付すること、教員のメールアドレス一覧表を配布し、メールでの指導を明確にした。また、各授業における予習の基準が各授業で差があるとの指摘を受け、授業検討会で予習の基準について検討し、学生に伝達した。また、レポートの要求水準および評価についての統一してほしいとの要望があったことから、おおよその解答時間を決めてレポートを課す、レポートを課す場合、どの程度の枚数のレポートを求めるのか、かける時間の目安、資料参照の必要などについて明示して出すようにするなどを取り決めた。

ウ メールによる意見 また、教員のメールアドレスを全学生に知らせており、メールによる意見、要望も受け付けている。

(4) 特に力を入れている取り組み

2010 年度から、とくに新司法試験に合格した修了生を対象に、修了生に対するアンケートを実施している。修了生アンケートは、新司法試験の合格が発表される 9 月から 10 月に実施している⁹²。この目的は、とくに優秀な成績で修了した修了生に、法科大学院の教育を修了した段階で、各授業を評価してもらう

⁹¹ 学生との懇談会記録(平成 23 年度前期・後期)【資料 28】

⁹² 新司法試験合格者へのアンケートについて (ご依頼) 【資料7】, 新司法試験合格者アンケート回答結果 (平成22・23年度) 【資料8】

ことにより、一層大局的な観点から授業評価をしてもらおうというものである。 アンケートの結果は一覧表にまとめられ、全専任教員に配付される⁹³。

上述の修了生アンケートを見ても、すでに教授会で共有している法的思考の 枠組みとしての「ファイブスッテップス」の有用性が、あらためて確認されて いる。

2 点検・評価

学生による授業評価アンケート(中間アンケート,期末アンケート),学生 懇談会の開催,投書箱の設置,修了生アンケートの実施など,教育内容・教育 方法の改善に学生の意見を取り入れる取り組みは多角的に実施されている。ま た,その結果を活用する取り組みも,ブラッシュアップ委員会を中心に,教授 会,ブラッシュアップ授業検討会などを通じて具体的に実施されている。

なお,このところ授業評価アンケートの回収率が若干減少傾向にあるが,これは,受講者数が少ない科目が増えたことにより,匿名性を維持することができなくなったということが一つの要因であると考えられる。

3 自己評定

Α

「理由」

教育内容や教育方法に関する学生による評価を把握する取り組みは組織的に 実施され、その結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みはたいへ んよくなされているものと考える。

4 改善計画

学生の評価・意見を把握する取り組みおよびそれらを教育内容,教育方法に活用していく取り組みは適切に行われていることから,これらを一層具体的な教育内容および教育方法の改善に結び付けられるように,さらに努力していきたい。

⁹³ 新司法試験合格者アンケート回答結果(平成 22・23 年度)【資料 8】

_

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目,法律実務基礎科目,基礎法学・隣接科目,展開・先端科目のすべてにわたって設定され,学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

1 現状

(1) 開設科目

本法科大学院では、2007~2011年度に毎年カリキュラム改定を行っている⁹⁴。 また、2012年度についてもカリキュラム改定を予定している。ここでは2011年 度入学者用カリキュラムの標準コースに即して記述する。

本法科大学院における具体的な科目の開設状況は以下のとおりである。なお, 詳細は学生便覧に記載されている⁹⁵。

法律基本科目群は、履修基準年度1年次の科目が12科目(32単位),同2年次の科目が10科目(24単位),同3年次の科目が6科目(11単位)である。

実務基礎科目群は、履修基準年度1年次の科目が4科目(6単位),同2年次の科目が5科目(10単位),同3年次の科目が1科目(4単位)である。

基礎法学・隣接科目群は、履修基準年度1年次の科目がなく、同2年次の科目が3科目(6単位)、同3年次の科目が2科目(4単位)、選択必修科目として開設されている。

展開・先端科目群は、履修基準年度1年次の科目が5科目(6単位)⁹⁶,同2年次の科目が17科目(34単位),同3年次の科目が12科目(24単位)開設されている。これらの科目と実務基礎科目群・実務関連科目である「エクスターンシップ」「プレリーガルクリニック」「リーガルクリニック(上級・刑事)」「リーガルクリニック(上級)」の中から合計20単位以上修得することが修了要件である。

	開設	光	うち必修	うち必修
	科目数	単位数	科目数	単位数
法律基本科目群	28	67	26	64
実務基礎科目群	10	20	6	12
基礎法学・隣接科目群	5	10	5	10
展開・先端科目群	34	64	34	20^{97}

^{94 「}学生便覧」【A3参照】

_

⁹⁵ 平成 23 年度版「学生便覧」【A3 参照】

⁹⁶ うち4科目は、単位互換制度による明治学院大学法科大学院開講科目である。

⁹⁷ 実務基礎科目群・実務関連科目である「エクスターンシップ」「プレリーガルクリニック」「リーガル

(2) 履修ルール

本法科大学院では、法律基本科目群から 64 単位、実務基礎科目群から 12 単位、基礎法学・隣接科目群から 4 単位、展開・先端科目群および実務基礎科目群・実務関連科目である「エクスターンシップ」「プレリーガルクリニック」「リーガルクリニック(上級・刑事)」「リーガルクリニック(上級)」から 20 単位の合計 100 単位以上を修得することを修了要件としている⁹⁸。

法律基本科目は、「法律学特殊講義 I」及び「法律学特殊講義 I」を除き、すべて必修である。1 年次 12 科目(32 単位)、2 年次 10 科目(24 単位)、3 年次 4 科目(8 単位)の合計 26 科目 64 単位が必修となっている。

実務基礎科目については、「エクスターンシップ」「プレリーガルクリニック」「リーガルクリニック(上級・刑事)」「リーガルクリニック(上級)」以外の科目(6科目,12単位)が必修である。

基礎法学・隣接科目については、2 科目(4 単位)を修得することを修了要件 としている。

展開・先端科目については、実務基礎科目である「エクスターンシップ」「プレリーガルクリニック」「リーガルクリニック (上級・刑事)」「リーガルクリニック (上級)」を合わせた中から合計 20 単位以上修得することが修了要件である。

(3) 学生の履修状況

評価実施年度の前年度の修了生について,各科目群の履修単位数(平均値)を標準コース・短縮コースの別に記載すると以下の表のとおりである。

科目群	標準コース	短縮コース
法律基本科目群	61. 1	32.0
実務基礎科目群	14. 4	18.0
基礎法学・隣接科目群	4.0	4.0
展開・先端科目群	18. 4	14.0
4科目群の合計	97. 9	68. 0

※2012 年度修了者⁹⁹

(4) 特に力を入れている取り組み

展開・先端科目については、学生の興味・関心に対応できるよう、できるだけ多く開講したいと考えているが、小規模校なので開講数に限りがある面は否

クリニック (上級・刑事)」「リーガルクリニック (上級)」の中から合計 20 単位以上。

⁹⁸ 短縮コースの学生の修了要件単位数は 68 単位である(國學院大學履修規程第 4 条第 3 項参照)。なお、同規程第 4 条第 4 項において「短縮コースに入学する法学既修者については、別表第 1 において 1 年次に配当されている必修科目の授業科目のうち、「法曹倫理」及び「リーガル・リサーチ」を除くすべての授業科目を、本法科大学院において履修し合計 32 単位を修得したものとみなす。」としている。

⁹⁹ 平成24年3月修了者数は、標準コース20名(うち1名は9月修了者)、短縮コース1名。

めない。しかし、明治学院大学法科大学院との単位互換制度により、本法科大学院にはない科目を受講できる仕組みが整えられており、学生に興味に応じたより幅広い展開・先端科目を提供することが可能となった¹⁰⁰。

(5) その他

特になし。

2. 点検·評価

法律基本科目は、「法律学特殊講義Ⅰ」及び「法律学特殊講義Ⅱ」を除き、すべて必修科目であるが、修了要件単位100単位のうち64単位にとどめられているので、法律基本科目とそれ以外の科目とのバランスはとれていると考える。実務基礎科目の修了要件は、6科目12単位であり、さらに、意欲のある学生は、「エクスターンシップ」「プレリーガルクリニック」「リーガルクリニック(上級・刑事)」「リーガルクリニック(上級)」を選択できることから、実務基礎科目の重要性は十分考慮されている。必修である「リーガルクリニック(初級)」(2年次、2単位)に加えて、上記4つの臨床法学教育を行う科目が開設されており、学生に多くの選択肢を与えている。

基礎法学・隣接科目の修了要件は、2科目4単位であり、基準を満たしている。 展開・先端科目については、実務基礎科目である「エクスターンシップ」「プレリーガルクリニック」「リーガルクリニック(上級・刑事)」「リーガルクリニック(上級)」と合わせた中から合計20単位以上修得することが修了要件となっている。展開・先端科目については、明治学院大学法科大学院との単位互換制度により、多くの選択肢を学生に与えることが可能となった。

以上のように、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び 展開・先端科目の全てにわたって科目を開設している。また、科目群ごとに修 了要件単位数が定められ、そのバランスもとれている。学生の履修が特定の科 目群に過度に偏ることはなく、学生の履修状況を見ても問題はない。

3. 自己評定

Α

「理由」

授業科目は法律基本科目,法律実務基礎科目,基礎法学・隣接科目,展開・ 先端科目のすべてにわたって設定され,学生の履修が各科目のいずれかに過度 に偏ることのないように配慮されているものと考える。

4. 改善計画

「家族法」及び「手形・小切手法」は、平成23年度入学者用カリキュラムま

¹⁰⁰ 履修可能な明治学院大学法科大学院の科目は 4 科目ある(平成 23 年度入学者用カリキュラム表【A3 参照】)。

では法律基本科目ではなく、展開・先端科目に含まれていた。しかし、「家族法」及び「手形・小切手法」を、平成24年度入学者用カリキュラムから、法律基本科目へと配置変更をすることとなった。

「家族法」については、「民法VI(家族法)」とし、1年次の必修科目とした。開設当初、展開・先端科目としての「家族法」については、財産法の履修を前提とした高度な内容の授業を考えていた。しかし、教育効果の観点から、その後のカリキュラム改定で「家族法」を1年次に下ろした。「家族法」は身近な問題を扱うので初学者にとっては法律学への導入科目にふさわしいと考えたからであるが、これにより「家族法」は展開・先端科目というよりも法律基本科目の性格が強くなった。年次履修単位制限、民法以外の科目とのバランスから、なかなか法律基本科目への組入れが行えなかったが、下記のように民法科目を再編することにより、2012年度より「家族法」を法律基本科目に組み入れることが可能となった。

「家族法」の必修化にあわせて、年次履修単位制限、民法以外の科目とのバランスを考え、1年次の民法科目の再編を行うこととした。具体的には、「民法 IV (担保法)」を廃止し、そこで教えられていた内容のうち担保物権については「民法 II (物権)」で、保証・相殺等については「民法 III (債権総論)」で扱うこととした。その結果、1年次の民法科目の総科目・単位数は、従前と同じ6科目12単位となり、他科目とのバランスも保たれている。

同様に「手形・小切手法」についても、商法総則・商行為さらに会社法入門を含めた「商法入門」(2年次,1単位)という科目を新たに作ることで、展開・先端科目から法律基本科目への組み替えを行った。なお、「家族法」同様、年次履修単位制限、民法以外の科目とのバランスを考え、「会社法」の単位数をこれまでの4単位から3単位に減らすこととした。これにより、それまでの2年次商法系科目の単位数が維持され、他科目とのバランスを崩すこともない。

さらに、2012 年度からは、明治学院大学法科大学院との単位互換制度に加え、 渋谷パブリック法律事務所を利用したリーガルクリニックを合同で実施している東海大学法科大学院及び獨協大学法科大学院とも、新たに単位互換協定を締結し、4 大学間で単位互換を実施することになった。展開・選択科目については、 学生の選択の幅がますます広がることになる。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系性・適切性〉

(評価基準)授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。 (注)

> ① 「体系的かつ適切に」とは、当該法科大学院で養成しようとする法 曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学 習できるように配置されていることをいう。

1. 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方,工夫

本法科大学院のカリキュラムは、法曹としての基礎体力を着実につけるため、反復積み上げ型の科目編成をとっている。このことは、とりわけ法律基本科目について顕著であるが、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても当てはまる。以下では学年ごとに、科目の配置とそこに配置した理由を見ていく。

①1 年次

1年次の法律基本科目では、法曹の基礎体力となるべき知識と理論とを正確に身につけるとともに、法的な思考力の体得を図っている。「公法Ⅰ(憲法)」、「民法Ⅱ(総則)」、「民法Ⅱ(物権)」、「民法Ⅲ(債権総論)」、「民法Ⅳ(担保法)」、「民法Ⅴ(契約法)」、「民法(事務管理・不当利得・不法行為法)」、「刑法Ⅰ(各論)」、「刑法Ⅱ(総論)」、「刑法Ⅱ(総論)」、「刑法Ⅰ、(を論)」、「刑法Ⅱ、(総論)」、「刑事訴訟法」、「民事訴訟法」を1年次に配当し、法律基本科目の中でもその後の学習の基礎となる憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の全体像を、1年次に把握することを可能にしている。「民法Ⅱ」と「民法Ⅱ」は並行開講せずに、「民法Ⅰ」を前期の前半に、「民法Ⅱ」を前期の後半に開講し、民法総則を学んだ上で、物権法を学ばせることにしている。「民法Ⅰ」の初めに民法入門講義を入れることで、民法の全体像をつかんだ上で、その後の民法科目を学べる工夫をしている。また、刑法については、比較的馴染みやすい各論から開講している。また、導入科目として「基礎演習」を開講し、基本的な法的思考能力と基礎的な文書作成の作法を、あわせて学生に身につけさせることにしている。

1年次の実務基礎科目としては、法科大学院で学んでいく上で直ちに必要となる法情報検索の技術を身につけさせる「リーガル・リサーチ」を前期に、法曹として必須の倫理観を涵養する「法曹倫理」を後期に、それぞれ配当している。夏季又は春季に集中的に実施される「エクスターンシップ」、「プレリーガルクリニック」では、法律の具体的な適用・運用を実際に体験することで、法律を学ぶモチベーションを高めてもらうことも目的とし

て、1年次に配置している。

展開・先端科目では、1年次に、「家族法」のほか、明治学院大学法科大学院開講科目4科目が配置されている。「家族法」は身近な問題を扱うので、初学者にとっては法律学への導入にふさわしいと考えたからである(2012年度入学者用カリキュラムからは法律基本科目に編入)。明治学院大学法科大学院開講科目については、明治学院大学法科大学院での開講年次に合わせ1年次配当としている。

②2 年次

2年次の法律基本科目では、講義科目として「公法Ⅱ(行政法)」、「会社法」を学ぶほかは、演習科目が中心となり、1年次で学んだ基礎知識と理論とを有機的に結合し、より具体的な事例を通して、法的分析力・思考力を高めることを図っている。教育効果の観点から、1学年を2クラスに分け、1クラスごと2名の教員(原則として研究者教員と実務家教員のペア)が指導している。

実務基礎科目では、前期に「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」が、後期に「リーガル・ライティング」が配当されている。このような科目配置により、シミュレーション型の臨床法学教育を行う「リーガルクリニック(初級)」がより進めやすくなり、教育効果も上がると考えている。また、「リーガルクリニック(上級・刑事)」を2年次最後の春季に配置している。この時期に配置しているのは、「法曹倫理」、「刑事訴訟実務の基礎」、「リーガル・リサーチ」、「リーガル・ライティング」、「リーガルクリニック(初級)」の単位を取得したうえで、受講してほしいからである。

基礎法学・隣接科目では5科目中3科目を配当し、展開・先端科目では17科目を配当している。「地方自治法」を2年次に配当し、発展的な「地方自治」「自治体政策法務」をともに3年次に配当するなど、教育効果の観点から工夫した。また、新司法試験で選択科目になっている「環境法」(「環境法」、「環境政策」)、「租税法」、「労働法」(「労働保護法」、「労働争訟法」)、「倒産法」、「経済法」、「知的財産法」(「知的財産法 I」、「知的財産法 II」)、「国際関係法(公法系)」、「国際関係法(私法系)」については、早い時期から学生が学べるよう、2年次に配当している。

③3 年次

法律基本科目では、「公法演習Ⅲ (憲法・行政訴訟)」のほか、実体法と手続法とを統合した「民事法演習V (実体法・手続法統合演習)」及び「刑事法演習Ⅲ (実体法・手続法統合演習)」とを配当している。これは、担当実務家教員が扱ったケースを基にした事例や判例を素材に作成した設例を検討することを通して、実体法と手続法とが交錯する実務に対応しう

る能力を養成しようとするものである。

法律実務基礎科目では、選択科目として、現場での臨床教育を行う「リーガルクリニック(上級)」が配当されている。これは、実際に渋谷パブリック法律事務所を訪れた依頼人と学生が接することもあり、1・2年次に「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「リーガル・リサーチ」、「リーガル・ライティング」、「リーガルクリニック(初級)」の単位を取得したうえで、同科目を履修してほしいためである。

基礎法学・隣接科目では5科目中2科目が配当され、展開・先端科目では12科目が配当されている。これらの科目を工夫して選択することにより、学生は法曹としての得意分野と、より高度の専門知識をもつことができる。展開・先端科目を「まちづくり」科目群、「生活者」科目群、「法人活動」科目群に分けることによって、緩やかではあるが学生には一定のモデルを示している。

なお、2008年度入学者用カリキュラムにおいて、法律基本科目群の公法・民事法・刑事法の各分野に「応用演習 $I \sim III$ 」(選択必修 2 単位)を、展開・先端科目群の 3 副科目群において、それぞれ「応用演習 $IV \sim VI$ 」(選択 2 単位)を設置し、それぞれの科目につきより深く学びたい 3 年次の学生が自由に選択できることとした。なお、その後の 2011 年度入学者用カリキュラム改定において、法律基本科目群に「応用科目」分野を設置したことに伴い、副科目群中の「応用演習 $IV \sim VI$ 」については、その科目名称を「展開演習 $IV \sim III$ 」に変更した。

イ 関連科目の調整等

本法科大学院は小規模校であるため、一つの科目を一人の教員が1年次から3年次まで一貫して担当していることが多い(憲法、行政法、会社法、刑法、刑事訴訟法等)。したがって、関連する科目間で、効率的・効果的な履修が可能なように、内容の調整(重複や脱落のチェック)が比較的容易である。民法のように複数の教員がいる科目については、随時スタッフ会議を開催し、内容の重複等がないよう情報交換をしている。

また、短縮コース1年生については、標準コース1年次配当科目のうち「法曹倫理」、「リーガル・リサーチ」については履修免除を行わず、1年次に履修させている¹⁰¹。これらの科目については、短縮コース1年生が受講することになる標準コース2年次配当科目とは重なることがないよう時間割上配慮している¹⁰²。

.

¹⁰¹ 國學院大學履修規程第4条第4項において「短縮コースに入学する法学既修者については,別表第1において1年次に配当されている必修科目の授業科目のうち,「法曹倫理」及び「リーガル・リサーチ」を除くすべての授業科目を,本法科大学院において履修し合計32単位を修得したものとみなす。」としている

¹⁰² 平成 24 年度時間割表(前期・後期)【A18 参照】

(2) 科目開設の適切性

ア 法曹像等との適合性

本法科大学院の教育理念は、「地域」とともに生き、「地域」に寄与・ 貢献できる法曹(ホームロイヤー)の養成であり、そのために展開・先端 科目を3つの分野に分け、「まちづくり」科目群11科目、「生活者」科目 群10科目、「法人活動」科目群13科目を開設している。また、東京弁護 士会の渋谷パブリック法律事務所を活用した「リーガルクリニック(上級)」 をはじめとして、臨床法学教育を行う科目を多数開講しており、「まち」 に生きるよき法曹の養成のため臨床法学教育を充実させている。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の1年次科目についての最大の特徴は、2010年度入学者用カリキュラムから導入された「基礎演習」(後期開講、2単位)である¹⁰³。本法科大学院では、この「基礎演習」を、3年間の他大学院教育における重要な導入科目と位置付けており、基本的な法的思考能力と基礎的な文書作成の作法を、あわせて学生に身につけさせることにしている。さらに、平成23年度入学者用カリキュラムでは、この「基礎演習」を前期1単位必修、後期1単位必修とし、指導と評価のサイクルを複数回設けることで、教育効果の向上を図ることとした。そして、新たに「導入科目」分野を設け、そこに「基礎演習」を配置することで、カリキュラム上の位置づけを明確にした。各「基礎演習」が扱う科目分野については、「基礎演習」の後に付す括弧内に示している。2011年度は、前期開講の「基礎演習(総合)」を実務家教員が、後期開講の「基礎演習(民法)」を研究者教員が担当した。前期「基礎演習(総合)」、後期「基礎演習(民法)」をそれぞれ6講座開講することで、1クラス5名程度の少人数による、きめ細かい指導を可能とした。

(4) その他

特になし

2. 点検・評価

授業科目は、体系的かつ適切に開設され、時間割上も学生の履修に支障を来 す点はないと考える¹⁰⁴。

法律基本科目については、学生の理解が徐々に深まっていくよう反復積み上げ式の科目構成となっている。民法を例にとると、1年次の「民法 I~VI」で、民法の全体構造を把握したうえで、基本的知識(法律用語の定義、制度趣旨・要件・効果、特に重要な判例)の定着を図る。2年次の「民事法演習 I(民法 I)」

-

 $^{^{103}}$ 改定前のカリキュラムについては、平成 24 年度版「学生便覧」所収の 4 ページ「カリキュラム表〔平成 22・23 年度入学者用〕」参照【 A 18 参照】。

¹⁰⁴ 平成24年度時間割表(前期・後期)【A18参照】。演習科目については、2クラスに分けて授業を行っているが、学生の選択したい展開・先端科目が重なっている場合などには、別の時間帯のクラスへの変更を認めている。

で、判例を(事案によっては第一審から)詳細に読むことで、事例分析能力の養成を行う。「民事法演習 II (民法 II)」では、長文の複雑な事例の検討を通じて、これまでに修得した民法科目についての基本的知識と基礎的な法的思考能力を前提に、より実践的な知識・応用力を身につけることとなる。3 年次の「民事法演習 V (実体法・手続法統合演習)」は、これまでに修得した民法科目についての基本的知識と基礎的な法的思考能力を前提に、民事法領域全体にわたるより高度で実践的な知識・応用力を身につけるべく、民事手続法も含めたこれまでの総仕上げ的な科目となっている。また、選択(必修)科目ではあるが「応用演習(民法)」も履修すれば、民法全体の横断的な知識と具体的な問題解決に必要とされる分析能力・法的構成力・文章表現力の向上を一層図ることができる。他の法律基本科目についても、このような積み上げ式の科目配置をすることで、学生が基礎から応用まで順番に学んでいくことのできる工夫をしている。また、このような反復積み上げ式学習の導入科目として、「基礎演習」を開設したことで、より一層の効果が現れるものと考えている。

3. 自己評定

Α

「理由〕

授業科目は本法科大学院において養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを習得するできるように体系的かつ適切に開設されているものと考える。

4. 改善計画

3年次に配当されている実体法・手続法統合演習科目(「民事法演習V」「刑事 法演習Ⅲ」)は、本来は、実体法と手続法が交錯する分野について、実務的思考 能力を涵養する科目と位置付けられてきたが、学生の能力を涵養するという観 点からは、実体法と手続法の交錯にとらわれず、各分野の総仕上げをする演習 授業と位置づけるべきではないかと考える。これらの科目については、科目の 再編も含め、検討する必要がある。

5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1. 現狀

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法曹倫理を教育内容とする科目は,「法曹倫理」であり,2単位,必修科目として,標準及び短縮コース1年次後期に開講している。

この科目では、弁護士・裁判官、検察官それぞれの法曹倫理の具体的な内容とそれを支える制度について、具体的な素材を用いて考える機会を学生に提供している¹⁰⁵。授業は、予め提示された具体的な課題について、教員とのディスカッション、学生相互間のディスカッションを通じて行われる。「法曹の役割・法曹の社会的責任」に1回、「弁護士倫理」に10回、「検察官の倫理」に2回、「裁判官の倫理」に2回の授業が充てられている。教科書として、塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『法曹の倫理と責任〔第2版〕』(現代人文社)を使用している。

(2) 特に力を入れている取り組み

法曹倫理の教育は、「法曹倫理」という授業のみで完結するものではない。 「法曹倫理」で学んだことを踏まえ、「リーガルクリニック(初級)」で、より実践的な場面における法曹倫理の問題を考える場が提供されている。特に「リーガルクリニック(上級)」では、実際に依頼人と面談する等の過程を通じて、学生は、真の意味で法曹倫理の問題に直面することになる。

なお, それ以外の科目でも, とりわけ実務家教員は, 授業のなかで折に触れて取り上げ, その重要性を強調している。

(3) その他

特になし。

2. 点検·評価

法科大学院開校時より、「法曹倫理」は必修科目として開設されている。ディスカッションを基本とする双方向・多方向の授業が行われており、法曹を目指す学生が、法曹に求められる役割とその倫理を主体的に考え、高い倫理観を持って職責を果たしていける能力を獲得できる内容となっている。

法曹一元の理念に基づき、また、受講者の大多数が弁護士志望であることから、弁護士倫理に重点が置かれており、受任から終了まで様々な場面における弁護士の倫理について、具体的な事例に基づく検討が行われている。また、訴訟代理人としてだけではない弁護士の新しい役割(企業内弁護士等)において問題となる倫理についても検討している。検察官・裁判官の倫理についても、

78

¹⁰⁵ 平成 24 年度版「法科大学院シラバス(講義概要)」83~84 頁参照【A16 参照】

歴史的な考察も踏まえた授業が行われている。

3. 自己評定

合

「理由〕

法曹倫理は必修科目として開設され、また、その内容も適切なものと考える。

4. 改善計画

上記のように、「法曹倫理」で学んだことを踏まえ、「リーガルクリニック (上級)」等の臨床法学教育科目で、より実践的な場面における法曹倫理の問題を考えることで一層の教育効果が得られると考えている。「リーガルクリニック」等の授業でも法曹倫理の問題は適時、取り上げられているが、より有機的に両者を結びつける教育方法について今後も継続的に検討を進めたい。

5-4 履修(1)〈履修選択指導等〉

(評価基準) 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするため の取り組みがなされていること。

1. 現状

(1) 履修指導についての考え方

本法科大学院が目指す法曹像は、「地域」とともに生き、「地域」に寄与・貢献できる法曹である。学生は、それぞれの得意分野を持つことで、「地域」に生きる様々な人々により一層、寄与・貢献できると考える。本法科大学院では、コース制は採用していないが、展開・先端科目群を「まちづくり」科目群、「生活者」科目群、「法人活動」科目群に分け、一定の履修モデルを提示している¹⁰⁶。学生は、3 つのうちのいずれかの副科目群の科目を集中的に履修することで、得意分野を持って活動するための基盤となる学習ができる。

また、本法科大学院が目指す「地域」とともに生き、「地域」に寄与・貢献できる法曹養成のため、渋谷パブリック法律事務所を活用した「リーガルクリニック (上級)」「プレリーガルクリニック」、企業法務部・地方公共団体等での「エクスターンシップ」、「リーガルクリニック (上級・刑事)」という臨床法学教育のための科目が充実していることが、本法科大学院の特徴である。これらの科目は選択科目であるが、実際に生じた事件等を通じて、法曹として必要なより高度の能力の涵養に有用であると考えており、学生にも受講を勧めている。

(2) 学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション, ガイダンス等

学生が適切に履修科目を選択することができるようにするため本法科大 学院では以下のような取り組みを行っている。

新入生に対しては、毎年、入学前の3月下旬に2日間に渡り、1年次の前期に履修する科目に関するガイダンス(「導入授業」と称す。)を実施している。各科目25分または50分で、具体的な学習内容と到達目標、隣接科目との相互関係、使用教科書や全般的な参考文献の紹介、学習方法、成績評価の方式等について担当教員が説明している。在学生に対しても、3月下旬に、まったく同じやり方で、2年次ないし3年次の前期に履修する科目についてガイダンス(導入授業)を実施している。さらに、後期授業開始前(9月中)にも、各年次の後期に履修する科目に関するガイダンス(導入授業)を同じやり方で実施している。

また、全学生に配布される「法科大学院シラバス(講義概要)」には、 開講されている全科目について、各科目の目的・内容、到達目標、授業の

_

¹⁰⁶ 平成 24 年度版「ガイドブック」 14 ページ【A2 参照】

方法・形式,受講に当たっての注意事項,成績評価の方式・基準,教科書,参考文献に1頁,1回ごとの授業計画に1頁が割かれている¹⁰⁷。「学生便覧」には,カリキュラムの一覧表,カリキュラムの概要,履修に関するルールと履修登録方法,進級・修了要件等が詳細に記載されている。不明な点や相談があれば,事務課員及び教務委員が随時対応している。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

上記のガイダンス(導入授業)と同時期に¹⁰⁸,全学生につき個別履修相談を行っている。全教員が、6~7名程度を担当し、1名の学生につき 30分程度の面談を行い、学習や成績に関する相談だけではなく、次学期に選択科目としてどのような科目を選べばよいのかにつき、学生の希望する法曹像等を踏まえつつ指導助言を行っている¹⁰⁹。

ウ 情報提供

特になし。

エ その他

臨床法学教育科目である「プレリーガルクリニック」,「リーガルクリニック(上級)」については,授業形態が他の科目とはかなり異なり,また実際の相談者を相手とすることから相当の心構えを必要とするため,担当する渋谷パブリック法律事務所所属の弁護士が,毎年,詳細な説明会を行っている。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

学生は、登録を考えている選択科目につきシラバスを読んだ上で、上記 (2) アにある「導入授業」や説明会に参加することで、適切に履修科目 登録を行っていると考える。科目選択に悩んでいる学生については、個別 履修相談で、学生の希望する法曹像や学習の進み具合等を踏まえて専任教員からの助言を受けることが可能である。

イ 検証等

本法科大学院における選択科目の履修状況は、2011 年度について見ると、別添の一覧表の通りである¹¹⁰。展開・先端科目については、履修者数にかなりのばらつきがあり、履修者ゼロの科目も生じている。学生数の減少や多くの3年生が前期中に選択科目の履修を終えようと考えることなどからしかたのない面もあるが、各学生が本当に学習を必要とする科目につき適切に履修できるよう、個別履修相談等でさらに助言指導を行っていくことが必要であると考えている。

¹⁰⁷ シラバスについては、國學院大學ホームページでも見ることができる。

¹⁰⁸ 新入生については入学後のガイダンス期間(平成24年度は、4月4日(水))に実施している。

¹⁰⁹ 学生別にまとめてデータベース化し、次回以降の指導の基礎資料としている。

 $^{^{110}}$ 平成 23 年度前期科目履修者数一覧【確定】,平成 23 年度後期科目履修者数一覧参照【確定】【A19 参照】

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

本法科大学院では、選択科目について、実際に授業を受けて確認してから履修するか否かを決定することを認めている。そのため学生は、最終的な履修科目より2科目4単位分多く「仮履修登録」することができる。ただし、後期の履修登録においては、年次別制限履修単位数を超えた部分を所定の期間内に取り消さないと、履修が無効になるとしている(実際上は、インターネットから各自が履修登録する際、必要以上に登録をしようとすると登録作業が先に進まず履修登録が完了できない状態となる)。前期の履修登録には必要性がないためこの制約はないが、時間割上、選択科目は前期と後期にバランスをとって配当しているので、前期ないし後期に選択科目の履修が偏るということはない。

2. 点檢·評価

新入生・在学生を対象に、各学期の登録前に、「導入授業」及び説明会を行う ことで、学生が各科目の内容、授業の進め方等を十分に考えた上で科目を履修 登録することができる。また、個別履修相談の中で、「目指す法曹像」との関 わりでどの科目を選択履修すべきかについて指導助言を行っている。

3. 自己評定

Α

「理由〕

学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組み は適切になされていると考える。

4. 改善計画

前期及び後期の授業開始前に実施しているガイダンス(導入授業)に学外の 非常勤教員がすべて参加できているわけではない。非常勤教員・兼担教員の都 合もあり、時間的制約もあるが、代わりとなるプリント等を配布してもらうな どして、できるだけ学生に履修選択の参考となる資料を提供している。

個別履修相談においては、実際には、司法試験での選択科目との関係で、どの科目を履修選択すべきかとの質問の方が多い。各学生が、目指す法曹像との関係で本当に学習を必要とする科目につき適切に履修できるよう、個別履修相談等でさらに助言指導を行っていくことが必要であると考えている。

5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。

1. 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

1年間に履修登録できる単位数の上限は、標準コースでは、1年次 41 単位、2年次 36 単位、3年次 44 単位であり、短縮コースでは、1年次 36 単位、2年次 44 単位である。

1単位の授業時間数については、「半期で、1週間の授業時間数1時間について、これを1単位とする」としている 111 。なお、1時間は60分である。

標準コース1年次の履修登録できる単位数の上限は,41単位である。これは, 2010年4月に、それまでの上限が36単位であったものを引き上げたものである。 中教審法科大学院特別委員会報告を受けた省令改正により,2010年4月より法 学未修者の1年次の履修上限単位が36単位を超えることが可能となった。そこ で、本学では、法科大学院設置の趣旨を踏まえ、本法科大学院が目指す法曹養 成教育をより充実したものとするため、法学未修者に対し、1年次に基礎的な 能力を身につけることを主眼とした科目である「基礎演習」(2 単位, 現在は 1 単位×2)を新規に設置した。あわせて、法律基本科目群のうち、1年次配当の 「公法 I (憲法)」(3 単位) について,授業で扱う内容・分量を見直した結果, 単位数を変更して4単位とした。そして,1年次開講科目の増単位分3単位(「基 礎演習 | 2 単位, 「公法 I (憲法) | の単位増分 1 単位), さらに, 学生が自身の 選択により「基礎演習」を、2単位を超えて履修することに対応するために、標 準コース 1 年次の履修単位制限を,36 単位から 41 単位に変更した。1 年次の必 修科目は36単位であるが、このようにすることで、展開・先端科目として1年 次配当の「家族法」及び明治学院法科大学院開講科目を選択でき,学生が自身 の選択により「基礎演習」を、2単位を超えて履修することもできる。なお、「エ クスターンシップ」及び「プレリーガルクリニック」は、1年次配当科目である が、科目の特質から、履修単位制限外である。

このように本法科大学院では標準コース1年生に36単位を超える履修を認めているが、新設した「基礎演習」では、原則的に、60分を文章作成とし、60分を作成した文書に基づき、履修者による検討、担当教員の講評・指導を行うことで1コマとしており、これを繰り返すことで、基礎的な文書作成能力の醸成を目指すこととしている。学生に授業外で過度の予習復習の負担をかけない工夫がされており、学生の自学自修を阻害しないための配慮を施している。

-

¹¹¹ 大学設置基準第 21 条第 2 項参照

標準コース1年生の履修状況(科目群別履修単位数の平均)

※2011 年度(前期·後期)

科目群	履修単位数の平均
法律基本科目群	31. 07
実務基礎科目群	4. 73
基礎法学・隣接科目群	0.00
展開・先端科目群	1.73
4科目群の合計	37. 53

(2)無単位科目等

履修単位制限外の科目としては、「エクスターンシップ」(1年次開講、1単 位),「プレリーガルクリニック」(1年次開講,1単位),「リーガルクリニ ック(上級・刑事)」(標準コース2年次・短縮コース1年次,2単位)がある。 修了単位数には含まない科目として、「法律学特殊講義 I 」及び「法律学特 殊講義Ⅱ」がある。

学生の履修状況

※2011年度(前期・後期)

科目群	開講時期	履修者数
エクスターンシップ	夏季・春季集中	0
プレリーガルクリニック	夏季集中	13
リーガルクリニック (上級・刑事)	春季集中	10

^{※「}法律学特殊講義Ⅰ」及び「法律学特殊講義Ⅱ」は開講していない。

(3) 補習

補習は実施していない。

なお、休講に対する補講については、各学期の最終授業日と期末試験開始日 の間に補講期間を4日間設けている112。補講は、通常の学生の学習に支障はない 形で実施されている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2. 点検・評価

1年間に履修登録できる単位数の上限は、標準コースでは、1年次41単位、2 年次 36 単位、3 年次 44 単位であり、短縮コースでは、1 年次 36 単位、2 年次 44 単位である。

本法科大学院では標準コース1年次に36単位を超える履修を認めているが、

¹¹² 平成 24 年度法科大学院学年暦【資料 31】

履修単位制限数の増加のきっかけとなった新設科目については、授業方法の工夫により、学生に授業外で過度の予習復習の負担をかけない工夫がされるなど、学生の自学自修を阻害しないための配慮を施しつつ、余力のある学生に興味に応じた選択科目を1年次から履修できるようにしている。2010年度に単位数を引き上げた科目については、単位数分講義内容が充実したことにより、学生の理解が深まっている。また、1年次に「基礎演習」を導入したことで、他の講義科目で得た知識を確認しながら、初歩的な事例問題を検討することで、法的思考方法の醸成に一定の効果が得られており、法科大学院設置の趣旨を踏まえ、本法科大学院が目指す法曹養成教育がより充実したものになったと考えている。

3. 自己評定

合

「理由〕

履修科目として登録することのできる単位数の上限は年間 36 単位を標準とする。1年次の単位数の上限を 41 単位 (2012 年度から 39 単位) としているが,これは基本的な法的思考能力を身に付けさせるためのものであり,過度に負担をかけない配慮がなされている。

4. 改善計画

2012 年度からは、標準コース 1 年次に履修登録できる単位数の上限を 41 単位から 39 単位に減らす。これは、これまで、1 年次配当の展開・先端科目であった「家族法」が、2011 年度より法律基本科目である「民法VI(家族法)」に組替えとなったことを主な理由とする。これまで、多くの 1 年次の学生が「家族法」を選択してきたため、履修登録できる単位数の上限を 41 単位として余裕を持たせることに意味があったが、同科目の必修化に伴いその必要がないと判断したためである。

第6分野 授業

6-1 授業

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう,授業の計画・準備が適切になされ,適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1 現状

(1)授業計画・準備

本法科大学院では、授業のシラバスについて、統一フォームに従い、①科目の目的・内容、②到達目標、③関連する法令、④授業の方法・形式、受講にあたっての注意事項、⑤成績評価の方法・基準、⑥教科書・参考文献、⑦各回の授業計画を明示している。2011年度、2012年度のシラバスについては別紙の通りである。このうちとくに、到達目標は、各科目について、「本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を具体化するものとして重視している。また、講義計画では、各回の授業において何を学習するのか、何を目標とするのかを明示することにし、科目全体におけるその回の授業の位置付けを把握できるように配慮している。シラバスは、新年度前の3月下旬に大学ホームページにおいて学生が閲覧できる状態としており、シラバスをまとめた学生便覧は4月授業開始前までに学生に配布されている。

前期・後期授業が開始される1週間程度前に、ほぼ全科目について「導入授業」を実施している¹¹³。導入授業は、各科目25分または50分で実施し、1回目の授業に先だって、授業の目的、到達目標、授業の内容、教科書、参考文献科目などについて説明するとともに、第1回目の授業のレジュメ、参考資料などを配付している。また、導入授業では、授業進行に関する学生の要望を聞くように努めている。

また,導入授業と同時期に,「個別履修相談」を実施している。個別履修相談は,専任教員が,1年次生から3年次生を対象に,個別に,履修状況,学修の留意点などをアドバイスし,同時に,学生からの学修,授業などの質問,要望に答えるものである¹¹⁴。専任教員1名が約4~6名程度の学生を担当し,面談する時間は各30分である。各回の相談内容を記入した個別履修相談記入シートは法科大学院事務課に提出され,学生ごとの原簿(個別履修相談記入シート記録)に一元的に集約される¹¹⁵。この原簿は,次回の個別履修相談時に面談する教員の手許資料となる。

各教員の授業準備に関する工夫については、教員個人調書を参照していただきたい。

¹¹³ 導入授業時間割表(平成 23 年度前期・後期)【資料 32】

¹¹⁴ 個別履修相談についての留意事項【A17 参照】

¹¹⁵ 個別履修相談記録シート【A17 参照】

(2) 教材・参考図書

教科書および参考文献についてはシラバスを参照していただきたい。なお, 本法科大学院では、各科目の教材の配付について、國學院大學共通の学修支援 システムである K-SMAPY を活用している。これはネットワーク上で、シラバス、 教材,課題の閲覧・提出などが行えるものであるが,レジュメ・資料のうちデ ジタル化できるものについては K-SMAPY 上にアップして学生の予習・復習の便 に供している。このうち、レジュメなど授業で直接用いる教材については、紙 媒体で学生に配付することに加えて、K-SMAPY にアップするようにしている。

(3)教育支援システム

上記の通り、本法科大学院では、レジュメ・資料の配付、課題の提示、課題 の提出、授業に関するお知らせなどについて、國學院大學共通の学修支援シス テム(K-SMAPY)を活用している。学生は,レジュメ等について,紙媒体での配 付を受けるとともに、K-SMAPYから直接ダウンロードすることができる。また、 学生は「TKC法科大学院教育研究支援システム」を利用することができ、その中 には、「基礎力確認テスト」および「短答式過去問題演習トレーニング」があり、 基礎知識の確認をすることができる。

(4)予習教材等の配布

レジュメ・資料は、原則的には、前回の授業の際に学生に配付することとし ている。また、自習室脇に資料配付棚が設けられ、授業の際に配付できなかっ た場合や、学生が欠席した場合などについて、できるだけ 1 週間前には、資料 配付棚にレジュメ等が準備されているようにしている。学生は資料配賦棚から 自由にレジュメ等を入手することができる。また、授業のレジュメ・資料は、 多くの科目で、K-SMAPY にアップされている。

(5) 授業の実施

[総論]

ア 教育内容 主要科目の授業内容については、下記の「各論」を参照し ていただきたい。

イ 授業の仕方 毎回の授業で達成すべき目標については、シラバスの講 義計画において示すと同時に, 事前に配付するレジュメの中で明示するこ ととしている。なお、1年次の講義科目では、当該科目の全体像を俯瞰でき ることが重要であることから、法律基本科目については、最初の1,2回の 授業で当該科目の全体の体系を示す授業とすることが取り決められた¹¹⁶。課 題レポートは、授業の理解度を確認するとともに、学生の文書作成能力を 鍛錬するためのものである。提出された課題レポートについて、教員は必 ずコメントを付して返却することが教授会において確認されている。演習 科目は,学生数が 8~10 名程度であり,原則的に,授業は,教員・学生間, 学生・学生間における質疑応答という形で展開されている。学生の思考の

¹¹⁶ 平成 22 年 12 月法科大学院教授会議事録【A6 参照 ※当日閲覧資料】

柔軟性を養うため、教員は、双方向、多方向の議論を促すことにとくに配慮している。なお、2010年4月、法科大学院棟地下1階を改修してラウンドテーブル型の教室が設けられたことにより、演習科目における双方向に議論が行いやすくなり、授業の充実につながっている。

ウ 学生の理解度の確認 授業において学生の理解度を確認する方法としては、授業内における小テストの実施と課題レポートの実施がある。小テストの回数は1回から15回まで様々であるが、短答式形式の問題により、授業時に取り上げた基本知識を確認するものである。また、演習授業の学生数は10名に満たないので、授業時の質疑応答により学生の理解度はほぼ確認することができる。なお、各科目の小テストおよび課題レポートの内容については、各科目の成績評価資料をご覧いただきたい117。

エ 授業後のフォロー 授業後のフォローとして、教員は、授業終了後、原則としてその場に待機し、学生の質問を受け付けることとしている。授業内での疑問の多くはここで解決される。課題レポートについては、全科目において必ずコメントを付して学生に返却し、コメントに対する学生の質問に対して適宜対応している。また、多くの教員は、学生に対し、授業レジュメに示された課題などに関する任意のレポート提出を薦め、学生が提出してきた場合、添削指導などを実施している。以上に加えて、定期試験終了後、各試験問題の解説のプリントの配布、答案コピーの返却を全科目について行っている。答案の返却にあたっては、解答の留意点などについてコメントを付した答案を返却したり、試験に対する講評の時間を設けたりしている118。

次に、授業時間以外に学習指導を受ける機会として、全専任教員が行うオフィスアワーを設けている。また、教員は、オフィスアワーで学生からの質問について、次回の授業においてすべての学生にフィードバックするように心がけている。なお、教員はオフィスアワー以外であっても研究室に在室する間はできる限り学生の質問に対応している。

また,若手弁護士などによる学習アドバイザーの制度を設けており,学生は授業等に関する質問をしたり,文書作成の指導などを受けたりしている¹¹⁹。学習アドバイザーは,1年次から3年次まで各科目に対応するように幅広く開講されており,また,その内容についても学生の要望を取り入れながら進めている。

オ 出席の確認 教員が学生の出席簿によって確認することとしている。 **カ 対象学年にふさわしい授業の工夫** 主要科目の授業の工夫については 下記の「各論」を参照していただきたい。

_

¹¹⁷ 成績評価資料【※当日閲覧資料】

¹¹⁸ 成績評価方法一覧(平成 23 年度前期・後期)【資料 33】

 $^{^{119}}$ 平成 24 年度版「ガイドブック」18 ページ 【A2 参照】,法科大学院学習支援のための教育補助者に関する内規【A5 参照】

[各論]

①憲法

授業計画・準備については、講義科目では事前に配布するプリントにポイントを質問形式で示している。演習科目でも、授業で扱う事例問題に関連する判例を付したプリントを配布しているが、独力で取り組めるようヒントを付している。また、自学自習を促すため自習問題も付している。授業の実施については、講義科目・演習科目ともに、何が正解かという思考に慣れ親しんできた学生に対して、解は複数あることを強調している。1年次では、合憲論と違憲論の論理構成の違いを意識させ、2年次以降は、合憲論・違憲論に加えて、第三の見解も展開できるよう指導している。質疑応答を通じて、「なぜ〜なのか」を意識させている。各科目3〜5回の小テストで知識の定着度を確認し、3〜4回のレポート(簡単な事例問題に対する論述)を課し、論理的思考の定着度を確認している(解説ペーパー配布・添削の上返却)。復習を重視しているので、演習科目では、授業で扱った問題につき、指名された学生が作成した「復習レジュメ」を学生に配布している。期末試験も解説ペーパーを配布し、添削の上返却している。

②行政法

授業計画・準備については、講義科目、演習科目を通じて、事前にレジュメを配布し、各回の授業のポイントを明らかにしている。講義科目については授業で用いるレジュメ(スライド)を K-SMAPY 上にもアップして予習復習を促している。授業の実施に関しては、唯一の正解を求めがちな学生に対して、すべての重要論点について立場の違いにより異なる議論が可能なことを理解し、自ら複数の立場からの主張を展開できるようにさせるべく、質疑応答などあらゆる機会に努力している。随時質問することによって、学生の理解度をチェックしている。そのほか各科目において、各期2~3回程度の小テストを行い、基礎知識の定着度をチェックしている。授業中の小テスト、期末試験については、各自の答案への添削とは別に、かなり詳細なコメントペーパーを配布している。なお、「公法演習Ⅲ(憲法・行政訴訟)」においては、研究者教員と実務家教員のペアで授業を担当しているが、講義科目や2年次演習科目では、授業内容が不必要に理論的な関心のみに偏らないように注意している。

③民法

1年次の講義科目である「民法 I」~「民法VI」では、基本知識(法律用語の定義、制度趣旨・要件・効果、特に重要な判例)の定着を図るため、次のような工夫を行っている。120分授業のうち、その日に進める授業内容を90分で教え、残りの30分は各教員の裁量で復習にあてる。復習にあてる30分は、たとえば、授業始めの15分で前回の授業の復習を行い、終わりの15分で小テストを実施することなどにより、その日の授業で教えた内

容がどの程度理解されているのか定着度を確認する。復習を中心に授業を進める一方で、予習をどこまでやるのかについても学生に明示する。さらに、「民法 I (総則)」の最初の授業 3 回を、民法全体の体系、構造を理解させるための授業内容とする。さらに、1 回目の授業には、民法の講義科目担当者ができる限り出席し、全教員で民法の授業の進め方や方針を学生に伝えるようにしている。

1年次の後期に配当されている導入科目である「基礎演習(民法)」では、 上記の講義科目で学んだ民法の基本制度に関する制度趣旨・要件・効果に 関する知識をもとに、簡単な事例問題につき、自らが考える法的構成を文 章および口頭で的確に表現できる力を身につけられるよう、授業内でレポートを作成してもらった上で、それをもとにディスカッションを行ってい る。

2年次前期の「民事法演習 I (民法 I)」では、判例を(事案によっては第一審から)詳細に読むことで、事例分析能力の養成を行っている。また、2年次後期の「民事法演習 II (民法 II)」では、長文の事例の検討を通じて、これまでに習得した民法科目についての基本的知識と基礎的な法的思考能力を前提に、民法分野全体につきより実践的な知識・応用力を身につけることを目指している。演習では、自らが考える法的構成を口頭だけではなく文章でも表現できるよう、口頭での報告・質疑応答・議論に加えてレポート・小テストも随時行っている。

3年次前期の「民事法演習V(実体法・手続法統合演習)」では、事前レポート(約2週間前に課題を配布し授業までに提出)と授業内レポート(授業当日に課題・検討事項を付した設例を配付して、その場で、各自で検討してもらう)の作成を通じて、手続法も含めたそれまでの総仕上げを行っている。レポート作成後の授業では、まず復習のため基本事項の確認を行う。その後、学生が提出したレポートを授業担当者が十分に読みこんだ上で、設例の検討を行っている。

3年次の選択科目である「応用演習(民法)」では、毎回、理論的・実務的に重要と思われる事例を1つ取り上げ、受講者が書いた授業内レポート・事前レポートをもとに、ディスカッション形式で授業を行い、民法全体の横断的な知識と具体的な問題解決に必要とされる分析能力・法的構成力・文章表現力を身につけてもらうよう工夫している。

4)商法

「会社法」(標準2年次)では、基本的なレベルの質問に答えさせることを通じて、学生に条文の確認、趣旨、要件等を理解させるように組み立てている。条文の理解が重要であるため、期間中に小テストを3回行い、基本的な条文の確認を行っている。講義外で個別の質問を受けた場合には、必要に応じてK-SMAPYを介して、他の学生にも質問内容と解説を伝え、ま

た,授業内では不十分と思われた説明に関しても,K-SMAPY で補足説明を配信した。

「民事法演習Ⅲ」(標準2年次)では、当日扱うテーマに関連して、20分から30分程度、基礎知識の確認を行った上で、学生にレジュメに沿った簡単な事例に答えさせ、考える力や議論する力を育てている。また、全員に、授業テーマに関連した簡単な事例についてレポートを提出させ、添削した。

「応用演習Ⅱ」(標準3年次)では、考えたことを書面に表すことによって考える力を確実なものとし、それをベースに授業中に議論を戦わせることによって個々に展開するようにしている。また、事例検討の際に、一人に対する質問時間を長くとり、理解度をチェックしている。

⑤民事訴訟法

「民事訴訟法」(標準1年次)では、講義やレポートを作成・提出させることにより、民事訴訟法上の基本原理、基本的制度、基本的手続を理解する基本的な法知識の修得を図り、「民事法演習IV(民事訴訟法)」(標準2年次)では、基本的事項に焦点を当てて基本判例等の具体的な事例をもとに検討・討議することにより、判例・通説の根拠を確認するとともにその限界や問題点を考察し、法知識の復習をしながら手続法上何が問題となるかを誤らずに把握できる分析力を陶冶し、「民事法演習V(実体法・手続法統合演習)」「応用演習II(民事訴訟法)」(標準3年次)では、設問について文章によって回答させたうえ討議することにより、基本的な判例・学説の理解をもとに自己の論旨を構築・展開して制度的要請や当事者の手続保障を実現する適切な結論を導くことのできる法的な思考力と表現力の獲得を図っている。

⑥刑法

「刑法 I (各論)」、「刑法 II (総論)」(標準1年次)では、各授業時間の最初に、前回の復習を行っている。授業は、まず基礎知識の確認を行っている。一方通行の講義は極力避け、学生の発言を促す努力をしている。つねに現実社会における刑法の役割を意識し、判例を素材にした授業を展開している。また、各単元が終了した時点で「小テスト」を実施し、理解度を確認すると同時に、学生にとっても理解不足の点を自覚させることにしている。小テストは前、後期とも5回実施している。

「刑事法演習 I (刑法)」(標準 2 年次)は、演習の 1 週前に、学生に問題 (事例問題)を示し、当該問題を 2 時間以内でレポートの形式で書くことを 指示し、各自がそのレポートを演習時に持参し、それを基礎にした討論を学生におこなわせている。その際、実務家教員および研究者教員が、適時、助言、指導するという形で演習が進行している。なお、当該レポートは、回収、添削の上、翌週、学生に返却している。

「応用演習Ⅲ(刑法)」では、司法試験の論述問題を含め、重要な論点を

取り上げ、議論し、文書の作成をさせている。

⑦刑事訴訟法

「刑事訴訟法」では、授業レジュメで到達目標を明示し、具体的事例について学生に質問しながら授業を進めている。授業終了時にその日の授業の留意点に関するペーパーを配り、復習のポイントを指摘している。また、授業全体で取り上げるレジュメ、留意事項、重要判例、基本知識確認テストなどをあらかじめ学修支援システム(K-SMAPY)にアップし、学生がいつでも予習、復習ができるように配慮している。「刑事法演習Ⅱ」は、2回の授業を1セットとして、第1回目は、予習として事例問題に対するレポートを課し、授業では、事案からの法的論点の抽出、論理の構成を検討することとし、2回目は、関連する基本事項および基本判例を整理することとしている。提出レポートは必ずコメントを付して返却している。「応用演習Ⅲ(刑事訴訟法)」では、それまでの授業では十分に取り上げられなかった、外国人の刑事手続、企業犯罪の刑事手続などを取り上げながら重要論点を確認している。刑事訴訟法科目の授業は適切といえる。

(6) 到達目標との関係

ア 授業計画・準備・実施と法科大学院の学生が最低限修得すべき内容との関係 本法科大学院では、授業の計画・準備・実施において、常に、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を念頭に置くべきことを確認している。その際、共通的到達目標モデル(コア・カリキュラム)を参考にすることは、教授会での共通認識とされている。

まず、授業シラバスの作成において、ブラッシュアップ委員会は、授業の目的・内容および到達目標が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえている必要があることを教授会において指摘し(非常勤の教員に対しては書面を配布している)、また、シラバスがそのように記載されているかを検証している。

次に、具体的な授業内容について、共通的到達目標モデル(コア・カリキュラム)を参考にして、シラバス、レジュメを作成し、授業を展開している。なお、コア・カリキュラムにおいて示されている項目が大変多いこともあり、授業の中でどれを重点的に取り上げるかは各教員に委ねられている。また、学生による授業アンケートによって、匿名による学生の指摘を受けるようにしている。

相互授業見学における教員のコメント、学生との懇談会における学生の意見、学生の授業評価アンケートのコメントについては、すべて教授会で開示されており、全教員が認識できる状況が作られている。そして、それらから抽出される授業の問題点については、年 4 回開催されるブラッシュアップ授業検討会において専任教員全員で検討することとしている。

イ 授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の選択 授業時間は限

られていることから、授業の中で何を取り上げ、どの部分を自学自修に委ねるかは重要な課題である。この選択は、基本的に、2つ観点から行われていると言えよう。まず、法科大学院の学生が法曹として修得すべき最低限の内容であるかどうかという観点である。法曹として必ず理解してもらいたい内容は授業で取り上げなければならない。この振り分けは学生とくに初学者には難しいことから、教員は、レジュメなどで指摘し、その重要性を授業内で強調している。もうひとつの観点は、自学自修が可能なための基本知識や考え方については授業内でしっかりと教え、学生が自学自修を行える前提条件を整えることである。授業内で応用問題を示した場合は、考え方の筋道を指摘するようにしている。

ウ 授業外での自学自修の支援 オフィスアワーが設けられ、全専任教員 は各自が設定した曜日・時間に、研究室に待機し、学生からの学習相談や 履修指導をすることとしている。

また,各学期の授業終了後,期末試験前に,専任教員が研究室で待機して学生の質問を受け付けるFollow up days が設けられている。

さらに、よりきめ細かい学習支援を実現するために、毎年度、弁護士などに学習アドバイザーをお願いしている。2011年度は14名のアドバイザーを委嘱した。学習アドバイザーは、設定された曜日・時間帯に、学習方法に関するアドバイスや論文指導、ゼミ形式による指導等を行なっている。

また、全学生は、TKCの「ローライブラリー」を利用するためのIDアドレスおよびパスワードが与えられており、大学および自宅において、法科大学院教育研究支援システムのプログラムを自由に利用することができる。この中の「基礎力確認テスト」および「短答式過去問題演習トレーニング」を利用することによって、学生は、基礎科目についての基礎力をトレーニングすることができる。

エ 検証 以上の諸点が実施されているかどうかは、ブラッシュアップ委員会を中心に検討されている。第4分野の説明の中で詳述したところであるが、ブラッシュアップ委員会では、①相互授業見学、②学生による授業アンケート(中間アンケートおよび最終授業時のアンケート)、③修了生による授業アンケート、④学生との懇談会、⑤ブラッシュアップ授業検討会などによって、各科目において、学生が最低限修得すべき内容を踏まえているか、その到達目標を実現できているかを検証している。

(8) その他

2010 年度冬季休暇より、長期休暇中(冬季,春季,夏季)における学生からの学修に関する質問に対応するために、学生に対し、専任教員のメールアドレス一覧表を配付し、専任教員は、長期休暇中に学生からのメールによる質問に対応することとしている。さらに、休暇期間中であっても専任教員の出校日で、

学生の対応が可能な時間帯についても、オフィスアワーを実施している120。

また、学生の成績状況を全専任教員が把握するために、2009 年度から、成績情報交換連絡会を、2010 年度からは、修学状況連絡協議会を開催している。修学状況連絡協議会は、個々の学生の学修状況を教員全体が把握することで、各授業における指導に役立てることを主眼とするものである。成績情報交換連絡会は、修学状況連絡協議会以降の学生の学修状況を確認するとともに、各学生の成績評価について事前に確認、検討をするためのものである。

2 点検・評価

授業の計画・準備、授業の実施、授業後のフォローなどについては、相互授業見学、学生による授業アンケート、修了生による授業アンケート、学生との懇談会、ブラッシュアップ授業検討会などを通じてその検証に努めているが、全体として適切に実施されていると考える。とくに、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容とは何か、学生の法的思考力の涵養を図るためにはどうすべきかなどについては、ブラッシュアップ委員会および全専任教員の参加するブラッシュアップ授業検討会において検討を重ねてきた。その結果、ファイブステップス的な思考の修得も含めて「最低限修得すべき内容」については、少なくとも専任教員には、共通認識が形成されている。

具体的には、ブラッシュアップ授業検討会などにおいて、①未修1年次の授業は、まず全体の体系を理解させることに努めるべきこと、②授業では、法的論理の筋道を徹底的に訓練すべきこと(この点に関し、問題提起、条文解釈、規範の定立、事例への当てはめ、結論という流れを「ファイブステップス」という形で明確化した)、③2年次以降の演習科目では、学生の文章作成能力を高めるための演習の実施方法、課題の出し方の工夫をすべきことなどを取り決めている。

3 自己評定

Α

「理由〕

開設科目が効果的に履修できるように授業の計画・準備は適切になされ、適切な態様・方法で授業は実施されているものと考える。

4 改善計画

授業の改善については、FD 活動 (4-1-1) の項目で述べたところであるが、学生による授業評価アンケートの実施、アンケート意見に対する教員の応答、学生との懇談会の実施、教員による授業見学、見学後のアンケートの提出、さらに、以上を踏まえたブラッシュアップ授業検討会の実施などのプロセスの

120 冬期休暇中における専任教員への質問連絡先について,春季休暇中のオフィスアワー日時一覧【資料 34】

中で、各教員の教育内容や教育方法の更なる改善に努めていきたい。

具体的には、各教員が、本法科大学院で学ぶべき最低限修得すべき内容を理解した上で、学生の法的知識、法的思考能力、事例分析能力などの涵養に努めることが重要である。本法科大学院では、各授業において、この目的に向けた取り組みがなされているかどうかについて不断の検証を行っていきたい。

6-2 理論と実務の架橋(1)〈理論と実務の架橋〉

(評価基準) 理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

(1)「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本法科大学院では、「理論と実務の架橋を目指した授業」について、常に実務を念頭に置きながら法理論について考察し、また、実務上の問題を検討するに際して、常に法の趣旨に立ち戻って検討する能力を養成する授業と考えている。このように考える理由は、本法科大学院で養成を目指す人材が、地域に対して寄与・貢献すべき自律した個人であって、高度な専門知識を有するのみならず、事実を見据え、法を地域の諸問題の解決に役立てることのできる人材であるからである。

本法科大学院では、後述するように、演習授業が研究者教員と実務家教員と の協同授業であることから、授業を実施する中で常に上記の点が確認されると ともに、ブラッシュアップ委員会、ブラッシュアップ授業検討会、教授会など において随時理論と実務の架橋について検討され、教員間の共通認識とするよ うに努めている。

(2)授業での展開

ア 法律基本科目 2010年度から、法律基本科目として「基礎演習」(標準1年次)が加えられた。「基礎演習」の目的は、法的なものの考え方および文章表現力の基礎を身に付けることにある。2011年からは渋谷パブリック法律事務所の弁護士など実務家教員に加わってもらい、一層実務を意識した演習を展開している。これは、法科大学院教育の入口において、まずは学生に法曹の発想に触れさせるということ、法的思考の作法の手ほどきを実務家にしてもらうことが、法曹養成という法科大学院の趣旨に合致していると考えたからである。これまでまったく実務家と会ったことがない学生に、最初に、実務家の思考方法を理解させることは、実務と理論との架橋という観点からも意義がある。なお、担当する実務家と研究者教員とは、事前に協議をしたうえで演習を実施している。

標準1年次から標準2年次前期に配当されている講義科目(法律基本科目群)では、理論的課題について、常に具体的事例として問題提起し、学生が実務上の問題の所在を理解できるように配慮している。また、授業では、学生に判例の正確な理解とその考え方の筋道を理解させるように努めている。

標準2年次から標準3年次前期に配当されている演習科目(法律基本科目群)は、原則として実務家教員(元実務家を含む)と研究者教員とが2 名一組で授業を実施している。実務家と研究者とがそれぞれの見識による 指導・批評・説明が可能となることから、学生は、理論または実務のいずれか一方に偏ることのない学習をすることができる。実務家教員と研究者教員とは、演習の準備段階から演習時の方針・内容・方法等について議論・検討を行う。実務家として体験した事案に基づいて教材を作成したり、判例を基にして教材を作成したりする場合でも、互いに意見をかわしながら行うなどに配慮している。

また、民法と民事訴訟法の統合を図る「民事法演習V(実体法・手続法統合演習)」、刑法と刑事訴訟法の統合を図る「刑事法演習Ⅲ(実体法・手続法統合演習)」が置かれている。これらの科目は、実務において、実体法と手続法とが別々に問題となるのではないことを意識し、それらを整理しながら問題解決にあたるという実務的思考を重視したものである。これらの授業も、原則として、実務家教員と研究者教員の2名の教員を配置し、少人数クラス(10名程度)で実施される。

イ 法律実務基礎科目 本法科大学院では、実務基礎科目群として、標準1年次に、「法曹倫理」および「リーガル・リサーチ」を配当している。「法曹倫理」は実務家教員による授業であり、弁護士の受任から終了までの実務上の倫理問題を具体的事例に基づいて検討する。「リーガル・リサーチ」は、実務家教員と「リーガル・リサーチ」の専門家であるローライブラリアンとが共同担当し、法令・判例・文献の探索法など実務における資料探索を意識した実践的な授業である。また、これに加え、「プレリーガルクリニック」(選択1単位)、「エクスターンシップ」(選択1単位)が実施されている。

標準2年次には、「リーガル・ライティング」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」とともに本学の特色である「リーガルクリニック(初級)」を配当する。「リーガル・ライティング」は、実務家教員とローライブラリアンとの協同授業であり、法実務の遂行に欠かせない法文書およびその前提となる資料の作成能力を養う。「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」では、弁護士である実務家教員が、理論的知識の実務への適用の基礎を養成する。「リーガルクリニック(初級)」については6-3で取り上げる

標準3年次には、「リーガルクリニック(上級)」が配当されている。「リーガルクリニック(上級)」については6-3で取り上げる。「応用演習」は、実務基礎科目を履修することによって得られる「現場体験」に法知識を投げ込み、融合させることによって、理論的な面からより高度の実践的構成力を身に付ける科目である。

ウ 基礎法学・隣接科目 基礎法学・隣接科目は、概して、法曹実務家として不可欠である幅広いものの見方や思考の柔軟性を養う科目といえる。たとえば、「法社会学」は、「法曹の役割」「紛争」に焦点が当てられ、法曹

として実定法を活用する際に必要となる、実定法の背景にある法システムを考察・理解することを目標として進められている。「西洋法制史」は、「所有」「占有」などの基本概念についてローマ法から辿ることによって、逆に、固定観念を打ち破る法曹としての思考の柔軟性を養おうとするものである。エ 展開・先端科目 展開・先端科目の多くは、これまで培ってきた法律基本科目の知識を踏まえて、一層具体的かつ科目横断的な問題に対して、実務的な視点からの法的思考力を養成するものである。たとえば、「自治体政策法務」は、自治体をめぐる裁判例を素材として、条例・条例の立案、争訟法務の実務を学ぶものである。「消費者法」は、教員が弁護士として扱った事件を取り上げながら、消費者問題を法的解決のあり方を検討している。「医事法」は、具体的な医療過誤判例などを取り上げながら、民法・民事訴訟法の理解を深めるものである。「紛争処理システム」は、ロールプレイの手法などを交えながら、調停に関するスキルを学ぶ。「民事執行法・保全法」は、元裁判官である教員が、権利実現のプロセスとしての民事執行・保全実務を、当事者および裁判官の視点から検討している。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

(2)で述べたとおり、標準2年次から標準3年次前期に配当されている演習科目(法律基本科目群)は、原則として実務家教員と研究者教員とが2名一組で授業を実施している。

次に、標準3年次に配当されている演習科目の中には、民法と民事訴訟法の統合を図る「民事法演習V(実体法・手続法統合演習)」、刑法と刑事訴訟法の統合を図る「刑事法演習Ⅲ(実体法・手続法統合演習)」など科目融合化を図った演習科目が置かれている。

また、実務家教員によるリーガルクリニックには、事案に応じ関係する研究者教員が参加する制度が実施されており、またリーガルクリニック委員会には研究者教員が加わり、リーガルクリニック中間報告会や最終報告会には研究者教員が参加して議論をしている。

さらに、刑事法分野では、毎月、國學院大學刑事法研究会が開催され、法科 大学院教員、法学部教員および渋谷パブリック法律事務所に所属する弁護士教 員が参加している。

(4) 特に力を入れている取り組み

修了生に対するアンケートなどから、演習授業の問題点のひとつとして、演習が学生の法文書作成能力の向上に必ずしも直結していない点が浮かび上がってきたことから、ブラッシュアップ委員会を中心として、演習科目の改善に取り組んでいる。法文書の作成には理論と実務とを統合する能力が要求されることから、この取組みは必然的に、理論と実務の架橋を目指した授業のあり方を問うことになる。2011年10月のブラッシュアップ授業検討会では、演習授業において、いわゆる「起案演習」をどのように実施していくべきか、また、これ

がいわゆる答案練習に陥らないためにはどうすべきかなどを議論した。

(5) その他

このほか、本法科大学院では、1年次より実務に触れることができる様々な取り組みを実施している。まず、入学式において、実務家(元最高裁判所判事、元日本弁護士連合会会長など)の講演を依頼し、入学した段階で「理論と実務の架橋」を意識してもらうこととしている。次に、1年次夏季休暇期間中に、正規の授業とは別に、実務家教員によって指導される刑事裁判疑似体験授業が行われている¹²¹。これらに対する学生の参加は任意であるが、多くの学生が参加しており、実務を実地に体験することにより学習に対するインセンティブが高まり、この点において大きな効果がもたらされている。

また,若手弁護士による学習アドバイザーの制度を設けており,学生は授業等に関する質問をしたり,文書作成の指導を受けたりすることができるが,同時に,若手弁護士から具体的な弁護士実務の内容や経験談を聞くことができる。

2 点検・評価

以上のように、本法科大学院では、「理論教育と実務教育の架橋」を目指した授業が充実しており、それらはほぼ必修の授業であるので、学生は理論と実務との架橋を意識した授業を履修する機会を保障されている。また、唯一選択科目となっている「リーガルクリニック(上級)」も、現在、希望者全員が受講できる体制がとられている。また、これらの授業の実施状況もおおむね良好といえよう。とりわけ、演習科目を実務家・研究者の2人体制で担当することにより、法律理論を論じる際に、常に実務の現場で生じる問題を念頭において考え、実務的解決のために常に理論的根拠に立ち返るということが実現されている。実務家教員および研究者教員は、理論と実務の架橋を意識しながら資料作成および事前の打ち合わせを行っており、また、授業においても、この観点に配慮しながら授業進行に努めている。以上の点に関しては、学生評価アンケートなどでもおおむね肯定的な評価がなされている。

3 自己評定

Α

「理由〕

理論と実務の架橋を意識した授業が大変よく実施されているものと考える。

4 改善計画

理論と実務との架橋を意識した取り組みは、制度上確立され、また、適切に 実施されていることから、研究者教員と実務家教員との議論を今後も継続し、 今後も理論と実務の架橋を意識した授業を行うべく努力していきたい。

¹²¹ DVD「國學院大學法科大学院特別講義 刑事裁判擬似体験授業」(平成 22 年度版)【資料 35】

6-3 臨床教育(2) 〈臨床科目〉

(評価基準) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現狀

(1) 臨床科目の目的

本法科大学院では、法曹となるために必要不可欠な事実分析能力、文書作成能力、法的構成能力を身に付けるうえで、他の講義科目、演習科目を踏まえて、それらを集約的、総合的、効率的に修得させるための最重要科目としてリーガルクリニックを位置付けている。法科大学院棟内に、東京弁護士会が設置主体である「渋谷パブリック法律事務所」があり、所長(本法科大学院専任教員)及び所属常勤弁護士(非常勤教員)6名が、本法科大学院専任教員3名とともに、学生の教育に直接参画している。なお、渋谷パブリック法律事務所には、本法科大学院を含む4法科大学院(國學院大學、東海大学、獨協大学、明治学院大学)が、臨床法学教育を委託している。

学生は、リーガルクリニックを受講することによって、実際に生起する具体的事件に直接に接しながら依頼者の抱えている問題の意味を考え、依頼者と法律家の相互作用の中で、面接・交渉・紛争処理技法がどのように使われていくか、法的規範の持つ役割や事件の見方や見通しの立て方を教員と共に考えていく。また、解決手続を通して、法曹の役割や依頼者との関係を考える契機が与えられ、法曹としての高度の倫理観も学ぶことができる。すなわち、リーガルクリニックは、法科大学院の理論と実務の架橋という目的に沿うだけでなく、本法科大学院が養成を目指す法曹像にも合致するものである。

(2) 臨床教育科目の開設状況等

ア 開設されている臨床科目 本法科大学院では、標準コース1年次に、「プレリーガルクリニック」を選択1単位科目(夏季集中)として、「エクスターンシップ」を選択1単位科目(夏季または春季集中)として、標準コース2年次に「リーガルクリニック(初級)」を必修2単位科目として、「リーガルクリニック(上級・刑事)」を選択2単位科目(春季集中)として開講し、標準コース3年次に「リーガルクリニック(上級)」を選択4単位科目として開講している。

「リーガルクリニック (初級)」を受講するためには、「法曹倫理」の単位を取得していなければならない。「リーガルクリニック (上級・刑事)」および「リーガルクリニック (上級)」を受講するためには、「法曹倫理」「リーガル・リサーチ」「リーガル・ライティング」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「リーガルクリニック (初級)」の単位を取得していなければならない。

臨床教育科目の履修者数及び単位取得者数

	「プレリーガルクリニック」		「エクスターンシップ」	
	(選択科目)		(選択科目)	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
履修対象学生数	25	16	25	16
履修者数	16	13	0	0
単位取得者数	16	12	0	0

	「リーガルクリニック(初級)」		「リーガルクリニック(上級・刑事)」	
	(必修科目)		(選択科目)	
	2010 年度	2011 年度	2010 年度	2011 年度
履修対象学生数	21	18	22	15
履修者数	21	18	7	9
単位取得者数	21	18	7	9

	「リーガルクリニック(上級)」		
	(選択科目)		
	2010 年度	2011 年度	
履修対象学生数	33	17	
履修者数	12	9	
単位取得者数	12	9	

イ 臨床科目の内容 「プレリーガルクリニック」は、法学初学者を対象として、実際の事件を扱うことで、法律の具体的な適用について身をもって体験し、法理論の理解を深めるとともに、法律学を学ぶ意欲を高めることを目的とするものである。この授業においては、担当弁護士1名あたり2名の学生を担当し、依頼人との面談に受講生が立会い、学生が面談内容、依頼内容の記録をとり、関係する法的問題点について担当教員らと検討する。

「エクスターンシップ」は、講義科目や演習科目によって身につけた法律実務の基礎知識を踏まえて、企業法務部、地方公共団体などの法律運用の現場に実際に身を置くことによって、法が実際の社会の中でどのように運用されているかを実地に学ぶことを目的とするものである。夏季休暇中または春季休暇中の1週間または2週間程度実施する。

「リーガルクリニック(初級)」は、「刑事裁判」「民事裁判」の各「現場」のシミュレーションを行う科目である。刑事模擬裁判には8回をあて、学生は、弁護人、検察官、裁判官の各チームに分けられ、担当教員が作成した「想定事例」に従って、公判前整理手続、冒頭手続、証拠調べ、論告求

刑,最終弁論,判決言渡の手続を行う。学生は,冒頭陳述,尋問事項,論告,最終弁論などを自ら構成した上で授業に臨む。授業後半では,教員による講評を受ける。民事模擬裁判には7回をあてている。学生は,原告代理人,被告代理人,裁判官の各チームに分けられる。担当弁護士は,各チームのサポートをするとともに,原告本人,被告本人及び証人をも兼ね,弁護士役の学生から事情聴取を受けたり,当事者尋問や証人尋問を受けたりする。1回目は学生が弁護士役になって相談者役である教員の法律相談を実施する。学生は,法律相談の結果をもとに,訴訟物,請求の趣旨,請求の原因の起案を行う。起案した訴状(学生全員作成)を前提に討論し,2回目以降は,口頭弁論,弁論準備手続,証拠調べ,判決言渡しまで,各期日が開かれる。各チームは,事前に,訴状,準備書面,証拠申出書,陳述書,尋問事項書,答弁書などの書面を作成した上で授業に臨む。授業の後半では,担当弁護士がその期日に実施された活動を前提に,基本的な概念や条文に立ち返って,双方向的な討論をする。

「リーガルクリニック(上級・刑事)」は、標準2年次の春季休暇中に集中講義として実施されるものであり、当番弁護士事件、被疑者国選事件の捜査弁護活動および継続中の刑事事件の公判での活動実践を学ぶことを目的とするものである。指導担当弁護士は一人当たり2~4名の学生を担当する。当番弁護士の依頼があった案件について、学生は当番弁護士の接見に付き添う。受任した場合、捜査弁護活動における勾留・接見等禁止に対する準抗告申立書、勾留取消請求書、検察官及び裁判所への身体拘束からの解放に向けた各種の申入書の作成、被害者との示談交渉および示談書作成等弁護活動のすべてを、指導担当教員とともに担う。

「リーガルクリニック(上級)」は、理論と実務の架橋を総合的に図る最終的な科目として位置づけられており、実際に生じた事件を通して、具体的事案に沿った法的思考力、論述力および表現力の獲得、並びに法曹倫理を修得することを目的とする。本法科大学院の専任実務家教員2名および渋谷パブリック法律事務所所長(本法科大学院専任教員)、常勤弁護士(非常勤講師)が共同で指導にあたり、それぞれ2~4人のクラスを担当する。学生はさらに2人ずつペアとなって担当弁護士の指導のもと、実際の事件に関与する。授業の基本的な流れは以下のとおりである。第1段階として、渋谷パブリック法律事務所に依頼のあった事件のうち、教員の判断において教材として適切であると判断された案件について、依頼人の同意を得たうえで、受講生は、依頼人との面談に立会い、依頼内容の記録などを担当する。第2段階として、依頼案件の事実関係を学生が正確に理解しているかどうか、その法的問題点を十分に理解しているかどうか、その問題点を考えるに十分なリサーチを行っているかどうかについて、各組の学生と担当教員とが演習形式で検討する。第3段階として、演習の結果を踏まえて、

当該依頼案件の解決のために必要とされる法文書の作成を行い、検討する。 第4段階として、再度、依頼人との面談を行う。その際、事案によっては、 学生が直接依頼人に対して解決に必要なアドバイスを提供することもある が、それはすべて担当弁護士の責任と指導のもとに行われている。ただし、 実際の事件を扱っていることから、授業の内容は事件の進捗状況などに伴 いそれぞれに異なる。具体的な内容については、別紙「クリニックの到達 目標の達成プランと評価」を参照していただきたい¹²²。

また、リーガルクリニック中間報告会と最終報告会とが開催されており、そこには多数の研究者教員が参加し、理論的な観点から学生に質問を発することにより、学生は、実際に事件を解決するプロセスのなかで、理論がどのように関係するのかを身につけることができる。2010年、2011年の報告資料を添付する¹²³。

ウ 成績評価について 「リーガルクリニック (上級)」の成績評価は、成績判定原簿¹²⁴に従って、指導担当弁護士が評価し、それに基づいて担当専任教員が最終的に決定する。この際、担当教員と指導担当弁護士とが十分に合議することによってその客観性を確保している。学生がチームで動くことが多いため、学生ごとに段階を設けて成績評価することにやや困難さがあるが、学生の個別に作成した書面、議論の際の発言などによって評価している。

エ 守秘義務について 初回の授業において、リーガルクリニックの意義や心構え、マナー等についてガイダンスを実施している。とくに、守秘義務については、なぜ守秘義務が必要なのか、学生は誰との間で守秘義務を負担するのか、守秘義務違反は契約責任かなどを議論しながら理解を深めさせている。そのうえで、学生に守秘義務等の誓約書を提出させている「25。また、学生には、「法科大学院教育研究賠償責任保険」への加入を義務付けている。保険料は大学が費用負担をしている。相談者・依頼者に対しては、事前に担当弁護士が、リーガルクリニックの意義、弁護士が業務の主体であり、責任を持って事件を受任すること、学生が補助者としてなしうること等を分かりやすく説明し、原則、相談者・依頼者に「同意書」を作成してもらうことにしている「26。なお、守秘義務に違反した者については、國學院大學法科大学院学則第57条第1号に基づき、退学処分とすることができる。

オ 単位数など 「リーガルクリニック(初級)」は必修2単位科目であるが、上述した通り、「法律相談」「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」を実施し

-

^{122 「}クリニックの到達目標の達成プランと評価」【※当日閲覧資料】

¹²³ 平成23年度「リーガルクリニック 最終報告会」発表資料【※当日閲覧資料】

¹²⁴ リーガルクリニック上級成績判定原簿【※当日閲覧資料】

¹²⁵ 学生の誓約書の書式【資料 36】

¹²⁶ 相談者・依頼者の同意書の書式【資料37】

ており,単位数に比し充実した内容となっている。「リーガルクリニック(上 級)」は選択4単位科目であり、取り扱う事案などによってその内容は異な るが、「クリニックの到達目標の達成プランと評価」をご覧いただければ分 かるとおり、学生は、民事事件については、依頼人の面談の立会い、法律 相談に立会い、訴状の起案、弁論準備手続への同席、答弁書の起案、準備 書面の起案などを,刑事事件については,被告人との打ち合わせへの同席, 接見への立会い、裁判官との面談の立会い、保釈請求書の起案、検察官へ の意見書の起案、公判の立会い、弁論要旨の起案などを行っており、単位 数に十分値する内容となっている127。

カ 研究者教員の関与について 3 名の研究者教員がリーガルクリニック 運営委員会および 4 法科大学院(國學院大學, 東海大学, 獨協大学, 明治 学院大学)合同で開催されるリーガルクリニック合同運営委員会の委員と して、その運営に参加している128。また、事案に応じて教員がリーガルク リニックに参加することができるように、教員参加可能曜日一覧表をクリ ニック担当教員に渡し、可能な限り参加している129。刑事クリニックの被 疑者面談に刑事法の研究者教員が参加するなどしている。「リーガルクリニ ック(上級) では、中間報告会と最終報告会が開催されており、ここには 多数の研究者教員が参加し、学生との質疑応答を行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、毎年2回、公開刑事模擬裁判を開催している。ひとつは、 毎年9月に特別授業として実施しているもので,1年次生に裁判を体験してもら うことを目的に、各学生が裁判官、検察官、弁護人チームに分かれ、冒頭手続 から判決書を起案して判決を宣告するまでを体験する130。もうひとつは、「リー ガルクリニック(初級)」の成果を公開模擬裁判として披露するもので、2010年 は 1 月に, 2011 年は 11 月に実施された¹³¹。この模擬裁判の特色は, 「裁判員裁 判」で実施される点であり,裁判員を地元の町内に在住する方々などにお願い し、実際の裁判員裁判と同様に評議、判決をしてもらっている。

(4) その他

展開・先端科目群の「生活者」科目群に位置付けられている「紛争処理シス テム」(選択2単位科目)は、基本的には、民事紛争処理に関する講義科目であ るが、第3者の関与技法の修得も講義の目標とされ、ロールプレイやスキルプ レイの技法を用いながら授業が進められている。

^{127 「}クリニックの到達目標の達成プランと評価」【※当日閲覧資料】

¹²⁸ 合同リーガルクリニック運営委員会議案書(平成 23 年度第 1~4 回)【資料 38】

¹²⁹ 平成 23 年度リーガルクリニック(上級)対応可能曜時【分野別】アンケート【資料 39】

¹³⁰ 特別講義:刑事模擬裁判(ホームページ掲載)【資料 40】

¹³¹ H23 公開模擬「裁判員裁判」を実施しました【資料 41】

2 点検・評価

学生は、リーガルクリニックを受講することで、地域社会の構成員が抱える問題・紛争に直接触れ、その解決に携わることで現代社会への視点を養い、法曹となるために必要な事実分析能力、法的構成能力、文書作成能力を実践的に養っている。これはまさに本法科大学院が養成を目指す法曹像と合致するものである。

「リーガルクリニック(初級)」は必修科目であり、選択科目であるリーガルクリニック(上級)の履修状況も良好で所期の目的どおりに機能している。また、指導教員対学生比率は初級、上級ともに十分な態勢がとられているといえる。

履修要件の設定や事前準備(守秘義務,弁護士法等についての遵守意識)については十分になされており,適法性も担保されている。成績評価・単位認定についても,評価の客観性が担保されている。

また、成績評価に関しては、成績判定原簿に従って、指導担当弁護士が評価 し、それに基づいて担当教員が最終的に決定するが、この際、担当教員と指導 担当弁護士とが十分に合議されており、責任ある単位認定がなされている。

3 自己評定

A +

「理由〕

臨床科目の実施については卓越した水準にあるものと考える。

4 改善計画

特になし。

第7分野 学習環境

7-1 学生数(1)クラス人数

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1 現状

(1) 1つの授業を同時に受講する学生数(人数にカウントされる人, されない人の区別も含む)。

学則を改正し、2010年度から、本法科大学院の入学定員を40名とした。2012年4月1日時点の在籍者数は、収容定員120名に対し52名である。

2007年度から2011年度の、開設科目毎の履修登録者数は別紙資料¹³²のとおりである(複数のクラスを設けた科目についてのクラス毎の履修登録者数も同様)。

なお、法律基本科目で1クラスの人数が50人以上となったものはない。

(2) 適切な人数となるための努力

1クラスの受講者が50名を超えることはないため、特段の措置を講じてはいない。ただし、2クラスで開講している演習科目については、両クラスの受講者数ができる限り均等となるよう、配慮している。

(3) 特に力を入れている取り組み

受講する学生数を適切とするために配慮するべき状況にはない。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目に関しては、7-2や7-3において後述するように、入学者数及び在籍者数が適切な数値を維持していることもあり、評価対象となる年度の全てにおいて、クラス分けをしていない講義科目についても受講者数が 50人以上となったものはなく、学生 1 人 1 人の顔を見ながらの双方向授業が確保される環境にある。また、2 クラスに分けて行なってきた演習科目についても、1 クラスの人数が 1 2名前後と、多方向授業を行なう上で過不足のない水準を保っている。また、2010 年度から開講している 1 年次未修者を対象とした「基礎演習」については、設置の趣旨を最大限に生かすために、1 クラスの受講者数を3~5名としており、一定の成果が望めるものと考えている。

3 自己評定

В

132 受講者数一覧【A19参照】

[理由]

1つの授業を同時に受講する学生数は適切な数におさまっている。

4 改善計画

学生数の減少に伴い、応用演習など一定の演習科目について受講生が極めて 少ないという事態が生じていることから、時間割、カリキュラムなどについて 工夫をしていきたいと考えている。

7-2 学生数(2)入学者数

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失していないこと。

1 現状

(1) 過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員(A)	入学者数(B)	定員充足率(B/A)
2010 年度	40 人	25 人	62.50%
2011 年度	40 人	16 人	40.00%
2012 年度	40 人	11 人	27. 50%
平均	40 人	17.33 人	43. 33%

入学定員、2010年度、2011年度、2012年度の入学者数及び定員超過率は上表のとおりである。2010年度、2011年度、2012年度の入学者数の平均人数は、17.67人である。入学者数を超過することなく、適切な入学者数としている。なお、本法科大学院は、標準(未修者)コースと短縮(既修者)コースとの入学定員を厳格に分けておらず、標準コース約35名、短縮コース約5名を目安としており、各年度の入学者のコース別内訳は、次表のとおりである。

	2010 年度	2011 年度	2012 年度
標準コース	24 人	15 人	11 人
短縮コース	1人	1人	1人

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

入学定員を超える状況となっていないため、特段の措置は講じてはいない。

(3) 特に力を入れている取り組み

入学者数を確保し入学定員に近付けるために,第2分野に記載したように, 入試制度の変更や,入試回数の増加,広報活動の拡大など,志願者数の増加 のための手段をさまざまに講じている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

2010年度,2011年度,2012年度の入学者数の平均入学者数は17.67人であり、 平均入学者数は、入学定員を上回るのは10%以内という評価基準を下回ってい ることはもちろん、入学定員そのものの枠内に収まっており、教育及び学習の うえで極めて適切な状態が保たれているものと考える。

3 自己評定

В

[理由]

入学者数の減少という問題はあるが,入学定員を超過するという状況ではないことから,入学定員に対してバランスを失してはいないと考える。

4 改善計画

現時点において、入学定員と入学者のバランスは崩れていない。

入学定員に対する入学者数の観点からは、特に改善の必要はないと判断する。 しかし、常に良好な教育及び学習のための環境を確保していくことができるよ うにするためには、今後も、入学手続き率や手続き後の歩留まり率に関する研 究等、不断の努力が必要と考える。

7-3 学生数(3)在籍者数

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失していないこと。

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

2012年4月1日時点での在籍者数の状況は次表のとおりである。

	収容定員(A)	在籍者数(B)	定員充足率(B/A)
1年次	40 人	13 人	32. 50%
2年次	40 人	21 人	52. 50%
3年次	40 人	18 人	45.00%
合 計	120 人	52 人	43. 33%

- [注] 1 留年者は、留め置かれた原級に含めている。
 - 2 短縮(既修者) コース1年次は2年次に、2年次は3年次に含めている。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

在籍者数が収容定員を上回る状況ではないため、特段の措置は講じていない。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

2012年4月1日現在、上表のとおり、本学における在籍者数は、収容定員を 上回っていない。

3 自己評定

В

[理由]

在学者数の減少という問題はあるが、収容定員を超過するという状況ではないことから、在籍者数は収容定員に対してバランスを失してはいないと考える。

4 改善計画

現時点において、収容定員と在籍者のバランスは崩れていない。

収容定員に対する在籍者数の観点からは、特に改善の必要はないと判断する。 しかし、常に良好な教育及び学習のための環境を確保していくことができるよ うにするためには、今後も、入学手続き率や手続き後の歩留まり率に関する研 究等、不断の努力が必要と考える。

7-4 施設・設備の確保・整備

(評価基準) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

(1) 施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

2009 年度中に法科大学院棟(百周年記念館)の地下1階を改修し、法科大学院専用のフロアとした。ここには、法科大学院専用の教室を設置し、2010年4月から授業で使用している。

新しいフロアには、講義室 1 教室、演習室 4 教室、自主ゼミ室 1 室が設置されている¹³³。ローライブラリー分室も設置しており、授業時及び授業前後の、教員・学生への対応をより緊密とする体制が整備されている。いずれの教室に配置された机・椅子もキャスター付として移動を可能としており、様々な形態での授業に対応できものとしている。

また、同じく地下1階に、LAN配線が敷設された、パソコンを利用できる環境のコンピュータールームを1室配置した。「リーガル・リサーチ」及び「リーガル・ライティング」の授業については、これまでどおり学部と共有のコンピュータ教室を使用し、授業がない時間帯に学生が自習のために利用することを目的としたものである。

なお、一部の科目については、授業担当教員の希望により、学部と共有である 120 周年記念 1 号館の教室で授業を行っている。

(ア) 教室

a 講義室

百周年記念館地下1階に, L101・L102・L103 教室を設置した。

L101 教室は約40名分の机椅子が設置されている。机はいずれも1人1台個別となっており、さらにキャスター付きで、どのようなレイアウトも可能なようにしている。予備の机椅子を追加することで約50名分の座席を設置することが可能である。授業では、主に1年次配当の講義科目で使用している。

b 演習室

L102 及び L103 教室は 25 名が授業を受けることが可能であり、キャスター付きの机とすることで、レイアウト変更を可能としており、演習授業に活用している。授業では、主に 2・3 年次配当の演習科目や選択科目で使用している。

L105・L106 教室は、約10名が授業を受けることが可能である。授業で

_

¹³³ 法科大学院棟(百周年記念館)地下1階平面図【資料42】

は、主に1年次配当の「基礎演習」や3年次配当の「応用演習」、受講者 数が少数の選択科目等で使用している。

c 法廷教室

120 周年記念 2 号館 4 階に,法廷教室(2401 教室)(収容定員 90 名)を配置し,法科大学院の各種の講義と演習で活用している。たとえば,「リーガルクリニック(初級)」で行う模擬裁判や,1 年次が課外で行う刑事裁判擬似体験授業などである。

(イ) 自習室

法科大学院の授業を充実したものにし、設定する到達目標を学生が達成できるようにするためには、学生自身が予習と復習にかなりの時間と労力を必要とする。そして、それを可能とするために、本学においては、法科大学院棟の3階部分に自習室(394.9㎡)を設けて、"1学生1キャレル"の方針の下、収容定員120名全員分のキャレルを整備した。個人別キャレルは、原則として固定とし、安心して同じ場所で自習できる環境を確保している。情報コンセントを全座席に完備し、自習室内に個人用ロッカーを付設し、六法などの持ち運びの必要がないようにしている。自習室は24時間開室¹³⁴とし、個人のフレキシブルな学習時間設定に対応することを可能としている。また、カード式入退室管理システム並びに8台のドームカメラ及び11個の非常ボタン、そして夜間数回に及ぶ警備員の巡回により、そのセキュリティを高めている。自習室内には、共用のパソコンを3台設置している。

なお、この自習室とは別に、特別研究員となった修了生のために、法 科大学院棟1階・談話室の奥を改築し、キャレル20席を用意している。

(ウ)自主ゼミ室

自習室が個人学習に資することを予定しているのに対し、自主ゼミ室 (39.5 ㎡) は、学生同士の自主的な学習のスペースとして、法科大学院棟 3 階に用意されている。また、法科大学院棟地下 1 階改修にあわせて 設置した L104 教室を、2010 年度から自主ゼミ室として使用している。なお、いずれも利用にあたっては、前週に法科大学院事務課窓口で予約するものとしており、前週に受け付けた予約状況を書き込んだ「自主ゼミ室利用予定表」が週始めに自主ゼミ室扉に貼り出されるが、予約の入っていない時間帯については、利用を希望する学生が予定表に書き込んだうえで即時利用をすることができる仕組みとしている。ただし、原則として連続 2 時間までの使用とすることで、特定の学生・グループが独占して利用することのないよう配慮している。

(エ) 談話室・ラウンジ

法科大学院棟1階には、学生同士の談話・打ち合わせスペースとして利

_

¹³⁴ 東日本大震災及び夏期電力使用制限にともない,一時期,自習室の利用時間帯を縮小した。

用できる談話室を用意している。リフレッシュの場であるとともに、学生同士の議論を戦わすことのできる場ともなっている。3階自習室前には同様の目的で専用のラウンジを設け、飲食・語らいのスペースとしている。

また,法科大学院棟地下 1 階にも学生のラウンジを新たに設置し,授業の前後に学生同士又は教員と学生とで議論をすることができるようにすることで,活気のある雰囲気づくりを目指している。

(オ) ローライブラリー (法科大学院図書室)

ローライブラリーについては, (1)参照。

(カ)「リーガルクリニック (上級)」用相談室兼演習室

リーガルクリニックを有用な形で実行するために,通常の法律相談室のほぼ 2 倍の規模を持つ相談室を,渋谷パブリック法律事務所内に 3 部屋設置している。それは,4 大学(本学,東海大学,獨協大学,明治学院大学)合計で 60 名までの受講者に対応できるようにするためである。

依頼者の相談に学生も参加するので、相談者に対して圧迫感を与えないだけのスペースを確保しているのである。なお、指導教員を軸として、必要な書類を作成し、法的な論点を整理し、対応策について検討するなどの作業をするために、この3部屋を演習室としても利用している。

(キ)研究室

専任教員の研究室は、すべて法科大学院棟内にある。2 階に 13 室、3 階に 2 室、1 階には渋谷パブリック法律事務所長を兼務する専任教員研究室1室がある。ローライブラリアンを兼務する2名については、2 階にあるローライブラリー内で研究活動を行っている。大半の研究室がある2 階フロアには、ローライブラリーを配置しており、学生と教員の水平かつ近接なコミュニケーションとフレキシブルな相談・指導環境が創出されている。

(ク) 教材作成支援室

教材や資料作成のために, 法科大学院棟 1 階に教材作成支援室が設置 されている。法科大学院事務課員 1 名が教材作成を担当している。

(ケ)法科大学院事務課

法科大学院の維持運営にとって必要な事務処理を行うため、独立した 事務室として、法科大学院棟の主要動線の基点である東側玄関前に法科 大学院事務課が設置され、4名の事務課員が配置されている。授業期間中 の平日は9:00から20:00まで、土曜日は9:00から17:00までが開室時間帯 である。終日、学生に対して、きめ細やかな対応ができる体制となって いる。また、同棟2階のローライブラリーとの連携も保たれており、総合 的に学生及び教員の教育活動を支援する体制が構築されている。

また、法科大学院事務課に隣接して、教材作成支援室が設けられてお

り,授業教材印刷を担当事務職員が行っている。ここには、大量にコピーができる印刷機,パソコン,コピー機等が備えられている。

イ 身体障がい者への配慮

2010年度入学者のうちに1名,視覚障がい者(全盲)の学生がいる。この学生は、大学入試センター主催「法科大学院適性試験」を点字受験していたが、本法科大学院独自入試では、音声読み取りソフトを使用したパソコン受験により、試験時間を通常の1.5倍として実施した。

入学以前にも、学生本人に来校してもらった際に、施設・環境面での意見を聞き取り、可能な限り対応した。法科大学院棟の階段には、手すりが取り付けられており、同棟西側入口には点字ブロックを敷設、各教室扉には、点字表示を付け、視覚障がい学生の便宜を図っている。

(2) 問題点や改善状況

特に問題点や改善すべき状況にはない。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

2 点検・評価

2010年4月から法科大学院専用の講義室・演習室において授業を行っており、 法廷教室以外については、百周年記念館内で施設・設備の充実は図られている。 とくに演習科目については、演習室が整備されたことで、ロの字型に向かい合っての授業実施が可能となっている。一部、学部との共用となっているが、学部教務課と利用状況を調整したうえで、支障なく授業が行われている。

自習室については、150のキャレルに対し、在学生は約50名であるため、キャレル席については十分確保できている。

現状は、自主ゼミが活発に行われており、2009年度までは自主ゼミ室は1室のみであったが、2010年4月からは、地下1階にも自主ゼミ室1室を設置することで、学生からの要望に十分に対応できる体制となっている。

リーガルクリニックで使用する相談室兼演習室については,3 部屋が用意されているが,実質的には2 部屋のみを使用する状況であり,余裕のある状況となっている。

研究室は廊下面がガラス張りとなっており、学生の来室しやすいオープンな 雰囲気を醸し出している。

3 自己評定

Α

「理由〕

授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備は適切に確保・整備されているものと考える。

4 改善計画

障がい学生の対応について一部に対応が十分ではない点があることから、学 生の要望を聞きながら、一層の改善を進めていきたい。

7-5 図書・情報源の整備

(評価基準)教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備 されていること。

1 現状

(1) 図書・情報源の確保

ア ローライブラリー (法科大学院図書館)

- ①ローライブラリー(278.7 m²)は、法科大学院棟の2階に開設されている。 法科大学院学生専用の図書室であり、ローライブラリアン2名及び補助 員2名が勤務している。とりわけローライブラリアンは、学生の情報収 集の支援をしている。
- ②ローライブラリーには、大型の手動式集密書架のほかに、キャレル 6、テーブル 2、検索用コンピュータ 12、が設置されている。キャレルとテーブルには、それぞれ情報コンセントへの接続が可能となっている¹³⁵。また、コピー機は、ローライブラリー内に 3 台 (うち 1 台は教員用)、2 階フロアに 1 台 (24 時間利用可能) 設置されている。
- ③図書内容としては、基本的な法律学各分野の入門書から研究書まで多数 そろえている。とりわけシラバスの参考書欄に掲載されているものについては、特設のコーナーを設置して、複数冊を配架し、なかの 1 冊を禁帯出とし、常に誰でも利用が可能となるよう特に便宜を図っている。そのほか、官報、法令全書、会議録など一次資料の収集に力を入れてきている。本ローライブラリーには 4 万 2,000 冊の図書の収蔵が可能であるが、2012 年 4 月 1 日現在、約 2 万冊が配架されている。また、ローライブラリーのほか、大学図書館及び法学部資料室所蔵の図書についても、法科大学院学生の閲覧・貸出が可能である。公式判例集は全て、主要な雑誌は創刊号からローライブラリーに配架されている。
- ④ローライブラリーでは、新刊図書を購入するにあたり、見計らい本を備えて、教員に選書への協力を促すシステムを構築してきた。受入に関しては、必要と思われる図書は、発刊後まもなく購入し、図書装備を済ませ、閲覧に供する点で最速を誇っている。購入後も図書のカバーを利用者の目に付く場所に貼りだし、学生への利用を促すよう、工夫をしてきた。また、既存の図書や雑誌の情報にとどまらない法情報の提供として、新聞の切抜情報のサービスなど、学生の問題関心を掘り起こすことも続けている。
- ⑤開室時間は,原則 9:00 から 20:00 までである。学生の帯出冊数及び期間

 $^{^{135}}$ 地下 1 階コンピュータールームにパソコンが 26 台設置されており, 自学自習で使用することができる。なお, コンピュータールームはカードリーダーによる開錠となっており, 法科大学院学生以外は利用できないようになっている。

は,1人あたり20冊以内,21日以内である。17:30より貸し出し翌朝返却する一夜貸制度も設けている。

イ 導入しているデータベース (DB)

- ①TKC(LEX/DB の判例検索を含む)を採用し,そのオプションとして有斐閣 の Vpass (六法・判例百選・重要判例解説のデータベース) が利用可能であ り、法科大学院学生全員にパスワードが付与され、インターネットベー スで自宅からアクセスできるようになっている。また、大審院時代の判 例を含む判例並びに最高裁判例解説, 判例タイムズ, 旬刊金融法務事情, ジュリスト、労働判例、金融・商事判例など主要な法律雑誌のデータベー スである LLI 統合型法律情報システムも導入しており、このDBも自宅 からのアクセスが可能である。さらに、第一法規法情報総合データベー ス D1-Law. Com の導入によりほかの法律判例文献情報へもアクセスできる。 各授業に必要最低限度の教材については事前に印刷・配布するが、それに 加えて、これらのデータベースを学生自身がキャレル及びローライブラ リー等の端末から自由に使える環境が必要不可欠であり、それに即応で きる設備を整えている。3 者のうち,D1-Law.Com のデータベースはイン トラネット(学内のみの利用)ではあるが、学内のどこからでもアクセ スできる。特に自習室の端末からは24時間利用が可能であり、ローライ ブラリー閉室時も, 自習室での学習を助けるものである。また, これら のデータベースは、教員と職員の共同による教材作成のためにも、当然 に活用されている。
- ②その他にも、國學院大學図書館のサイトから利用できるデータベースをも併せて利用することができる。法律時報の文献月報のデータベース、新聞4紙(朝日・日経・毎日・読売)のデータベース、雑誌論文検索データベースなどにアクセス可能である。また、LexisNexis(米)も備えているが、当該データベースに関しては、講習会を行なったうえで、法科大学院学生全員にパスワードが付与されており、学生各自の自宅からもアクセスが可能である。外国法関連のデータベースとしては、このLexisNexisのほか、Juris Classeur(仏)及びBeck-Online(独)についても大学図書館で契約しており、特に、ホームロイヤーを目指しつつも、なお外国法を学習しようと意欲する学生にとっては有益であろう。

ウ サポート体制

ローライブラリアン 2 名が、原則的にローライブラリーに常駐している。 うち 1 名が、1 年次前期に開講される「リーガル・リサーチ」(必修科目) を担当しており¹³⁶、この授業では、インターネットでの文献検索、判例デー タベースの取り扱いのみならず、図書文献検索についても実践的に指導を しており、制度的に学生をバックアップする体制を整備している。また、

¹³⁶ 平成 24 年度法科大学院シラバス(講義概要)85・86 ページ【A16 参照】

授業とは別に,新入生に対し,判例検索等の基礎的な講習を行うことで, スムーズな授業への導入を図っている。

エ K-SMAPY (学修支援システム)

レポート課題や予習事項等を知らせる e-mail 自動送信機能,教員が授業で使用する,あるいは使用した教材のアップロード機能,課題レポートの送信機能,掲示板機能等を備えたシステムである。学生は,教材をはじめとする各種情報を速やかに入手でき,限られた時間を有効に使うことができる。また,「教員と学生」「学生と学生」による双方向のコミュニケーションにも資するものである。

(2) 問題点や改善状況

特になし。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

イントラネットベースのみで閲覧が可能な,LLI 統合型法律情報システムを学外でも利用可能としたことで、学習・研究環境の改善が図られている。

3 自己評定

Α

「理由〕

教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境は適切に整備されているものと考える。

4 改善計画

本学における情報源やその利用環境は、たいへん整備されていることから、 今後も、図書やデータベースの充実に努めていきたい。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準)教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

法科大学院に関する事務は、基本的に法科大学院事務課が扱っている。法科大学院事務課には、2012年3月末日時点で、専任職員2名、嘱託職員2名が勤務している。専任職員2名のうち1名は、法科大学院設置初年度から在籍している現在管理職の者であり、もう1名もすでに4年半在籍しており、事務処理については特に問題は生じていない。

法科大学院事務課の業務は、國學院大學事務局分掌規程¹³⁷に基づいており、その具体的な業務の種類・内容については、法科大学院事務課で作成する業務分担表¹³⁸に基づき、遂行されている。

法科大学院事務課が担当する教育・学習支援としては、授業教材の作成支援・ 管理が重要な役割を担っている。

授業担当教員から、原則として、授業一週間前までにレジュメ・資料が、法科大学院事務課に提出される。ただし、授業当日であっても、補足的な教材の印刷を依頼することはできる。主に、教材作成支援・管理担当者が印刷し、法科大学院棟3階自習室フロアに設置された、教材配付棚に、受講者数分を科目ごとに置き、受講する学生が各自取っていくようにしている。もし、教材が不足する場合には、「教材印刷依頼」に必要な科目名と授業回数・日時及び自身の学籍番号を記入し、法科大学院事務課窓口に設置している「教材印刷依頼受付ポスト」に投函する。教材印刷・管理担当者は、投函された教材について、管理している紙ベースでの原稿又は原稿データから、依頼に応じて印刷をする。午前中にポストに投函されたものは午後に、午後に投函されたものは翌日午前中に、法科大学院事務課前の机に置き、依頼学生が適宜そこから持っていくものとしている。

※2012年度

教員総数	職員総数	TAの総数	
56	8	0	

- ※「教員総数」は、専任教員16名及び兼担・非常勤教員40名の合計である。
- ※「職員総数」は、法科大学院事務課員4名(専任職員3名・嘱託職員1名)及びローライブラリー 勤務者4名(ローライブラリアン2名・嘱託職員1名・派遣職員1名)の合計である。

(2) 教育支援体制

¹³⁷ 國學院大學事務局分掌規程【資料 43】

¹³⁸ 平成 23 年度法科大学院事務課業務分担表【資料 44】

ローライブラリーには、専任のローライブラリアン2名が配置され、学生だけでなく、教員の文献収集にも協力している。また、図書の管理などのために非常勤職員が2名配置されている。

ローライブラリーは、通常、9:00から20:30ないし21:00まで開室されている (曜日により異なる)。利用時間外でも、カギの貸し出しは認められているの で、教員は実質的に24時間利用できる。

ローライブラリーには、教員専用のコピー機、文献や判例などのデータベースを利用するためのパソコンが備えられている。また、主要な定期刊行物や図書が備えられている。ここにない定期刊行物、図書は、大学図書館及び法学部資料室を利用することになるが、研究ではなく授業の準備のためであれば、ほとんどローライブラリーで済む程度に、定期刊行物や図書は十分に整備されている。教育活動の補助については、「リーガル・リサーチ」及び「リーガル・ライティング」については、ローライブラリアンを兼務する教員が、指導補助者として授業に立ち会い、学生への指導補助を行っている。2011年度においては、視覚障がい学生1名に、ローライブラリーに勤務する嘱託職員1名が補助としてついた。なお、TAは採用していない。

なお、視覚障がい学生の授業資料や小テスト・期末試験問題のテキストデータを音声で読み上げる際の読み誤りを防ぐための加工への対応については、法科大学院事務課員が対応している¹³⁹。また、授業時は、基本的に介助者をつけてはいないが、「リーガル・リサーチ」及び「リーガル・ライティング」の授業時には、ローライブラリーに勤務する嘱託職員1名が介助にあたっている。

(3) 特に力を入れている取り組み

入学定員を減員し、学生数が減少してはいるが、教育支援体制に遺漏がないよう、また手厚い学生支援を可能とするよう、事務局として必要な専任職員数を配置している。特に法科大学院棟内に東京弁護士会が設置した渋谷パブリック法律事務所と緊密な事務手続がとれるよう、開設以来、法科大学院単独の事務室として教育支援にあたっている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

入学定員を減員し、学生数が減少してはいるが、教育支援体制に遺漏がないよう、また手厚い学生支援を可能とするよう、事務局として必要な専任職員数を配置している。特に法科大学院棟内に東京弁護士会が設置した渋谷パブリック法律事務所と緊密な事務手続がとれるよう、開設以来、法科大学院単独の事務室として教育支援体制にあたっており、本学が法科大学院を支えるための人的支援体制は、十分に整備されている。

-

^{139 【}覚書】視覚障害学生の試験実施について【資料 45】

3 自己評定

Α

「理由」

教育及び学習を支援するための人的支援体制は適切に整備されているものと 考える。

4 改善計画

授業で紙媒体以外の情報媒体を利用する(利用したい)教員向けの支援体制を検討したい。また、レポート添削補助者の設置、一般的な講義形態、演習形態とは異なる形態の授業にティーチング・アシスタントを付するべきか否か等についても検討したい。

7-7 学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉

(評価基準) 学生生活を支援するための体制が備わっていること。

1 現狀

(1) 経済的支援

奨学金としては、本学独自のものとして、各学年、約2割の成績優秀者に、年間授業料の全額~半額に相当する額を給付する「國學院大學法科大学院奨学制度」¹⁴⁰を設けているほか、本法科大学院に在学する学生は「日本学生支援機構奨学金」の対象となる(学長の推薦を受けた申込者について選考のうえ、独立行政法人日本学生支援機構が採否を決定)。また、奨学金に関しては、別途、三菱東京UFJ銀行・みずほ銀行と提携、法科大学院教育ローンを用意するとともに、当該教育ローンを受けた法科大学院学生に対しては、在学期間中に限り、利子を給付する「法科大学院教育ローン利子補給制度」¹⁴¹を設けている。

なお、本法科大学院の短縮コースについて、2005 年度より「教育訓練給付制 度厚生労働大臣指定講座」に認定されていたが、これまで指定を受けるものが いなかったことから、2010 年度をもって指定を解除した。

これら奨学金·提携ローン·教育訓練給付金については,「ガイドブック」¹⁴²「学生便覧」等にも掲載し,周知させている。

2011年3月の東日本大震災で被災した法科大学院学生が3名いたが、大学として被害の状況に応じて授業料減免を行っている¹⁴³。

(2) 障がい者支援

視覚障がい学生の入学に先立ち、法科大学院棟入口に点字ブロックを、棟内階段には手すりを、地下 1 階講義室・演習室・コンピュータールーム等の扉には点字表示を設置した。また、3 階自習室の柱にクッションを付け、安全にも配慮した。

また,教材作成,小テスト及び期末試験の際の試験監督補助等,個別に対応 している。

なお、今後、教育開発推進機構において制定された「障害学生の学習支援に関する内規」¹⁴⁴における学部学生への対応に準じて、障がい者が入学した際には対応できる全学体制が整えられている。

(3) セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

セクシュアル・ハラスメントに関しては、國學院大學として全学的な取り組み を従来行なってきていた。2012年度からは、セクシュアル・ハラスメントのみに

¹⁴⁰ 國學院大學法科大学院奨学制度規程【A5参照】

¹⁴¹ 法科大学院教育ローン利子補給制度【A5 参照】

¹⁴² 平成 24 年度版「ガイドブック」 22 ページ【A2 参照】

¹⁴³ 全額免除 1 名(家屋全壊:東松島),半額免除 1 名(家屋半壊:南相馬),3 分の 1 免除 1 名(家屋一部 損壊:水戸)。

¹⁴⁴ 障害学生の学修支援に関する内規【資料 46】

とらわれず、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等への対応を可能とするために、「國學院大學ハラスメント防止・対策ガイドライン」¹⁴⁶により、國學院大學に関係する者が利用できる相談窓口が整備されている。法科大学院学生がハラスメントをめぐるトラブルに遭遇した場合にも、このガイドラインに基づき、まず「相談員」に連絡することとなり、その後は、すでに確立されている申立て及び処理の手続きに則り、必要に応じて、相談員委員会・調査委員会等の組織による対応がなされる。また、本人の申立てを契機に、問題が最終的に法科大学院教授会にかけられ、当該行為の実行者に対し、教授会の議決を経て、國學院大學法科大学院学則第57条以下の規定に基づく処分がなされることがある。

なお、そのほかの人間関係についてのトラブルに関しては、(4)で述べる法 科大学院学生を対象とした専門カウンセラーによるカウンセリングの対象とな り得る。

(4) カウンセリング体制

学生の精神面でのカウンセリングについては、開設以降、学生相談室での全学的な枠組みのなかでは行なわれていたが、2005年10月、カウンセラー2名に対し法科大学院の理念と目的及び学生が置かれている状況を説明し、確認を得たうえで、法科大学院学生を対象としたカウンセリングの担当者・時間帯を設置することの合意に至った。学生に対しては文書(掲示・ホームページ・メール)にて告知のうえ、同年11月10日を第1回として運用を開始、現在に至っている。なお、当該合意の内容は別紙資料のとおり147である。

なお、このような専門的なカウンセリング以外にも、オフィスアワーを中心 に、各教員がそれぞれ、単に授業等に関する質問を受け付けるだけでなく、学 生の学業生活をはじめとするさまざまな相談に随時対応している。

(5) 問題点及び改善状況

在学時に学生相談室を利用していた者が、修了後もカウンセリングを希望することがあるため、その際には、対応したカウンセラーのクリニックに通院するなどして対応が継続できる状況にある。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

保険については、正課中・学校行事中・学内外の課外活動中・通学及び学校施設等相互間の移動中(ともに大学が禁じた方法を除く)の災害・傷害に対処する「学生教育研究災害傷害保険」に、全学生が加入しており、その保険料は大学が全額負担している。法科大学院に関わる活動中に生じた事故に対処する「法科大学院生教育研究賠償責任保険」にも、全法科大学院学生が加入しているが、こ

¹⁴⁶ 國學院大學ハラスメント防止・対策ガイドライン【資料 48】

¹⁴⁵ 國學院大學ハラスメント防止・対策規程【資料 47】

¹⁴⁷ 法科大学院学生のための相談窓口について【資料 49】

れについても大学が保険料全額を負担している。

2 点検・評価

学生支援体制は十分に整備されているといえる。

障がいのある学生については、在籍中の学生からの要望に応じて適宜対応しているが、今後に同様に入学者がある場合には、障がいの程度に応じて、学内関係機関と連携して対応することのできる環境が整備されている。

3 自己評定

Α

「理由〕

学生生活を支援するための体制はたいへんよく整備されているものと考える。

4 改善計画

留年者については、日本学生支援機構奨学金受給対象外となることから、今 後は経済的理由により修学が困難となる学生を対象とした学内奨学金制度の整 備について、検討する余地があろう。

7-8 学生支援体制(2) 〈学生へのアドバイス〉

(評価基準) 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

(1) アドバイス体制

前期・後期の授業開始前に、「個別履修相談」を実施している。これは専任教員が学生1名ずつと20分の面談をして、学生の進路希望や履修する授業に関する相談を受け付けるとともに、学習指導を実施している¹⁴⁸。特に、前期・後期の学生の成績状況に応じて、成績不良と判断される学生については、教務委員に配当し、その後の学習の改善を図っている。

授業期間中は、すべての専任教員が、週1回2時間のオフィスアワーを設けている¹⁴⁹。オフィスアワーは、全専任教員は各自が設定した曜日・時間に、研究室に待機し、学生からの学習相談や履修指導をすることが義務付けられている。そこでは教員とのコミュニケーションを図ることはもちろんのこと、授業時及び課題レポートの講評・添削指導や、授業時間に収まり切らない議論を少人数で行なうことなどに利用されることになっている。

各期末授業期間終了後には、4日間のフォローアップ期間を設定しており、すべての専任教員が、集中的なオフィスアワーを設けている¹⁵⁰。③また、半期ごとの授業終了後に、Follow up days がそれぞれ 4日間設けられている。これは、授業終了後、直ちに試験期間に入るのではなく、4日間のインターバルを置くことにより、その間、学生が授業で学んだことをさらに自分のものとするため、あるいは、疑問点を担当教員に質問することができるようにするためのものである。当該学期に授業を担当した専任教員は日時を特定して 2 時間(120 分)、自らの研究室に待機し、学生からの質問等に答えて指導することが義務付けられている。

また,冬季及び春季休暇期間中の専任教員への連絡先メールアドレスを,学 生に知らせている¹⁵¹。

以上のとおり、学生からの学習方法や進路選択等についてアドバイスをできる体制としているが、これらに限らず、研究室に在室している限りは、学生からの質問・相談に対応している¹⁵²。

さらに、よりきめの細かい指導を行なうため、毎年度、数名の学習アドバイ

¹⁴⁸ 個別履修相談関係資料 (平成23年度前期・後期)【A17参照】

¹⁴⁹ 平成 23 年度前期・後期オフィスアワー一覧【資料 50】

¹⁵⁰ 平成23年度前期・後期フォローアップ期間中のオフィスアワー時間割【資料51】

¹⁵¹ 冬季休暇中における専任教員の質問連絡先について【資料34】

¹⁵² たとえば春季期間中のオフィスアワーの実施など【資料35】

ザーを置いており、現役の弁護士がこれを務めている。学習アドバイザーごと に設定された曜日・時間帯に、学習方法に関するアドバイスや論文指導、ゼミ形 式による指導等を行なっている。

(2) 学生への周知等

授業期間中の通常オフィスアワーについては,一表としたものを掲出及び全 学生に配付している。

フォローアップ期間中の集中オフィスアワーについては、補講時間割、期末試験評価方法とともに、一表としたものを掲出している。

また, 夏季及び春季休暇期間中の専任教員への連絡先メールアドレスについては, 一表としてものを掲出している。

その他,学習方法や進路選択に限らず,学生からの質問・相談については,随時受け付けており,さらに,法科大学院運営全般,授業・学生生活に関する事項,就職に関する事項については,相談窓口として,各委員会委員の氏名を「学生便覧」に掲載¹⁵³して周知を図っている。

(3) 問題点と改善状況

個別履修相談については、入学から修了までをひとりの教員が同一学生を見ることが望ましいが、教員の異動や、ひとりの教員が受け持つ学生数との関係、成績不良の者については教務委員が担当することなどの理由により、実際には複数の教員が面談を行うこととなっている。逆に複数の教員がひとりの学生の面倒をみることで、異なる角度からの指導も可能ともなり、また、各学生の情報は、各回の面談担当教員の面談記録をまとめたものを手元資料として面談の都度渡しており、一人の学生についての情報の共有を図っている。

学習相談については、教員の専門分野と学生が相談したい分野が一致しない 場合も当然あり得るが、その場合には、オフィスアワーなどを利用して科目を 担当する教員への相談が可能である。

また, 教員が設定するオフィスアワー時間帯に, 履修が重複する場合もあるが, オフィスアワー時間帯以外でも対応が可能であるため, 特段の不都合は生じていない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

自習室は法科大学院棟の3階にあり、研究室の大半は法科大学院棟2階にあるので、学生は教員のアドバイスを容易に受けることができる環境が整っている。オフィスアワー制度、Follow up days 制度、学習アドバイザー制度、学習委員会制度を設けている。

¹⁵³ 平成 24 年度版「学生便覧」13 ページ【A3 参照】

2 点検・評価

学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制は整備されており、有効に機能しているといえる。願わくば、学生側からのさらなる積極的な活用が望まれる。夏季・春季休暇期間中の学生対応のために、教員のメールアドレスを公開したり、学生数が少ないがゆえに、学生一人一人の対応を丁寧にしたりするなど、より学生との緊密な関係を構築するめたの努力はなされている。

3 自己評定

Α

「理由〕

学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制は適切に整備され,有効に機能しているものと考える。

4 改善計画

学生一人一人に対して丁寧な対応をすることは本法科大学院の特色であり、 こうした特色を生かして、一層有効な学生への支援を進めていきたい。

第8分野 成績評価·修了認定

8-1 成績評価 〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に 実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

①設置認可申請時の制度

本法科大学院における成績評価・進級履修制度として、設置認可申請 時から、GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、これを前提に成績 評価基準として「成績評価基準表」が設定されている¹⁵⁴。

この成績評価基準表の概要は、基準点(素点)にしたがって評価を A (基準点 90 点から 100 点まで)、B (80 点から 89 点まで)、C (70 点から 79 点まで)、D (60 点から 69 点まで)、F (0 点から 59 点まで)の 5 段階とし、A \sim D を合格、F を不合格とし、学則においてこれを定めている 155 。

さらにこの原則に基づき,履修規程¹⁵⁶において B~D を,B+・B・C+・C・D+・D に細分化し,これに,GPA を算定する前提となる QPI (Quality Point Index) を,A=4.0,B+=3.5,B=3.0,C+=2.5,C=2.0,D+=1.5,D=1.0 とし,不合格の F は 0.0 としている。なお,出席日数不足¹⁵⁷,定期試験(筆記試験)放棄及び筆記試験に代わるレポート未提出の場合は,評価を R とし,その QPI は 0.0 とされる。

進級及び修了のために GPA 値 2.0 を要件としているので, A~C を合格 とし, D+及び D を低位合格としている。低位合格の場合, 単位は認定さ れるものの, それだけでは進級・修了要件を充たさないことになる。

このような成績評価基準表のもとで、各科目で行われる成績評価の方法・基準は、それぞれ授業担当教員より、講義概要(シラバス)に明示されている。

②実施後の修正(相対評価の一部導入)

開設後,上記方法・基準にしたがって成績評価が実施されたが,開設直後の2004年度前期の成績評価において,1年次の法律基本科目の中で,ある科目は多くの学生が A と評価され,他の科目で多くの学生が F と評

¹⁵⁴ 國學院大學法科大学院履修規程【A5参照】

¹⁵⁵ 國學院大學法科大学院学則第 46 条【A5 参照】

¹⁵⁶ 國學院大學法科大学院履修規程別表第 2【A5 参照】

¹⁵⁷ 國學院大學法科大学院履修規程第14条【A5参照】

価されるというように、科目ごとに評価の分布に大きな差が生じ、学生からもこれを疑問とする意見が出された。

そこで、教務委員会及び教授会で議論が交わされ、その結果、過度に 甘い評価を防止するため、あらためて成績評価基準表について成績評価 の割合を目安として示したガイドラインが策定され、2004 年度後期から これが適用された。なお、この目安を適用するのは、法律基本科目のう ち1年次に開講される講義科目のみを対象としている。これは、2クラス に分かれて細分化する演習科目や数名の受講者数で行う選択科目につい ては、目安を参考とするにしても、これを適用することは適切ではない と考えられたからである。

修正内容は、A評価をあたえる割合を「 $2\sim10\%$ 」、以下同じく B+及び B評価は「 $20\sim30\%$ 」、C+及び C評価は「 $30\sim50\%$ 」、D+及び D評価は「 $10\sim20\%$ 」、そして F評価は「 $0\sim10\%$ 」とすることを成績評価の際の目安とすることで、著しく偏った評価とはしないことを申し合わせるとともに、「学生便覧」に記載して学生に周知している。なお、この目安を適用するのは、法律基本科目のうち 1 年次に開講される講義科目のみを対象としている。これは、25 名を基準とする演習科目や数名の受講者数で行う選択科目に適用することは適切ではないと考えたからである。

③再点検 (不合格の絶対評価明確化)

上記②の修正に基づき「学生便覧」に掲載する成績評価基準表には、成績評価の割合の目安を明示するとともに、たとえばA評価の「2~10%」という割合に「(1~5 名)」というように、各学年の定員50名を基準にした人数を付記していた。しかし、各学年の人数が減少し、目安としての人数の記載が適合しなくなったため、その記載の削除が検討された。その際、あらためて絶対評価・相対評価の妥当性が検討され、特にA評価とF評価について、絶対評価によるべきで相対評価の導入は適切ではないのではないかという議論が交わされ、その結果、F評価については絶対評価が適切であり、成績評価の割合の目安としても上限を示すことは妥当でないとされ、「学生便覧」に掲載する成績評価基準表から人数の付記をすべて削除するとともに、F評価の欄から割合の記載を削除した158。

このように修正された成績評価基準表は 2011 年度から適用されている。評価結果は必ずしも目安どおりの分布となっていないが、学生数の減少の影響があるものと考えられる。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価の考慮要素としては、期末の筆記試験、これに代わるレポート、中間試験、小テスト・確認テスト、復習レポート、平常点(発言点、報告点など)などが考慮要素となる。本法科大学院では、これらの考慮要素の

_

¹⁵⁸ 平成 24 年度版「学生便覧」11 ページ【A3 参照】

割合を一律に定め、各科目に共通の成績評価基準として、担当教員に強制するようなことはしていない。ただし、平常点のあり方について議論が交わされ、①欠席が多いことは減点要素となるとしても、出席が加点要素となることは適切とはいえないこと、②発言内容のみで評価することには客観性の担保が十分ではないので小テスト・レポートなど資料保存の可能な要素を中心とすること、が申し合わされた。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

上記ア記載のとおり、AからFまでの8段階とRの合計9種の評価の区分を設け、8段階の基準点を設定して絶対評価を原則としながら、1年次の法律基本科目については、不合格となるFを除き、合格となるAからDまでの7段階には成績評価の割合の目安を明示して相対評価を組み合わせている。

工 再試験

不合格となった科目についての「再試験」は行っていないが、病気その他やむを得ない事故等により試験を受けられなかった者のための「追試験」¹⁵⁹が行われる。なお、追試験についても本試験と同じ採点基準で採点している。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

教員は担当科目の目的や性格に応じ、成績評価の考慮要素の割合を決定している。各教員が担当科目について設定した成績評価基準は、シラバスに明記されている。なお、シラバスを含む学生便覧作成中、教務委員会でシラバスの内容の明確性、具体性をチェックするとともに、各科目の成績評価基準にも目配りしているが、是正の必要があると判断したことはない。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準を学生に対してあらかじめ明示するものとされている¹⁶⁰。

学生に対しては、「学生便覧」が配布され、そこに試験・成績評価についての説明が記載されており¹⁶¹、修正された成績評価基準表も開示されている。また、この学生便覧には、各教員が担当科目について作成したシラバスが掲載されており、そこに成績評価の方法・基準を記載することによって、どのような方法・基準により成績評価を行うかも開示されている。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

成績評価は、(1)で示した方法・基準に従い、厳格に実施されている。

160 國學院大學法科大学院履修規程第17条【A5参照】

130

¹⁵⁹ 國學院大學法科大学院履修規程第13条【A5参照】

¹⁶¹ 平成 24 年度版「学生便覧」11 ページ【A3 参照】

2011 年度前期及び後期における必修科目の成績評価分布状況¹⁶²から明らかなとおり、概ね「成績評価基準表」に沿った評価が実施されている。

また,同一科目について複数のクラスが設定され,担当教員が異なる場合には,平常点の分布に偏りがないように相互にチェックしたうえ,共同して試験問題を作成し,クラスを横断して各教員が採点を担当するという方法をとるなど,採点する担当教員の異同によって偏ることがないように公平な客観的評価方法がとられている。

イ 到達度合いの確認と検証等

評価の結果については、各教員の評価結果提出後、教務委員会において成績評価分布状況をチェックのうえ、すべての学生ごと、かつ、すべての科目ごとに評価が示された資料が教授会に配布される。これをもとに、後期には修了・進級の認定を行う。また、当該学期あるいは通年の GPA 値 2.2 未満の学生に対して、学習委員会による指導が行われている。このようなプロセスのもとで、各教員の評価結果の内容は、教員相互間で確認されており、成績評価基準を著しく逸脱する科目が生じたときには、教務委員会から改善を求められることになる。

ウ 再試験等の実施

不合格となった科目についての「再試験」は行っていない。病気その他やむを得ない事故等により試験を受けられなかった者のための「追試験」を行うことがある。なお、追試験自体やむを得ない事情により受験できなかった修了予定年次の学生については、特別追試験制度があり¹⁶³、これまで、2006年度修了生2名、2011年度修了生1名について実施した。

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を 担保するための組織的体制・取り組み

2010年から、全教員により、前期および後期の各期中に「修学状況連絡協議会」を、各期末に「成績情報交換連絡会」を開催している。「修学状況連絡協議会」においては各科目の学生の修学状況を報告するとともに注意を要する学生の有無を確認し、「成績情報交換連絡会」においては各科目の成績評価分布の概況を報告するとともに特に優劣の突出した学生の有無を確認しており、これらを通して、到達度合いを確認・検証し、成績評価の客観性・厳格性を担保するように努めている。

2 点検・評価

設定されている成績評価基準は、絶対評価を原則としつつ、法律基本科目に 相対評価的な目安が導入されたものであり、厳格かつ適正な基準と評価しうる。 演習科目などでは、シラバスに明示して平常点を導入しながら、その評価の客

¹⁶² 成績評価分布状況【A26 参照】

¹⁶³ 平成 24 年度「学生便覧」10 ページ【A2 参照】

観性に留意することも行われており、科目の特性に従った適切さも維持されている。

学生に対しては、全員に配布される「学生便覧」に試験・成績評価についての説明とシラバスを記載し、成績評価基準を事前に開示しており、学期ごとに全科目で実施する導入授業(ガイダンス)¹⁶⁴において直接説明するなど、事前開示の徹底もはかられている。

また、期末試験問題についても、法科大学院教育の理念に基づいた問題が出題 されているか、院長、副院長及び教務委員長が試験実施後チェックしており、 これまで不適切な出題はなかった。

3 自己評価

Α

「理由〕

厳格な成績評価基準は適切に設定・開示され、成績評価は厳格に実施されているものと考える。

4 改善計画

1年次の法律基本科目で導入した目安としての割合を他の科目で適用する余地はあるか、あるいは、平常点をより客観化する工夫の余地はあるかなど、成績評価基準をさらに厳格・適切なものにするため、改善は不断の検討課題であり、検討してきているし、検討をつづけなければならない。とりわけ学生数が減少している現状において、目安としての割合を設定することが適切であるかどうかの検討を要し、この目安を維持する場合にも、GPA制度を有効に機能させるためには、安易に A 評価が付与されないようにし、D+及び D 評価には制約を加えないという方向の考慮を要するものと考えられる。

なお,試験は,履修登録をした科目で,かつ3分の2以上出席しなければ受験することができないとされている¹⁶⁵。出席については,各教員による出席確認の徹底化を図っている。

ややもすると、成績評価は、担当教員の自由裁量に属するという意識がもたれがちである。「修学状況連絡協議会」および「成績情報交換連絡会」の開催によって、科目を超えて実践例を紹介しあう機会を設け、成績評価の厳格性と透明性を高めるよう努力を継続している。

_

¹⁶⁴ 平成 24 年度前期開講科目「導入授業」実施について【資料 52】

¹⁶⁵ 國學院大學法科大学院履修規程第 14 条第 1 項【資料 A 5】

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準, 修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された 上で, 修了認定が適切に実施されていること。

1 現状

(1) 修了認定基準

①GPA 制度

8-1 で述べたとおり、本法科大学院では、成績評価の公平性・透明性を維持し、主体的かつ責任ある履修、学修・教育効果の向上を図ることを目的に、GPA 制度を導入している。

GPA 値すなわち「GPA 対象科目の QPI にその単位数を乗じたものの総和」を「GPA 対象科目の単位数の総和」で除した値が、一定の値以上でなければ進級あるいは修了できないとしているものである¹⁶⁶。修了に関する内容はつぎのとおりである。

標準コースを修了するには,94 単位以上を修得し,通算 GPA 値が2.0 以上でなければならない¹⁶⁷。

短縮コースを修了するには,66 単位以上を修得し,通算 GPA 値が2.0 以上でなければならない¹⁶⁸。

②進級制限

なお、GPA 値が一定の値以上でなければ進級できないとする進級制限も 設けている。その内容はつぎのとおりである。

標準コース (3 年コース) における 2 年次への進級は, 1 年次において 22 単位以上を修得し, 当該年度の GPA 値が 2.0 以上でなければならない¹⁶⁹。標準コースにおける 3 年次への進級は, 1 年次及び 2 年次において合計 50 単位以上を修得し, 当該年度の GPA 値が 2.0 以上でなければならない¹⁷⁰。 短縮コース (2 年コース) における 2 年次への進級は, 1 年次において 22 単位以上を修得し, 当該年度の GPA 値が 2.0 以上でなければならない¹⁷¹。

(2) 修了認定の体制・手続

成績評価の結果については、各教員の評価結果提出締切後に開催される 教授会において、すべての学生ごと、かつ、すべての科目ごとに評価が示 された資料が配布される。教授会は、これをもとに、所定の単位と GPA 値 が確保されていることを確認したうえ、進級及び修了の認定を行っている。

(3) 修了認定基準の開示

¹⁶⁶ 國學院大學法科大学院履修規程別表第2【A5参照】

¹⁶⁷ 國學院大學法科大学院履修規程第4条第2項・第19条第2項【A5参照】

¹⁶⁸ 國學院大學法科大学院履修規程第 4 条第 3 項・第 19 条第 2 項【A5 参照】

¹⁶⁹ 國學院大學法科大学院履修規程第5条第2項・第19条第3項【A5参照】

¹⁷⁰ 國學院大學法科大学院履修規程第 5 条第 3 項・第 19 条第 3 項【A 5 参照】

¹⁷¹ 國學院大學法科大学院履修規程第 5 条第 4 項・第 19 条第 3 項【A5 参照】

進級及び修了の認定の基準は,國學院大學法科大学院履修規程に定められ, 学生に配布される「学生便覧」にすべて記載されている。

また,入学志願者等一般に対しては,ホームページ及びガイドブックで開示している。

(4) 修了認定の実施

2011年度は、修了対象者数は、標準コースについては、2009年度入学者である 16 名、2008年度入学者である 2 名、2007年度入学者である 1 名、短縮コースについては、2010年度入学者である 1 名であった。3 月 5 日(月)に教授会を開催し、そこで、修了対象者のうち修了認定者を、標準コースについては、2009年度入学者である 16 名、2008年度入学者である 2 名、短縮コースについては、2010年度入学者である 1 名の、合計 19 名とした。これら修了認定者の修得単位数の最多は 102単位、最小は 96単位であった。

なお、修了予定者のうち、修了を認められなかった、2007 年度入学者である標準コース 1 名については、家庭の事情により期末試験及び追試験日に受験ができなかった者であり、3 月 15 日 (木)に、修了に必要な 2 科目について特別に追試験を実施し、3 月 19 日 (土)の臨時法科大学院教授会において修了が認定されていた。

また,進級認定については,直近の3年度の累計として,修得単位数の不足によって進級できなかった学生はいないが,GPA値の不足によって進級できなかった学生が,1年次から2年次への進級において3名,2年次から3年次への進級において3名おり,厳格かつ客観的な認定が進級についても確保されている。

2 点検・評価

修了認定基準は96単位であり、専門職大学院設置基準第23条で示された93単位を上回り、かつ、100単位を超えるものではない。これに加えて、通算GPA値2.0以上を要求しており適切である。

進級についても、所定の単位の確保に加え、年次 GPA 値 2.0 以上を要求しており適切である。

これらの基準は「学生便覧」に記載・配布され、学生に開示され、徹底されている。

進級及び修了の認定は、所定の手続にしたがって適切に実施されている。

3 自己評価

Α

「理由」

修了認定基準,修了認定の体制・手続はたいへん適切に設定・開示されており、また、修了認定は適切に実施されているものと考える。

4 改善計画

改善すべき特段の問題は生じていない。進級及び修了認定の判定資料は、各科目の成績評価の単純かつ機械的な計算により作成されるものであり、これまでも学生から異議が申し立てられたことはない。今後も、単純かつ機械的な計算とはいえ、ミスがないように複数回のチェックを行う体制を堅持したい。

8-1 で述べたとおり、A から F まで 8 段階評価とし、GPA 値の前提となる QPI 値を細分化して運用している。今後も、その適切さの検証は不断の課題である。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

- (1) 成績評価における異議申立手続
 - ア 成績の説明、試験に関する解説・講評
 - ①成績・試験の説明・解説

試験実施後すみやかに、出題趣旨等の解説を配布するとともに、各自の全答案のコピーを成績通知書とともに交付して、自己採点が可能となるようにしている¹⁷²。

②異議申立制度の設定

成績評価に対する不服については、設立当初は担当教員から直接説明 することによって対応され解決されていたが、それでは不十分であって 異議申立制度の設定・整備が必要であることが認識され、2004 年度第 13 回教授会において、学習環境全般を所掌事務とする「学習委員会」 の設置を決定して、学習委員会および教務委員会が関与する運用を形成 したうえ、制度の明文化をはかり、平成19年5月23日に「成績評価及 び進級認定についての相談、不服申立等に関する規則」を制定した。 その概要は、次のとおりである。すなわち、学生は、定められた期間内 に、担当教員に質問、相談の申入れを行うことができ、担当教員からの 説明によっても疑義がある場合には、学習委員会に審査の申出を行うこ とができる。学習委員会は、審査の結果、必要があると認めるときは、 関係者に所要の勧告をすることができる。また、担当教員は、成績評価 を変更することが適当であると認めるとき、その旨を教務委員会に通知 し、教務委員会は、担当教員による成績評価変更について、教授会の承 認を得る。学習委員会の審査結果または教授会の決定は、学生に書面よ って通知される、というものである。

イ 異議申立手続の学生への周知

「学生便覧」に「成績評価及び進級認定についての相談,不服申立等に関する規則」の全文を掲載するとともに,「履修要項」の「IV. 試験・成績評価」の項目において,「6. 成績評価及び進級・修了判定についての相談・不服申立制度」の項を設けて「前期及び後期成績発表後,成績評価及び進級・修了判定結果に関する相談,不服申立等を行う期間を設ける。申し出期間については,成績発表時に別途指示する。期間を過ぎての申し出は受け付けないので注意すること。」と記載して学生に周知し,成績発表時に申し出期間

_

¹⁷² 答案コピー交付の件【資料 53】

の周知を励行している。

なお,異議申立制度の設定後の平成19年度以降,成績評価について不服を申し立てた学生は5名(3科目)おり,「成績評価及び進級認定についての相談,不服申立等に関する規則」に基づき手続きをすすめた結果,1名について成績評価の変更があった。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

上記(1)ア②記載の2007年5月23日に制定された「成績評価及び進級認定についての相談,不服申立等に関する規則」において,進級・修了認定に対する不服申立についても定められた。

その概要は、次のとおりである。すなわち、学生は、定められた期間内に、学習委員会に対して不服申立をすることができる。学習委員会は、審査を行い、審査結果を教務委員会に通知し、教務委員会は、これを教授会の審議に付する。教授会の審議結果は、学生に書面よって通知される、というものである。

イ 異議申立手続の学生への周知

上記(1) イ記載のとおり、学生便覧に「成績評価及び進級認定についての相談、不服申立等に関する規則」の全文を掲載するとともに、「履修要項」の「IV. 試験・成績評価」の項目において、「6. 成績評価及び進級・修了判定についての相談・不服申立制度」の項を設けて「前期及び後期成績発表後、成績評価及び進級・修了判定結果に関する相談、不服申立等を行う期間を設ける。申し出期間については、成績発表時に別途指示する。期間を過ぎての申し出は受け付けないので注意すること。」と記載して学生に周知し、成績発表時に申し出期間の周知を励行している。

(3) 特に力を入れている取り組み

成績評価を含めた期末試験に関する質問については、学生に教員ごとの連絡 方法を書面で告知するなど、期末試験を学修の一環と位置付けて遠慮なく質問 できるよう促しており、成績評価に対する不満にも真摯に対応するように努め ている。

2 点検・評価

2004年度前期試験成績通知書配付後,ある科目について,複数の学生から同時に採点基準に関する質問が担当教員に直接寄せられたことから,大学院設置初期のころから異議申立制度の設定・整備が必要であることが認識され,以後,その整備を実行するとともに、学生に利用しやすい運用がはかられている。

3 自己評価

Α

[理由]

成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続は規定されており、 また、それらは適切に実施されているものと考える。

4 改善計画

成績評価を形式的な「結果」として扱わず、成績評価に関する学生からの質問ないし疑義を「異議申立て」という不服申立制度に閉じ込める形ではなく、学生の学修の一環として機能させることができるような運用を工夫していきたい。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が, 適切に実施されていること。

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 本法科大学院が考える法曹に必要なマインド・スキルの内容 本法科大学院は、「国民の社会生活上の医師」として、「地域」とともに生き「地域」に寄与し貢献できる法曹、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と、事件を冷静に処理できる理性とを有する法曹(ホームロイヤー)の養成を目指している(國學院大學法科大学院学則第3条)。これは、司法制度改革審議会で示された法科大学院の理念を、國學院大學が育んできた建学の精神とくに神職養成の伝統を踏まえて実現しようとするものである。

上述した法曹を養成するために、本法科大学院は、本法科大学院の修了者が法曹として備えるべき内容として、以下の2つのマインドと7つのスキルを設定している。

まず、法曹に必要なマインドとして、次の2つを挙げる。

- ①「地域」とともに生き「地域」に貢献するという使命の自覚 「地域」とともに生き「地域」に貢献するという使命の自覚とは、法科大学院における学修を通じて、各自が、「地域」とともに生き「地域」に貢献する法曹として果たすべき使命および法曹像を明確に意識することである。
- ②地域とともに生きる法曹としての倫理および人権感覚 地域とともに生きる法曹としての倫理および人権感覚とは、法曹として職務を遂行する際に要求される弁護士倫理を涵養するとともに、「地域」の人たちの痛みを理解できる豊かな感性に裏付けられた人権感覚を有することである。

上述の2つのマインドを身につけさせるために,カリキュラムを編成し, 授業をおこなっている。しかし,制度を設けるだけでは,また特定の科目 の授業だけではその目標の実現は難しい。各教員は常にそのことを自覚し, 教育に従事している。

第1分野で述べたように、本法科大学院は司法試験に合格するためだけの教育は行っていない。しかしながら当然であるが、本法科大学院は、法曹養成機関としての目標を達成するために、7つのスキルを設定している。本法科大学院における法曹に必要なスキルは以下の7つである。

①**基礎的な法知識** 基礎的な法知識とは、法曹として必要不可欠な、基本

的な法分野についての基礎的な知識を十分に理解することである。

- ②事実分析能力 事実分析能力とは、依頼者の相談内容や社会に生起する 事象などから、事実を正確に把握し、そこから適切に法的問題を抽出する 能力である。
- **③法的思考能力** 法的思考能力とは,事案に対して適用される法規範を見出し,事案を分析し,法的結論に至る論理的筋道を整理する能力である。
- **②創造的思考能力** 創造的思考能力とは、多様化、複雑化、グローバリゼーションという言葉で象徴される現代社会において、既存の法律の中では解決できない問題に対して、新たな解決方法を見出す能力である。
- ⑤プレゼンテーション能力 プレゼンテーション能力とは、法的な問題について、依頼者に分かりやすく説明する能力、相手を納得させる論理を組み立てる能力、法廷などにおいて、説得的に弁論を展開する能力などについての基礎的な能力である。
- **⑥コミュニケーション能力** コミュニケーション能力とは、「地域」とともに生き「地域」に貢献する法曹として、依頼者の立場に立って依頼者の話を素直に聞き、質問をし、合意形成に向けた交渉を行うための基礎的な能力である。
- **⑦調査能力** 調査能力とは、問題の解決に必要な法情報を収集し分析する 法情報調査能力である。

上述のマインドとスキルの修得のためのスキームは5-2で示したところであるが、われわれは、標準コース1年次から3年間、短縮コース1年次から2年間、積み上げ式に設定された授業科目によって、体系的かつ適切に、マインドならびにスキルを習得させることを教育の現場で実践している。7つのスキルについては、6-1で示した授業を通じてその定着を図っている。

なお、以上のマインド・スキルは、日弁連法務研究財団の示す「法曹に 必要なマインド・スキル」と大筋において異なるものではない。本法科大 学院の教育目標およびそれに基づくカリキュラムに合わせて、本法科大学 院の教育内容に合わせて整理しなおしたものである。

次に、法曹にとっての国際性の涵養の意義について述べる。本法科大学院では、「地域」とともに生き「地域」に寄与し貢献できる法曹の養成を教育目標とするものであるが、これは、多様化、複雑化、グローバリゼーションという言葉で象徴される現代社会において、国際的な動向に対して敏感であり、また、関係する諸国の法制度や国際関係法に造詣が深い法曹であることを含意している。それゆえ、本法科大学院における国際性の涵養とは、関係する諸国の法制度や国際関係法の基本的知識を身に付け、渉外事案などにも柔軟に対応できる能力を涵養することであると考える。

イ 本法科大学院による検討・検証等 本法科大学院では,「法科大学院修

了生が備えるべき法曹に必要なマインド・スキル」について, 法科大学院 の設立時から検討を重ね, その内容については, 前回の「自己点検評価報告書」において明らかにしている。ただし, 前回の内容は若干整理が不十分であったので, その後, 自己点検評価実施委員会において, 前回の内容を整理, 修正した原案を作成した後, 運営委員会で検討し, ブラッシュアップ授業検討会において, 専任教員による討議を経た後, 教授会で新たに決定している。また, 確認された内容については, 非常勤教員には文書で通知している。なお, 法科大学院修了生が備えるべき法曹に必要なマインド・スキルの設定にあたっては, 日弁連法務研究財団の示している「法曹に必要なマインド・スキル」を参考にしている。

- ウ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容 本法科大学院では、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」について、上述した「本法科大学院における法曹に必要なマインド・スキル」と基本的に同様のものと考えるが、とりわけ、一定の指標を想定しうるスキルの部分について、その最低限の知識と能力を身に付けることが、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」と考える。
- エ 科目への展開 上述した本法科大学院修了者の備えるべき法曹に必要な2つのマインドと7つのスキルは、本法科大学院のすべての科目で目標とされなければならないものである。このうち、2つのマインドについては、とくに、本法科大学院の特色でもあるプレリーガルクリニック、リーガルクリニック(初級)、リーガルクリニック(上級)、リーガルクリニック(上級・刑事)および法曹倫理などの科目においてその涵養に努めることが想定されている。

7 つのスキルについても法科大学院のすべての科目で考えていかなければならないものであるが、以下、法律基本科目について、本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容の概要を以下に示す。

- ①憲法 憲法における「最低限修得すべき内容」とは、主として人権に関する具体的事案につき、個別の人権規定の保障範囲、当該人権の性質・内容、規制目的の性質・内容、規制手段の性質・内容等を考慮し、立法裁量の広狭・司法審査の厳格度を確定することにより判断枠組みを設定し、立法事実を踏まえて、人権規制立法の合憲性について判断するための基本的知識と論理的思考力を身に付けることである。とくに、憲法では、法令の全部違憲(ないし法令の一部違憲)、法令の全部合憲、適用違憲という異なる結論を導出する論理的思考力を涵養することが必須である。
- ②行政法 行政法における「最低限修得すべき内容」とは、現代行政諸分野を規律する一般行政法的なしくみ(行政作用法総論的な理論枠組み)を、体系的に正確に理解するとともに、多種多様な行政法規や具体的な行政活動事例に即して、その行政法理論的な論点を的確に把握できること、また

各種の行政活動をめぐって生じる多様な当事者間の現代型行政紛争事例について、各種訴訟形式の取捨選択をはじめ、実体法手続法両面にわたる論点の抽出や分析ができる応用的能力を身につけることである。

- ③民法 民法における「最低限修得すべき内容」とは、民法の条文の趣旨、要件・効果、原則・例外を正確に理解し、民法の条文解釈の基本的能力を身に付けること、および、具体的な事案の分析をし、民法上どのような問題があるか論点を抽出したうえで、事案に適用される民法規範を見出し、それを適用し適切な法的解決にいたることのできる考え方が身についていることである。
- ④会社法 会社法における「最低限修得すべき内容」とは、個々の事例に 即して妥当な結論を導き出すために、事案を分析する能力、すなわち株式 会社の違いに応じた複層的な条文を正確に理解し、それらの趣旨・意義を 十分に尊重しつつ、利害関係者の調整を行うに相応しい論理的な構成力、 法的思考力を修得することである。
- ⑤民事訴訟法 民事訴訟法における「最低限習得すべき内容」とは、民事訴訟法上の基本原理、基本的制度、基本的手続を理解する基本的な法知識であり、そのような法知識をもとに具体的な事案において手続法上何が問題となるかを誤らずに把握できる分析力であり、把握した問題の解決に関連する基本的な判例や学説をその論拠や根拠を理解したうえで論旨を展開して制度的要請や当事者の手続保障を実現する適切な結論を導くことのできる法的な思考力である。
- **⑥刑法** 刑法における「最低限修得すべき内容」とは、現代生活における 刑法の果たすべき役割を理解し、刑法典各則に規定されている重要な犯罪 の解釈を理解し、適切な事実分析を可能とする妥当な犯罪理論を理解する ことである。
- ⑦刑事訴訟法 刑事訴訟法における「最低限修得すべき内容」とは、刑事手続に関する具体的事案から、適切に法的論点を抽出することができる程度に刑事訴訟法に関する基本的知識が定着していること、および、条文趣旨から規範を定立し、事案を分析する論理的思考能力が身に付いていることである。とくに、刑事訴訟法では、上記の法的思考について、弁護人、検察官、裁判官のそれぞれの立場から、適切な結論を導くことができる能力を身に付けることが必要である。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

ア 入学者選抜 入学者選抜は、小論文、グループディスカッション、志望理由確認、適性試験の総合点によって判定される。配点の割合は、2010年度入試から、小論文:適性試験:グループディスカッション:志望理由確認をそれぞれ4:3:1.5:1.5とした(I 期、III 期入試)。これは、「問題発見能力」、「法的思考力」の基礎となる能力のある学生を入学させようと

いう意図から、適性試験の比重を高めた結果である。なお、2012年度入試から導入されたII期入試についても、小論文:適性試験:面接の割合は4:3:3である(この入試では、受験人数が不透明なこともあり、グループディスカッションは実施されていない)。

また,2011年度入試から,中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策」(2009年4月17日)を受け,適性試験実施機関において統一的な入学最低基準点が設定された場合,本法科大学院もそれに応じて最低基準点を設定することとした。

加えて、2008 年度入試より、「社会人特別入試(企業・官公庁推薦型) を導入した。この試験は、受験資格として通算7年以上の勤務期間と出願 時に在職していることを求め、実務経験が「確実に定着」し、しかも実務 経験から得た「広い視野と切実な関心」を持つ者を積極的に受け入れよう とするものである。

イ カリキュラム 第5分野で述べたとおり、2つのマインドおよび7つのスキルを着実に養成するために、カリキュラムは反復積み上げ型で構築されている。とりわけ、本法科大学院の特色として、調査能力、事実分析能力および法的思考能力を涵養するために、実務家教員とローライブラリアンとが共同担当する「リーガル・リサーチ」、「リーガル・ライティング」が置かれている点、また、他の講義科目、演習科目を踏まえて、法曹に必要なマインド・スキルを集約的、総合的に修得させるための科目として「リーガルクリニック(初級)」「リーガルクリニック(上級)」が置かれている点を挙げることができる。

ウ 授業 まず、本法科大学院では、授業シラバスの作成において、学生 が最低限修得すべき内容を踏まえて到達目標などを記載することに留意している。また、授業開始前に全科目について「導入授業」を実施し、授業 の目的、到達目標などを説明し、また、全学生を対象に「個別履修相談」を実施し、法曹に必要なマインド・スキルについて専任教員が個別に説明することとしている。授業の実施に関しては、とりわけ演習科目が実務家教員と研究者教員との協同授業であり、法理論と実務的観点に配慮しながら法曹に必要なマインド・スキルの養成に合致した授業が展開されている。各授業が法曹に必要なマインド・スキルの養成に合致した授業が展開されている。

エ 成績評価・修了認定 本法科大学院では、第8分野で述べたとおり、成績評価の公平性・透明性を維持し、主体的かつ責任ある履修、学修・教育効果の向上を図ることを目的に、GPA 制度を導入している。標準コースを修了するには、100 単位以上を修得し、通算 GPA 値が 2.0 以上でなければならない。短縮コースを修了するには、68 単位以上を修得し、通算 GPA 値が 2.0 以上でなければならない(國學院大學法科大学院履修規程第4条

第3項·第19条第2項)。

成績評価および修了認定については、各教員の評価結果提出および教務 員会における検討の後、必ず教授会において審議される。教授会では、す べての学生ごとに、かつ、すべての科目ごとに評価が示された資料が配付 され、これをもとに、所定の単位と GPA 値が確保されていることを確認し たうえ、成績評価および修了認定を行っている。

オ 教育体制 法曹に必要なマインド・スキルの養成のためには、実務家教員および研究者教員のバランスのよい配置が必要である。本法科大学院では、専任教員 16 名のうち 16 名が教授であり、法律基本科目ごとに適格性のある専任教員を配置している。また、「5 年以上の実務経験」を有する専任教員は 6 名配置されている。さらに、リーガルクリニックなどには、法科大学院棟内に設置された「渋谷パブリック法律事務所」所属弁護士 8 名が学生の教育に直接参画している。

カ FD 活動 本法科大学院では、法曹に必要なマインドとスキルの養成を 目指した FD 活動が様々な形で実施されている。

まず、授業改善を目的とする相互授業見学が、全専任教員参加のもと、前期と後期の2回実施されている。見学の後、ブラッシュアップ委員会がアンケート結果を検討し、そこから浮かび上がる問題点を抽出した上で、ブラッシュアップ授業検討会を開催し授業改善への方向性について議論している。

学生による授業アンケート(中間アンケート,最終授業時アンケート)はそれぞれ年2回実施されている。中間アンケートの目的は、学生が授業の進め方を理解した時点で、学生から授業の進め方ついての要望を聞く授業の改善につなげることである。最終授業時の授業アンケートは、学期末の最終授業終了時に実施されるものであり、各授業の学生評価を踏まえ、教員各自および教授会全体として、今後の教育内容および教育方向の改善につなげていくものである。また、2010年度から、修了生に対する授業アンケートが実施されている。

学生との懇談会は前期2回,後期2回の計4回実施している。学生との 懇談会の目的は、学生に対して本法科大学院の教育方針を伝えるとともに、 学生の質問および要望を聞くことによって、教育方法および学修支援のあ り方などを具体的に改善することにある。

ブラッシュアップ授業検討会は前期2回,後期2回の計4回実施している。上記,相互授業見学,学生による授業アンケート,学生との懇談会などの結果を踏まえて,全専任教員が参加して,教育内容および教育方法の改善に向けた議論を行うものである。

この他, 非常勤教員および学習アドバイザーとの意思疎通を図り, 法科大学院の教育理念, 教育方法を共通認識とするために, 毎年, 非常勤教員

と専任教員との懇談会および学習アドバイザーとの懇談会を年1回開催している。

キ 学習環境 2010年4月に,法科大学院棟地下1階を改修してラウンド テーブル型の教室を設置し,事実分析能力や法的思考能力を涵養する授業 が行いやすい体制が整備された。

ク 法科大学院全体の自己改革 法科大学院全体の自己改革は、自己点検・評価実施委員会を中心として進められており、その活動状況は第1分野で述べたとおりである。法曹に必要なマインド・スキルの養成に向けた改革としては、修了生への授業アンケートの実施、期末試験問題の総点検、成績評価に関する答案等の保管手続の明確化、修了生への学修支援の検討などを挙げることができる。これらの問題について、自己点検・評価実施委員会での検討にとどまらず、ブラッシュアップ授業検討会や教授会において、全教員で議論し、共通認識とするように努めている。

また、2010年には、各授業の内容が法曹に必要な資質・能力の養成にふさわしい内容となっているかを検証するために、自己点検・評価実施委員会とは別に、法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループ(院長、副院長、教務委員長、入試委員長、自己点検評価実施委員長、渋谷パブリック法律事務所長などで構成)を立ち上げ、法曹養成教育のあり方全体を再検討するとともに、「リーガルクリニック(初級)」で学生の指導を担当している渋谷パブリック法律事務所弁護士から、授業の問題点、改善の方策などを伺う機会を設けた。この検討の結果、教員は、演習科目も含めて、基本的な法的思考を繰り返し、徹底的に教え込む授業をすべきである点、教員は、予習の負担を軽くし、学生が復習を十分に行うことができるように、授業の進め方などを工夫すべきである点などが確認された。

(3) 国際性の涵養

本法科大学院では、国際性の涵養を目的とする科目として、国際関係法(公法系)、国際関係法(司法系)、展開演習Ⅲ(国際関係法・私法系)、法律英語、国際人権法(明治学院大学の単位互換科目)、英米法、西洋法制史などを設定している。これらの科目は、国際関係法の知識の修得にとどまらず、法を異なった切り口から分析するという意味で、柔軟な思考力を持った法曹の養成にも役立っている。

なお,国際交流としては,2010年3月,フィンランド共和国国会法務委員会の一行12名が,本法科大学院,渋谷パブリック法律事務所等を視察見学のため来校した。

(4) 特に力を入れている取り組み

「リーガルクリニック上級」では、4法科大学院(國學院大學, 東海大学, 独協大学, 明治学院大学)合同で最終報告会を開催されており、ここには多数の研究者教員が参加し、学生との質疑応答を行っている。

また、本法科大学院では、毎年 2 回、公開刑事模擬裁判を開催している。ひとつは、毎年 9 月に 1 年次生向けの特別授業として実施しているもので、各学生が裁判官、検察官、弁護人チームに分かれ、冒頭手続から判決書を起案して判決を宣告するまでを体験する。もうひとつは、「リーガルクリニック(初級)」の成果を披露するものである。この模擬裁判の特色は、学生が裁判官、検察官、弁護人を担当し、地元の方々には裁判員をお願いし、実際の裁判員裁判と同様に評議、判決に参加してもらっている。学生にとっては、法曹に必要なマインド・スキルを実感する貴重な場となっている。さらに、地域に寄与・貢献できる法曹の養成を目的としている本法科大学院にとっては、地域との連携を実践する場ともなっている。

(5) その他

特になし。

2 点檢·評価

法曹に必要なマインド・スキルその内容については適切に設定されていると考える。また、その養成状況であるが、教育体制、カリキュラム、授業、FD活動、成績認定を通じて、全体的に適切に進められている。とりわけ、FD活動では、教員の相互授業見学、学生アンケート、学生との懇談会、修了生アンケート、非常勤教員との懇談会、ブラッシュアップ授業検討会などを通じて、法科大学院全体として議論をし、改善に努めている。なお、現在、入学者選抜制度の改革が進められているが、入学者選抜においても、この基本方針は変わるところがない。

3 自己評定

Α

「理由〕

法曹に必要なマインド・スキルを養成する教育は、たいへん適切に実施されているものと考える。

4 改善計画

学生の評価・意見を把握する取り組みおよびそれらを教育内容,教育方法に活用していく取り組みは適切に行われていることから,ブラッシュアップ授業検討会や教授会の場において,さらに具体的に教育内容および教育方法の改善を進め,個々の教員の共通認識とすべく不断の努力を積み重ねていきたい。

第4 その他

われわれは,前回の認証評価の際,以下の諸点についてさらなる自己改革を 行う必要があることを認識していた。すなわち,

- 1 「理論と実務の架橋」という法科大学院制度の一つの理念を意識しての 講義科目・演習科目の授業展開
- 2 コア・カリキュラムの構築
- 3 学生のより積極的な授業参加の促進
- 4 FD活動のさらなる展開

である。

今回の評価を受けるに際し、あらためてこれまでの歩みを振り返ったところであるが、課題として掲げていた事項について、われわれとしては一定の自己 改革を進めてきたのではないかと思っている。

別紙 学生数及び教員に関するデータ

◇入学者

単位:人

		入学定員	入学者数	法学系の学部・ 学科以外の学部・ 学科出身者	実務等経験者
2010年度	未修者	40	24	2	5
入学者	既修者	40	1	0	1
2011年度	未修者	40	15	1	4
入学者	既修者	40	1	0	0
2012年度	未修者	40	11	0	5
入学者	既修者	40	1	0	1

[注] 法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者かつ実務等経験者は、実務等経験者にカウントする。

上表「入学者数」-「実務等経験者」-「法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者」=「法 学系の学部・学科の出身者」となるように記入する。

「n年度」は評価実施年度とする。上期に現地調査を行う場合,本報告書提出時点でデータが確定しない場合は,後日追加で提出すること(以下同様)。

入学定員に未修者・既修者の区別がない場合は、罫線を消して総数を記入いただくか、未修者欄に総数を記入し、既修者欄に「(区別なし)」と記入してください。

◇学生・修了者数の推移

本「自己点検·評価報告書」末尾参照。

◇修了者の内訳

単位:人

				_
			法学系の学部・	
		修了者総数	学科以外の学部・	実務等経験者
			学科出身者	
2009	未修者	36	8	14
年度	既修者	1	0	1
2010	未修者	34	7	12
年度	既修者	1	0	1
2011	未修者	20	3	9
年度	既修者	1	0	1

[注] 法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者かつ実務等経験者は、実務等経験者にカウントする。 上表「修了者総数」- 「法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者」- 「実務等経験者」= 「法 学系の学部・学科の出身者」となるように記入する。

「n年度」は評価実施年度とする。上期に現地調査を行う場合,本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、後日追加で提出すること(以下同様)。

未修者・既修者の区別がない場合は、既修者の行を消していただくか、未修者欄のみに記入し、 既修者欄は空欄としてください。

◇教員一覧

2012年2月10日に貴財団に提出済みである。

別紙 教員個人調書

2012年2月10日に貴財団に提出済みである。